

特別支援教育における
教育課程の編成・実施の
推進に向けた実際的研究

特別支援教育の 充実に向けた 教育課程編成

独立行政法人
国立特殊教育総合研究所

まえがき

平成18年6月の学校教育法等の改正で、これまで障害種別に設けられていた盲・聾・養護学校が、障害種別を超えた「特別支援学校」に改められるとともに、小・中学校等においても特別支援教育を推進することが明示されました。この法律は平成19年4月1日より施行され、平成19年度は、まさに特別支援教育元年といえます。この特別支援教育における教育課程の在り方等については、現在、中央教育審議会において学習指導要領の見直し等に向けての検討が進められています。

本研究は、中央教育審議会における審議の状況等も踏まえつつ、これまでの教育課程を整理し、特別支援学校としての教育課程の編成に向けた盲・聾・養護学校における教育課程編成の過程や工夫点等について、実際的な研究をまとめたものです。具体的には、学習指導要領の改訂等も視野に入れつつ、特別支援学校における教育課程編成の基本的な考え方や編成の工夫を分かりやすく解説し、各特別支援学校において新しい教育課程の円滑な編成・実施等に向けての参考となるガイドブックとして作成したものです。

第一部は、「特別支援教育と教育課程」として、特別支援教育の基本的な考え方や経緯、特別支援学校の制度と役割、小・中学校等における特別支援教育の概要等について解説するとともに、学校における教育課程編成の基本的な考え方と、これまでの盲・聾・養護学校における教育課程編成の工夫や配慮点について解説しています。

第二部では、「特別支援教育の教育課程編成Q & A」として、教育課程の編成・実施や個のニーズへの対応などについて分かりやすく説明しています。

第三部では、「教育課程編成の工夫－学校事例－」として、特色ある教育課程を編成・実施している盲・聾・養護学校の事例を紹介し、今後の特別支援学校における教育課程を編成・実施する際の参考資料としています。

各学校において、特別支援教育を充実するための教育課程の円滑な編成・実施等の参考として本研究報告書を大いに活用していただければ幸いです。

平成19年3月

プロジェクト研究代表者

独立行政法人国立特殊教育総合研究所

千 田 耕 基

プロジェクト研究（平成18年度）
特別支援教育における教育課程の編成・実施の推進に向けた実際的研究
研究実施体制

【研究代表者】

千田 耕基（教育支援研究部・上席総括研究員，教育支援研究部長）

【研究分担者】

徳永 豊（企画部・総括研究員）

萩元 良二（企画部・総括研究員）

原田 公人（教育支援研究部・総括研究員）

木村 宣孝（教育支援研究部・総括研究員）

當島 茂登（教育支援研究部・総括研究員）

中澤 恵江（教育支援研究部・総括研究員）

笹森 洋樹（教育支援研究部・総括研究員）

滝川 国芳（教育支援研究部・主任研究員）

齊藤由美子（教育支援研究部・研究員）

中村 均（教育研修情報部・上席総括研究員，教育研修情報部長）

渡邊 章（教育研修情報部・総括研究員）

大崎 博史（教育相談部・主任研究員）

【研究協力者】

大南 英明（帝京大学・教授）

香川 邦生（健康科学大学・教授）

辻 誠一（宮城県立角田養護学校・校長）

寺西 弘治（愛知県立名古屋聾学校・校長）

古川 勝也（長崎県立諫早養護学校・校長）

山本 昌邦（横浜国立大学・教授）

目 次

まえがき

第一部 特別支援教育と教育課程

I 特別支援教育の概要	1
1 特別支援教育の理念と基本的な考え方	1
(1) 我が国の障害のある幼児児童生徒の教育をめぐる諸情勢の変化	
(2) 特別支援教育の理念と基本的な考え方	
2 特別支援学校の制度と役割	4
(1) 特別支援学校の制度	
(2) 特別支援学校の配置と名称等	
(3) センターの機能とその役割	
3 小・中学校等における特別支援教育	9
(1) 小・中学校等における特別支援教育の概要	
(2) 特別支援学級における教育	
(3) 通級による指導	
4 特別支援教育コーディネーターの役割	14
5 個別の教育支援計画と個別の指導計画	15
II 教育課程の編成の基本	17
1 教育課程編成の基本的な考え方	17
(1) 教育課程の意義	
(2) 教育課程に関する法制	
2 教育課程編成の手順	18
(1) 特別支援学校における教育課程編成の考え方	
(2) 教育課程編成の手順	
(3) 学校の教育目標の設定	
3 教育課程の評価と改善	20
(1) 教育課程の評価－観点と方法－	
(2) 教育課程の改善	
4 教育課程の編成と配慮事項	22
(1) 特別支援学校における教育課程の編成	
1) 盲学校における教育課程の編成	
2) 聾学校における教育課程の編成	
3) 知的障害養護学校における教育課程の編成	
4) 肢体不自由養護学校における教育課程の編成	

- 5) 病弱養護学校における教育課程の編成
- 6) 重複障害者を対象とした教育課程の編成
- 7) 教員を派遣して教育を行う場合（訪問教育）の教育課程の編成
- (2) 小・中学校における教育課程の編成

Ⅲ 今後の特別支援学校等における教育課程編成の在り方	34
1 教育課程の基準の改善に関する検討の経緯	34
2 特別支援学校制度の開始に向けた学習指導要領等の改訂	34
3 専門部会における検討状況	35

第二部 特別支援教育の教育課程編成Q & A

Q 1 特別支援学校になることの教育課程編成上のメリットはどのようなことでしょうか。	39
Q 2 障害のある児童生徒の一人一人のニーズに応じていくために、どのような教育課程編成の工夫が必要でしょうか。	40
Q 3 準ずる課程、自立活動を主とする課程等の「類型別」の教育課程編成を行う場合に、どのような配慮が必要でしょうか。	41
Q 4 重複障害のある児童生徒の教育課程の編成では、どのような配慮が必要でしょうか。	42
Q 5 訪問教育を充実させていくために、どのような教育課程上の配慮や工夫が必要でしょうか。	43
Q 6 自立活動の指導における個別の指導計画の作成や実際の指導で、配慮すべき点はどのようなことでしょうか。	44
Q 7 学校の教育課程と個々の子どもの個別の指導計画及び個別の教育支援計画との関係はどのようなものでしょうか。	45
Q 8 一貫性のある指導の充実を図る上で、個別の教育支援計画の策定における重要なポイントはどのようなことでしょうか。	46
Q 9 交流及び共同学習の教育活動を教育課程の編成に当たりどのように位置づければよいでしょうか。	47
Q 10 地域のさまざまな資源（人・機関等）を教育活動に取り入れていくために、どのような教育課程上の工夫や配慮が必要でしょうか。	48
Q 11 さまざまな専門性を持った教職員の協力体制を作るために、どのような工夫が必要でしょうか。また、教職員の専門性を向上させていくためには、どのような体制の整備が必要でしょうか。	49
Q 12 一人一人のニーズに応じた各教科等の指導計画、指導内容や方法の設定、授業展開を実現するために、何を大切に、どのような工夫や配慮がありますか。	50
Q 13 教育課程の評価は、どのように考え、どのように行っていけばよいでしょうか。	51

第三部 教育課程編成の工夫－学校事例－

I 確かな学力の育成を目指す教育課程編成の工夫

- 1 幼児児童生徒の障害の状態や学力の状況を踏まえた教育課程の編成
－広島県立盲学校－ 53
- 2 学力の伸長を図る中高一貫した教育課程の編成
－東京都立中央ろう学校－ 57

II 一人一人のニーズに応じた教育課程編成の工夫

- 1 自閉症等の多様な児童生徒に応じた教育課程の工夫
－岐阜県立大垣養護学校－ 61
- 2 授業時数の制限や小中学校との転出入が頻繁にある学校の教育課程の編成
－大阪府立羽曳野養護学校－ 65
- 3 個に応じた教育課程の編成・実践について
－茨城県立北茨城養護学校－ 69
- 4 一人一人に応じるための教育課程編成の工夫
－岩手県立盛岡養護学校－ 73

III 複数の障害に対応する教育課程編成の工夫

- 1 肢体不自由養護学校における障害の多様化への対応
－北海道網走養護学校－ 77
- 2 児童生徒のニーズに応じた教育課程の編成と指導の工夫
－福井県立南越養護学校－ 81
- 3 肢知併置校における多様な教育的ニーズに対応していくための取組
－岡山県立岡山東養護学校－ 85
- 4 知的障害者と肢体不自由者が共に学び合える教育課程の編成
－鹿児島県立出水養護学校－ 89

IV 就労に向けた教育課程編成の工夫

- 1 職業自立と豊かな人間性の育成を目指した教育課程の編成
－愛知県立半田養護学校桃花校舎－ 93
- 2 企業等との連携を重視した職業教育の推進
－京都市立白河総合養護学校－ 97

第一部 特別支援教育と教育課程

I 特別支援教育の概要

1 特別支援教育の理念と基本的な考え方

(1) 我が国の障害のある幼児児童生徒の教育をめぐる諸情勢の変化

ア 障害のある幼児児童生徒の教育の現状

障害のある幼児児童生徒の教育は、自立し社会参加する資質を培うため、一人一人の障害の種類や程度に応じて、盲・聾・養護学校（幼稚部・小学部・中学部・高等部）並びに小・中学校の特殊学級及び通級による指導において、きめ細かな教育が行われてきました。

近年、養護学校や特殊学級に在籍する児童生徒は増加する傾向にあり、通級による指導を受けている児童生徒も、平成5年度の制度開始以降増加してきています。平成17年5月現在、特殊教育の対象となる幼児児童生徒は約23万7千人（全体の約1.5%）であり、このうち、義務教育段階は約19万人（全学齢児童生徒数の約1.7%）となっています（表1参照）。

表1 義務教育段階の児童生徒就学状況

平成17年5月1日現在

全学齢児童生徒数	10,885,415人	(100.0%)
特殊教育を受けている児童生徒数	189,879人	(1.744%)
(内訳) 盲・聾・養護学校在学者数	54,330人	(0.499%)
特殊学級在籍者数	96,811人	(0.889%)
通級による指導を受けている児童生徒数	38,738人	(0.356%)
障害により就学猶予・免除を受けている者	91人	(0.001%)
(就学猶予・免除を受けている者の内訳)		
盲・弱視	1人	} 91人
聾・難聴	0人	
知的障害	19人	
肢体不自由	24人	
病弱・虚弱	47人	
児童自立支援施設・少年院	147人	}
その他	2,198人	

また、盲・聾・養護学校の小・中学部においては、平成17年5月現在、約43.1%（肢体不自由養護学校においては約75.4%）の児童生徒が重複学級に在籍するなど、障害の重度・重複化に伴い、盲・聾・養護学校においては、福祉・医療・労働などの関係機関等との密接に連携した適切な対応が求められてきました。

一方、特殊学級や通級による指導の対象となっている児童生徒についても、関係機関と連携した学校全体での適切な対応、障害のない児童生徒との交流及び共同学習の促進や担当教員の専門性向上などが課題となってきました。さらに近年、医学や心理学等の進展、社会におけるノーマライゼーションの理念の浸透等により、障害の概念や範囲も変化してきています。平成14年に文部科学省が実施した全国実態調査では、小・中学校の通常の学級に在籍している児童生徒のうち、学習障害（LD）・注意欠陥／多動性障害（ADHD）・高機能自閉症により学習や生活の面で特別な教育的支援を必要としている児童生徒が約6%程度の割合

合で存在する可能性が示されており、これらの児童生徒に対する適切な指導及び必要な支援は、学校教育における喫緊な課題となっていました。

イ 障害者施策をめぐる国内外の動向

障害者施策をめぐる国内外の状況も、近年大きく変化してきています。

国内的な動向としては、「アジア太平洋障害者の十年（1993～2002年）」が始まることを契機として、平成5年12月に障害者基本法が公布されました。この障害者基本法は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し障害者の福祉を増進することを目的としています。平成16年6月に一部改正され、基本理念として障害者に対して障害を理由として差別その他の権利利益を侵害してはならない旨が規定されたほか、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習の積極的推進による相互理解の促進についても規定が設けられました。

また、平成15年度を初年度として10年間を見通した障害者関連施策の基本的な方向を盛り込んだ新しい「障害者基本計画」が平成14年12月に閣議決定され、この中において、障害のある子ども一人一人のニーズに応じてきめ細かな支援を行うために、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的に教育や療育を行うとともに、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、自閉症などについて教育的支援を行うなど教育・療育に特別のニーズのある子どもについて適切に対応することが基本方針として盛り込まれました。

さらに、平成16年12月に、発達障害に関し、早期発見や発達支援に対する国及び地方公共団体の責務を明らかにし、学校教育における支援や就労の支援を定めた発達障害者支援法が成立し、平成17年4月1日から施行されました。

次に、国際的な動向としては、1993（平成5）年に、国際連合総会において、障害のある人がそれぞれの社会の市民として、その他の人々と同じ権利と義務を行使できることを確保することを目的として、「障害者の機会均等化に関する標準規則」が採択され、スペインのサラマンカで開催された「特別なニーズ教育に関する世界会議」において、障害のある子どもを含めた万人のための学校を提唱した「サラマンカ宣言」が1994（平成6）年に採択されました。

また、1992（平成4）年に国連アジア太平洋経済社会委員会（E S C A P）が決議した「アジア太平洋障害者の十年」の最終年に当たる2002（平成14）年には、E S C A P 総会において我が国の主唱により、この「十年」がさらに10年延長され、同年10月に滋賀県で開催されたハイレベル政府間会合においては、インクルーシブでバリアフリーかつ権利に基づく社会に向けた行動課題「びわこミレニアムフレームワーク」が採択されました。

さらに、2001（平成13）年には、国際連合総会において、「障害者の人権及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約」決議案が採択され、この条約を策定するための作業が進められ、2006（平成18）年12月の国際連合総会において、「障害者権利条約」として採択されました。

(2) 特別支援教育の理念と基本的な考え方

障害のある幼児児童生徒の教育を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、文部科学省に設けられた協力者会議から、これからの障害のある子どもの教育の在り方について各種の提言がなされています。

まず、平成13年1月の「21世紀の特殊教育の在り方に関する調査協力者会議」の最終報告では、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した障害のある子どもとその保護者に対する相談支援体制の整備、LD等の特別な教育的支援を必要とする児童生徒等の対応などについて、幅広い視点からの提言がなされました。さらに、平成15年3月には「特別支援教育の在り方に関する調査協力者会議」から「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（以下、「協力者会議最終報告」という）が出され、

- ① 盲・聾・養護学校を障害種にとらわれない学校制度（特別支援学校（仮称））にするとともに、地域の特別支援教育のセンター的機能を有する学校とすること
- ② 小・中学校における特別支援教育の体制を確立するとともに、特殊学級や通級による指導の在り方を見直すこと
- ③ 教員の専門性を強化するための免許制度の改善

などの制度的課題について、具体的検討の必要性が指摘されました。

これらの課題について検討するため、中央教育審議会初等中等教育分科会に特別支援教育特別委員会が設置され、平成17年12月に中央教育審議会から「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」（以下、「答申」という）が出されました。

その「答申」では、特別支援教育の理念と基本的な考え方について、以下のように述べています。

協力者会議最終報告では、特殊教育の果たしてきた役割や障害のある子どもの教育をめぐる諸情勢の変化を踏まえつつ、「特別支援教育」の理念と基本的な考え方が提言されている。

これまでの「特殊教育」では、障害の種類や程度に応じて盲・聾・養護学校や特殊学級といった特別な場で指導を行うことにより、手厚くきめ細かい教育を行うことに重点が置かれてきた。

「特別支援教育」とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、すでに述べたとおり、現在、小・中学校において通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒に対する指導及び支援が喫緊の課題となっており、「特別支援教育」においては、特殊教育の対象となっている幼児児童生徒に加え、これらの児童生徒に対しても適切な指導及び必要な支援を行うものである。

さらに、「答申」では、「従来の特殊教育が果たしてきた役割や実績を否定するものではなく、むしろ、これを継承・発展させていこうとするものである。したがって、特別支援教育は、

これまで特殊教育の枠組みの下で培われてきた教育水準や教員の専門性が維持・向上できるような方向で推進されることが必要である」と述べています。そして、「我が国が目指すべき社会は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会である。その実現のため、障害者基本法や障害者基本計画に基づき、ノーマライゼーションの理念に基づく障害者の社会への参加・参画に向けた総合的な施策が政府全体で推進されており、その中で、学校教育は、障害者の自立と社会参加を見通した取組を含め、重要な役割を果たすことが求められている。その意味で、特別支援教育の理念や基本的考え方が、学校教育関係者をはじめとして国民全体に共有されることを目指すべきである。」と指摘しています。

この「答申」を踏まえ、平成18年6月に、特別支援学校制度の創設や小・中学校等における特別支援教育の推進、盲学校、聾学校、養護学校ごとの教員の免許状を特別支援学校の教員の免許状とすることなどを内容とする「学校教育法等の一部を改正する法律」が成立し、平成19年4月1日から施行されることになりました。また、この法律の成立を受け、改正の概要及び留意事項等について、平成18年7月に文部科学事務次官名で「特別支援教育の推進のための学校教育法等の改正について（通知）」（以下、「事務次官通知」という。）が出されました。さらに、平成19年3月には、学校教育法施行令や学校教育法施行規則などの関係の政省令等の改正が行われました。

2 特別支援学校の制度と役割

（1）特別支援学校の制度

ア 特別支援学校の法的な位置付け

障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を進めていく上で、また、障害の重度・重複化に対応するため、平成18年の学校教育法の改正により、これまで障害種別に設けられていた盲・聾・養護学校が、障害種別を超えた「特別支援学校」に改められました。

特別支援学校について、学校教育法第71条では、「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。」と規定しています。

これは、これまでの盲・聾・養護学校と同様に特別支援学校が幼稚園、小学校、中学校及び高等学校と同一の教育（いわゆる通常教育）を行うとともに、障害に基づく学習上や生活上の様々な困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度を育成するための教育を行うことを示しています。

この特別支援学校では、基本的にはこれまでの盲・聾・養護学校の対象となっている5種類の障害種別（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱（身体虚弱を含む。）及びこれらの重複障害に対応した教育を行うことになっていますが、新たに「特別支援学校においては第71条に規定する者に対する教育のうち当該学校が行うものを明示する」（学校教育法第71条の2）とされています。

特別支援学校の対象となる障害の程度等については変更はなく、これまでと同様学校教育法施行令第22条の3に定められています。また、就学の通知に当たっては、市町村の教育委員会はこれまでの専門家の意見の聴取に加え、保護者の意見も聴くものとされています。

なお、平成17年12月の中央教育審議会答申では、「協力者会議最終報告（「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（平成15年3月））では、特別支援学校において、例えば、「視覚障害部門」、「知的障害部門」等の「教育部門」を設けることが提言されている。この「教育部門」は、各障害種別ごとの指導の専門性を確保する観点から、これを設けることが有効であると考えられる。」と指摘しています。

イ 特別支援学校の教員免許

平成17年12月の「答申」では、特別支援教育への移行を踏まえ、これまでの盲学校、聾学校及び養護学校ごとの免許状を特別支援学校教諭免許状とすることが提言されました。これを受け、平成18年6月に教育職員免許法が一部改正され、特別支援学校の教員免許状が創設されるとともに、大学等において修得すべき単位数等や必要な経過措置が定められました。

この免許状は、当該免許状の授与を受けようとする者の特別支援教育に関する科目の修得状況等に応じて一又は二以上の特別支援教育領域（学校教育法第71条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に関するいずれかの教育の領域）を定めて授与されることになります。また、この免許状の授与を受けた者が、当該免許状に定められている特別支援教育領域以外の特別支援教育領域に関する科目を修得等した場合には、当該免許状に新教育領域を追加して定めるものとされています。

なお、すでに盲学校、聾学校、養護学校の免許状を授与されている場合、例えば盲学校の場合、視覚障害者に関する教育領域、聾学校の場合、聴覚障害者に関する教育領域、養護学校の場合、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育領域を定めた特別支援学校教諭の免許状といったように、それぞれ対応する特別支援教育領域の免許状の授与を受けたものとみなされます（図1参照）。

（2）特別支援学校の配置と名称等

ア 特別支援学校の配置

いかなる形態の特別支援学校を設置し、また、どのように配置していくかについては、設置者である都道府県等において、地理的な状況や各障害種別ごとの教育的ニーズの状況など、それぞれの地域の実情に応じたきめ細かい検討に基づいて判断されることになります。その際、「事務次官通知」では、「児童生徒等ができる限り地域の身近な特別支援学校に就学できるようにすること、同一の障害のある児童生徒等による一定規模の集団が学校教育の中で確保され、障害種別ごとの専門的指導により児童生徒等の能力を可能な限り発揮できるようにすること等を勘案しつつ、児童生徒等の障害の重複化への対応という今般の制度改正の趣旨を踏まえ、可能な限り複数の障害種別に対応した教育を行う方向で検討されることが望ましい」とされています。

イ 特別支援学校の名称

特別支援学校の名称については、その名称が普及・定着するまでには一定の期間を要すると考えられること、これまでの各障害種別における専門的指導の蓄積や、私立の学校が建学の精神に基づく特色ある教育活動を展開していることなどを踏まえ、主として特定の障害に対応する形態の特別支援学校については、引き続き「盲学校」、「聾学校」又は「養護学校」の名称を用いることも可能です。

(3) センターの機能とその役割

ア センターの機能の法的な位置付け

平成18年の学校教育法の改正では、「特別支援学校においては、第71条の目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第75条第1項に規定する児童、生徒又は幼児の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。」（学校教育法第71条の3）と新たに規定され、特別支援学校が地域の特別支援教育のセンター的機能を果たすことが、明確に位置付けられました。また、「事務次官通知」では、幼稚園や小・中学校等だけではなく、保育所や認定子ども園など他の機関等に対しても同様に助言・援助に努めるようにとされています。

センター的機能に関しては、平成11年に告示された盲・聾・養護学校学習指導要領において、例えば小学部・中学部の総則に「地域の実態や家庭の要請等により、障害のある児童生徒又はその保護者に対して教育相談を行うなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特殊教育に関する相談のセンターとしての役割を果たすよう努めること」との規定が示されました。この規定を受け、これまで盲・聾・養護学校では幼稚部などを中心として、教師の専門性や施設・整備を生かして、幼稚部に入学する前の乳幼児やその保護者に対する教育相談などの取組が進められてきました。

その後、「21世紀の特殊教育の在り方について（最終報告）」（平成13年1月）や「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（平成15年3月）の提言を踏まえ、平成17年12月の「答申」で、次のような提言が行われました。

今後、地域において特別支援教育を推進する体制を整備していく上で、特別支援学校（仮称）は中核的な役割を担うことが期待される。特に、小・中学校に在籍する障害のある児童生徒について、通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒を含め、その教育的ニーズに応じた適切な教育を提供していくためには、特別支援学校が、教育上の高い専門性を生かしながら地域の小・中学校を積極的に支援していくことが求められる。また、今後、特別支援学校の機能として、小・中学校等に対する支援などを行う地域の特別支援教育のセンター的機能が一層求められる。

これを踏まえ、平成18年6月の学校教育法の改正により、特別支援学校のセンター的機能に関する規定が新たに設けられました。

イ センターの機能の内容

センター的機能については、特にこれまで盲・聾・養護学校の幼稚部をもつ学校において、医療関係機関等との連携を図り、早期からの教育相談を充実してきました。また、就学前の教育相談や小・中学校等の児童生徒の教育相談や支援など、多くの学校が取組を進めてきました。

今後、特別支援学校は通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒等への対応も含め、地域の特別支援教育の中核的な施設として機能していく必要があります。

特別支援学校に期待されるセンター的機能として、平成17年12月の「答申」では、次のような例示を挙げています。

① 小・中学校等の教員への支援機能

個々の児童生徒の指導に関する助言・相談、個別の教育支援計画の策定に当たっての支援など

② 特別支援教育に関する相談・情報提供機能

地域の小・中学校等に在籍する児童生徒等や保護者への教育相談、幼稚園等における障害のある幼児への教育相談など

③ 障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能

小・中学校の児童生徒を対象とする通級による指導やいわゆる巡回による指導、就学前の乳児や幼児に対する指導・支援など

④ 福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能

個別の教育支援計画の策定の際の医療、福祉、労働などの関係機関等との連絡・調整など

⑤ 小・中学校等の教員に対する研修協力機能

⑥ 障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能

特別支援学校では、これらの例示等を参考としながら、各学校の実情に応じた地域における特別支援教育のセンター的機能を果たしていくことが求められています。

ウ センターの機能が有効に発揮されるための体制整備

今後、特別支援学校がセンター的機能を有効に果たしていく上で、次のような点が重要となります。

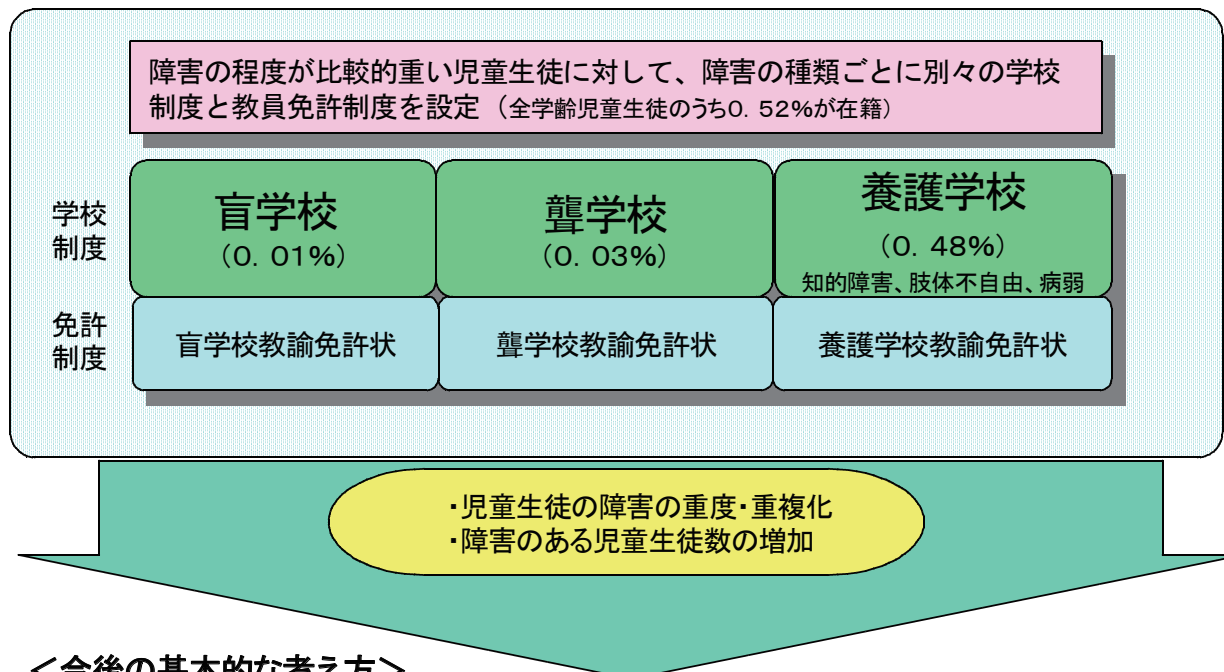
① 校内体制の整備

効果的、効率的な活動が担えるよう、校内組織を整備する必要があります。学校全体の組織として機能していくことが重要であり、センター的機能のための分掌や組織（例えば「地域支援部」など）を設けて校内の組織体制を明確にすることが望まれます。

② 関係機関等との連携

関係機関及び特別支援学校間での適切な連携が行われることも重要です。関係機関としては、特別支援学校、小・中学校等のほか、児童福祉施設、保健所、医療機関、就労施設

<現 状>



<今後の基本的な考え方>

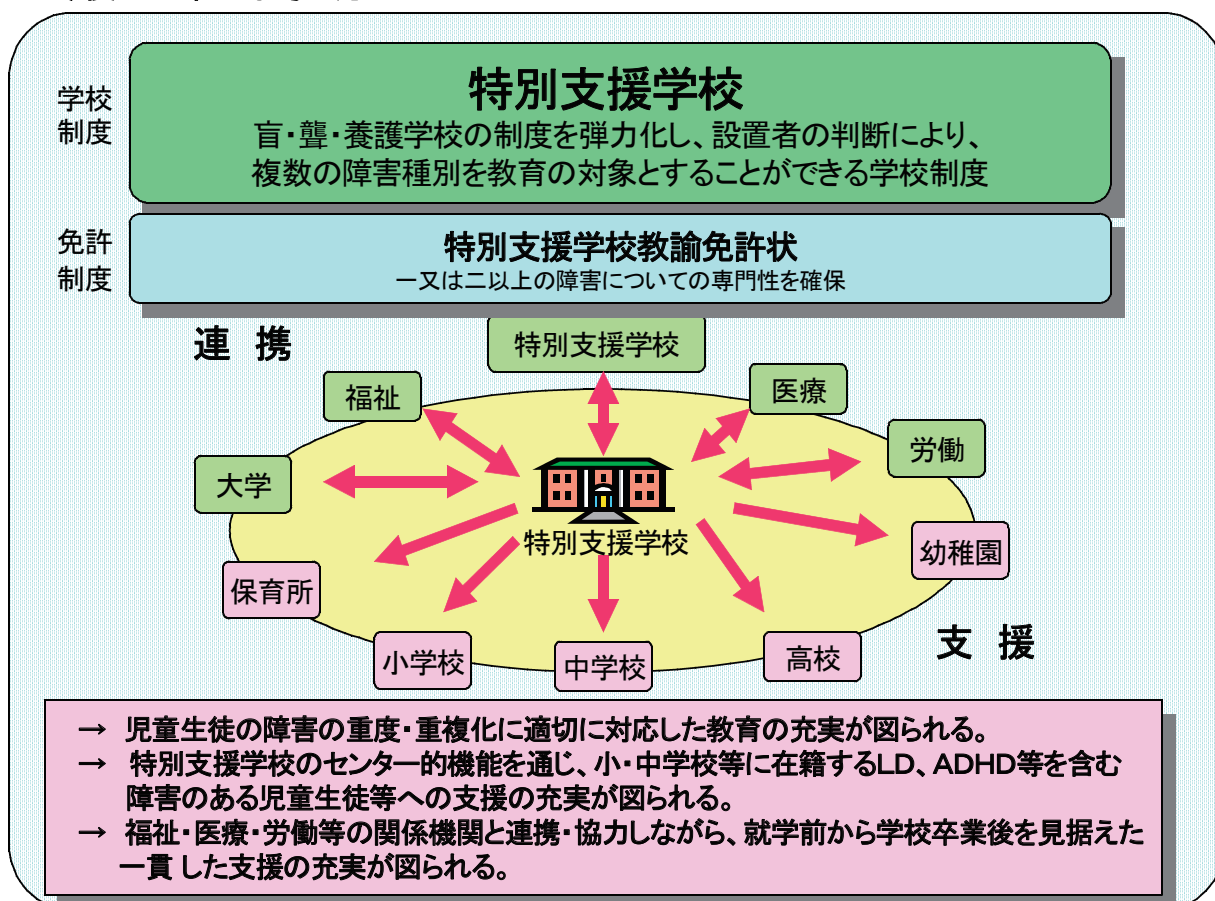


図1 盲・聾・養護学校から特別支援学校へ(制度の弾力化) (文部科学省作成資料より)

などありますが、教育的支援という観点から考えると、特別支援学校が支援地域の中核となってネットワークを構築することが大切です。

③ 地域のニーズの把握

保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等が求めるニーズの把握を適切に行うことが大切です。

④ 専門性の充実

教員の専門性として、早期からの教育相談をはじめ多様な相談に対応できる能力、様々な障害への理解と指導技術、障害者福祉や障害者雇用の考え方や制度の理解等がますます重要になります。また、小・中学校等に向けて、LD・ADHD・高機能自閉症等の障害のこと、実態把握の進め方、指導方法、個別の教育支援計画の策定にかかる助言などが必要になってきます。

3 小・中学校等における特別支援教育

(1) 小・中学校等における特別支援教育の概要

特別支援教育とは、「障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである」とされています。小・中学校のみならず高等学校や幼稚園等においても、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な対応を行っていくために、特別支援教育を推進していく必要があります。

小・中学校では、これまで、主として特殊学級及び通級による指導において、障害のある児童生徒へのきめ細かな教育が行われてきました。しかし、現在、小・中学校の通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒に対する指導及び支援が喫緊の課題となっています。そのため、これまでの特殊教育の対象となっていた幼児児童生徒に加え、これらの幼児児童生徒に対しても、適切な指導及び必要な支援を行うことが求められています。

このような状況を踏まえ、平成18年6月に学校教育法が改正され、第75条第1項に「小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び幼稚園においては、次項各号のいずれかに該当する児童、生徒及び幼児その他教育上特別の支援を必要とする児童、生徒及び幼児に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。」と規定され、小学校・中学校のみならず高等学校や幼稚園等においても、在籍する特別な支援を必要とする幼児児童生徒への適切な教育を行うことが明示されました。

小・中学校等における特別支援教育を推進する上で、重要な点をまとめると以下のようになります。

ア LD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒への対応

「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（平成15年3月）では、通常の学級に在籍しているLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒に対する指導及び支援を行うための小・中学校の体制整備の在り方について提言を行っています。これを受けて、文部科学

省は、「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」を平成16年1月に公表しました。また、平成15年度から、全都道府県教育委員会に対する委嘱事業を通じて、特別支援教育推進協議会、校内委員会、専門家チームの設置、特別支援教育コーディネーターの養成、巡回相談の実施などを内容とする教育委員会や小・中学校における特別支援教育の推進体制の整備を行ってきました。この事業は、平成17年度からは高等学校や幼稚園も対象とした「特別支援教育体制推進事業」とし、厚生労働省の「発達障害者支援体制整備事業」と連携協同して実施されています。さらに、平成19年度から、新たに教員養成大学等の学生を学生支援員として活用し、LD・ADHD・高機能自閉症等を含めた障害のある児童生徒等に対する支援を実施する「特別支援教育支援員」を配置するための地方財政措置を行うこととし、平成19年度は2万1千人相当、平成20年度には全公立小中学校数に相当する3万人相当の経費を措置することとしています。

また、文部科学省では平成19年度から、新たに発達障害者の早期発見・早期支援について実践的に研究する「発達障害早期総合モデル支援事業」、高等学校における発達障害のある生徒に対して、具体的な支援の在り方についてモデル的な研究を行う「高等学校における発達障害モデル事業」を行うこととしています。

LD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒に対しては、個別的・弾力的な指導及び支援が重要であるため、通常の学級における教員の適切な配慮、ティーム・ティーチングの活用、個別指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等とともに、必要に応じて特別の場における指導及び支援を受けられる体制を整備していく必要があります。

イ 交流及び共同学習の推進

平成16年の障害者基本法の一部改正により、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならないことが規定されました。小・中学校等においては、これまでも交流教育の取組が行われてきましたが、交流及び共同学習として、より一層の充実を図っていく必要があります。

ウ 学校全体としての取組の推進

小・中学校における障害のある児童生徒の教育は、これまでは、主として特殊学級及び通級による指導によって行われてきました。しかし、今後は、特別支援学級及び通級による指導の担当教員だけでなく、学校全体の課題として取り組んでいく必要があります。

エ 関係機関との連携の推進と体制の整備

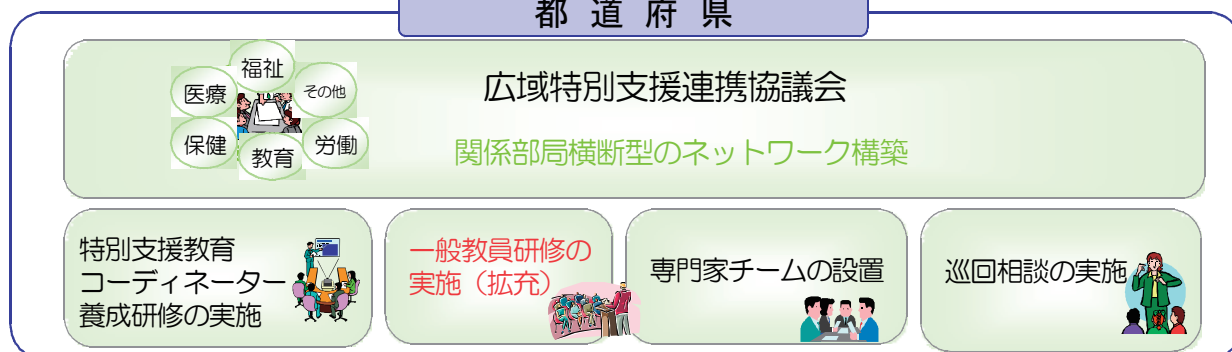
今後、特別支援学校をはじめとする関係機関との連携協力を、積極的に推進していく必要があります。また、通常の学級も含め、小・中学校等の教育活動全体において特別支援教育の推進が図られるように、教育委員会や学校における特別支援教育の推進体制の整備を行っていく必要があります。さらに、教員、児童生徒、保護者への研修や広報活動等を通じた普及啓発を積極的に推進する必要があります。

特別支援教育体制推進事業(19年度)

文 部 科 学 省

委 嘱

都 道 府 県



推 進 地 域

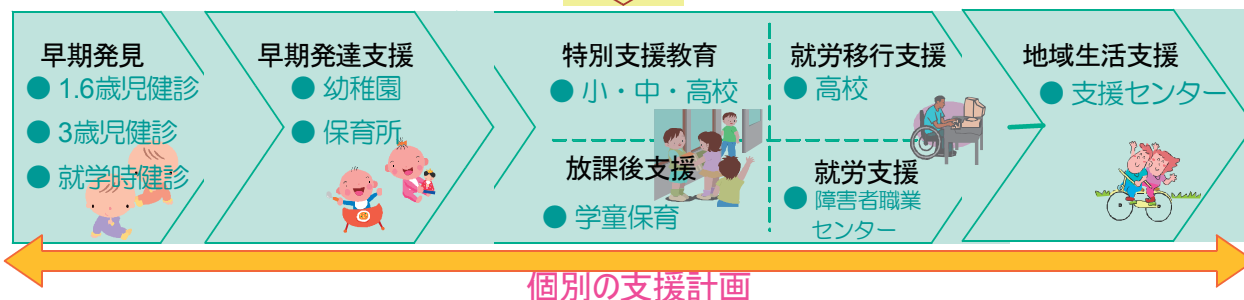


図2 特別支援教育体制推進事業(文部科学省作成資料より)

(2) 特別支援学級における教育

ア 特別支援学級の法的な位置付け

特別支援学級は、障害のある児童生徒を対象とする学級であり、平成18年の学校教育法の改正で「特殊学級」から名称が改められました。学校教育法第75条第2項には、「小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。」と規定し、その対象として知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他障害のある者で特別支援学級において教育を行うことが適当なものとしています。その他としてはこれまで言語障害、情緒障害の学級が設けられてきています。

イ 特別支援学級の教育課程

特別支援学級の教育課程については、学校教育法施行規則第73条の19において、「小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第24条第1項、第24条の2及び第25条の規定並びに第53条から第54条の2までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。」と規定されています。

この規定により、特別支援学級において特別な教育課程を編成して教育を行う場合であっても、特別支援学級は小・中学校に設置された学級であるため、学校教育法に定める小学校及び中学校の目的・目標を達成するものである必要があります。そして、特別の教育課程を編成する場合には、児童生徒の障害の状態等に応じて、特別支援学校の小学部・中学部学習指導要領を参考にして、教育課程を編成する必要があります。

ウ 教科用図書

特別支援学級において特別の教育課程を編成する場合に、いわゆる検定教科書を使用することが適当でない場合には、特別支援学級を置く学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができることとされています（学校教育法第107条及び学校教育法施行規則第73条の20）。

エ 教職員間の連携

小学校及び中学校の学習指導要領では、「特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。」（小学校学習指導要領第1章総則第5の2の（6）、中学校学習指導要領第1章総則第6の2の（7））としており、障害のある児童生徒への効果的な指導を行うために、積極的に教職員間の連携を図る必要があります。

オ 交流及び共同学習の促進と担当教員の活用

平成17年12月の「答申」では、「障害者基本法において、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を積極的に進める旨が規定されたことも踏まえ、特殊学級を担当する教員と通常の学級を担当する教員の連携の下で、特殊学級に在籍する児童生徒が

通常の学級で学ぶ機会が適切に設けられることを一層促進するとともに、その際の教育内容の充実に努めるべきである。」としています。これまでも、交流教育の取組が実施されてきましたが、今後は、「交流及び共同学習」として、特別支援学級に在籍する児童生徒が通常の学級で学ぶ機会を、より一層積極的に設定していく必要があります。

また、「小・中学校において障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導及び必要な支援が効果的に行われるようにするため、特殊学級を担当する教員の一層の活用を進めることが必要である。」としています。すなわち、今後、特別支援学級の担当教員には、通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒への指導及び支援も含め、これまで以上に、特別支援教育に関する重要な役割を担うことが期待されているということです。

(3) 通級による指導

ア 通級による指導の制度化の経緯

平成4年3月に、文部省の「通級学級に関する調査研究協力者会議」は、「通級による指導に関する充実方策について（審議のまとめ）」を公表し、通級による指導の制度化に関する提言を行いました。これを受けて、平成5年1月に、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」と「学校教育法施行規則第73条の21第1項の規定による特別の教育課程について定める件」（平成5年文部省告示第7号）が告示され、平成5年4月から施行されました。

その後、平成17年12月の「答申」で、「通級による指導については、指導時間数及び対象となる障害が限定されており、特別支援教育を推進する観点から、より弾力的な対応ができるようにする必要がある」との提言がありました。

これを受け、平成18年3月に学校教育法施行規則と告示の一部改正が行われ、情緒障害者の分類を整理し「自閉症者」が独立して規定されるとともに、新たにLD、ADHDの児童生徒が対象とされ、また、指導時間数についても弾力化されました。

イ 通級による指導に関する法的な位置付け

通級による指導とは、小学校又は中学校の通常の学級に在籍している軽度の障害のある児童生徒に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、障害に応じた特別の指導を特別の指導の場で行う指導形態です（学校教育法施行規則第73条の21及び同施行規則第73条の22）。

特別の指導については、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に規定する自立活動の目標や内容を参考にして指導することになります。また、特に必要がある場合には、これに加えて、児童生徒の障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための指導を行うことができます。

通級による指導の時間数については、自立活動及び教科指導の補充を併せて、年間35単位時間（週1単位時間）から年間280単位時間（週8単位時間）までが標準として示されています。また、LD及びADHDの児童生徒の指導時間数については、月1単位時間程度でも指導上の効果が期待できる場合もあることから、年間10単位時間（月1単位時間）から年間

280単位時間までが標準として示されています。

通級による指導の対象となるのは、学校教育法施行規則第73条の21第1項各号のいずれかに該当する児童生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）であり、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者（LD）、注意欠陥多動性障害者（ADHD）、その他障害のある者で特別の教育課程による教育を行うことが適当なものとされています。

ウ 通級による指導の教育課程

通級による指導を行う場合には、例えば、小学校の場合学校教育法施行規則第24条第1項、第24条の2及び第25条の規定にかかわらず特別の教育課程によることができ、上記の特別の指導を、小学校、中学校の教育課程に加え又はその一部に替えることができるとされています（学校教育法施行規則第73条の21、平成5年文部省告示第7号）。

エ 他校で指導を受ける場合

児童生徒が在籍校以外の小学校、中学校又は特別支援学校の小学部、中学部において特別の指導を受ける場合には、児童生徒の在籍校の校長は、他校で受けた指導を、特別の教育課程に係る授業とみなすことができます（学校教育法施行規則第73条の22）。児童生徒が他校で指導を受ける場合には、児童生徒の在籍校の校長は、特別の指導を行う学校の校長と十分協議して、教育課程を編成する必要があります。

オ 教職員間の連携

通級による指導においても、特別支援学級と同様に障害のある児童生徒への効果的な指導を行うために、積極的に教職員間の連携を図る必要があります。

4 特別支援教育コーディネーターの役割

特別支援教育を推進する上で、すべての学校において、教職員全体が特別支援教育を理解し、校内の協力体制を構築するとともに学校外の関係機関と連携協力することが不可欠です。特別支援学校には、専門性のある教員が配置され障害に対応した施設・設備があり、教育活動のほとんどは学校内の工夫で実施されることが多いと考えられます。しかし、医療機関や福祉機関との連携協力、学校外の専門家の非常勤講師としての活用など、児童生徒のニーズに応じた教育を常に展開していくための柔軟な体制づくりが求められています。一方、小・中学校においては、学校独自の対応には限界があります。特別支援学校や医療・福祉機関との連携協力が一層重要となります。また、特別支援学校は、地域の特別支援教育のセンター的機能を有することも求められており、関係機関間の連絡調整が特に重要です。

このため、「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」及び「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」では、学校内及び関係機関や保護者との連絡調整役としてのコーディネーター的な役割を担う者を特別支援教育コーディネーターとして校務分掌に明確に位置付け指名することを求めています。具体的には、各学校において、障害のある児童生徒の

発達や障害全般に関する一般的な知識がありかつカウンセリングマインドのある者を特別支援教育コーディネーターに指名することになります。

特別支援教育コーディネーターの役割は、大別すれば次のようになります。

- ①保護者や関係機関に対する学校の窓口
- ②学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整

5 個別の教育支援計画と個別の指導計画

(1) 個別の教育支援計画

個別の教育支援計画は、平成15年3月に公表された特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議の最終報告において、多様なニーズに適切に対応する仕組みとして提言されました。この最終報告では、個別の教育支援計画の目的について、「障害のある児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うこと」としています。そして、この教育的支援には、「教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な側面からの取組が必要であり、関係機関、関係部局の密接な連携協力を確保すること」が必要であるとしています。

この個別の教育支援計画の対象は、「障害のある幼児や児童生徒で、特別な教育的支援の必要なもの」としており、作成担当機関については、「就学段階においては、盲・聾・養護学校又は小・中学校、若しくは高等学校が中心となって作成する」としています。

また、個別の教育支援計画の内容としては、次のような内容が含まれるとしています。

- ① 特別な教育的ニーズの内容
- ② 適切な教育的支援の目標と内容
- ③ 教育的支援を行う者・機関

さらに、個別の教育支援計画の作成は、作成担当機関が以下の手順で行うこととしています。

- ① 障害のある児童生徒の実態把握
- ② 実態に即した指導目標の設定
- ③ 具体的な教育的支援内容の明確化
- ④ 評価

このように、個別の教育支援計画は、障害のある幼児児童生徒の一人一人のニーズに対応した一貫性のある的確な教育的支援を行っていく上で、重要な役割を果たすものであるということです。

(2) 個別の指導計画

学習指導要領では、自立活動の指導及び重複障害の児童生徒の指導について、個別の指導計画を作成することとしており、盲・聾・養護学校や特殊学級では、個別の指導計画の作成とそれに基づく指導が行われてきました。また、自立活動だけでなく、すべての領域・教科の指導について、個別の指導計画を作成している盲・聾・養護学校もみられるようになってきました。

個別の指導計画は、一人一人の教育的ニーズに対応して指導の目標、内容、方法等を明確にし、学校でのきめ細かな指導を行うためのものです。また、個別の指導計画は、指導チームにおいて指導計画を共通理解する上でも重要な役割を果たすものです。個別の指導計画は、年間又は学期ごとの期間について作成されている場合が多く、通知表と関係付けた取組を行っている学校もみられます。

個別の指導計画と個別の教育支援計画との関係については、特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議の最終報告において、「個別の指導計画は、乳幼児から学校卒業後までを通じて長期的な視点で作成される「個別の教育支援計画」を踏まえ、より具体的な指導の内容を盛り込んだものとして作成される」としています。

今後は、個別の教育支援計画と個別の指導計画が十分に関連付けられ、整合性のあるものとして作成されることが求められます。そして、個別の教育支援計画と個別の指導計画を踏まえて、一人一人の幼児児童生徒の多様なニーズに対応した指導及び支援を一層充実していく必要があります。

Ⅱ 教育課程の編成の基本

1 教育課程編成の基本的な考え方

(1) 教育課程の意義

教育課程は教育目標の達成のために意図的に教育内容を組織し、配列した学校全体の教育計画であり、各学校において編成されることになっています。学習指導要領の総則に示されているとおり、各学校においては幼児児童生徒の人間としての調和のとれた育成を目指し、その障害の状態及び発達段階や特性等並びに地域や学校の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成することになっています。しかし、学校の責任だけで教育課程が編成されるわけではありません。以下に示すよう、教育基本法をはじめ学校教育法、学校教育法施行規則、学習指導要領、また公立学校においては都道府県教育委員会及び市町村教育委員会の基準や指導・助言に従う必要があります（図3）。

教育課程の基準としての学習指導要領は、文部科学省令である学校教育法施行規則の委任によって定められた文部科学省告示です。この学習指導要領は、学校教育の公の性質を保持し、内容に関し一定の基準を持つもので、地域、学校、教師間の格差をなくす重要な働きを持っています。

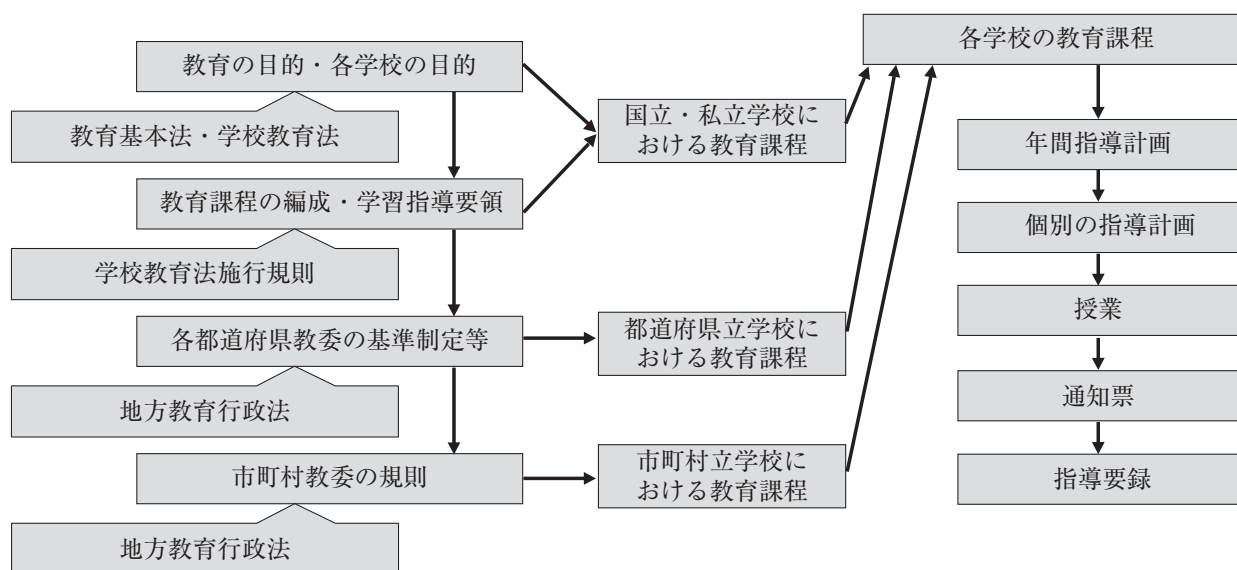


図3 教育課程編成の流れ

(2) 教育課程に関する法制

我が国の学校制度は、学校教育の目的や目標、教育課程について、法令で種々の規定が設けられています。

ア 教育基本法

教育基本法は、我が国の教育に関する根本的・基礎的な法律で、現行の法律は平成18年12月22日に公布・施行されました。この法律に規定する諸条件を実施するため、必要な法令が制定されることとなります（教育基本法第18条）。また、障害のある者が十分な教育を受け

られるよう、教育上必要な支援を講ずべきことが新たに規定されました（教育基本法第4条第2項）。

イ 学校教育法

学校教育法は教育課程の根幹である学校教育の制度を定めている法律です。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の教科等については、それぞれの学校の目的・目標等に従って文部科学大臣が定めることになっており、特別支援学校についても「小学部及び中学部の教科、高等部の学科及び教科又は幼稚部の保育内容は、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園に準じて、文部科学大臣が、これを定める。」となっています（学校教育法第73条）。

ウ 学校教育法施行規則

学校教育法の規定に基づいて、文部科学大臣は、学校教育法施行規則において、特別支援学校の教育課程について、その基本的な要素である各教科等の種類や教育課程編成の特例を定めています（学校教育法施行規則第73条の7～9及び11～13）。また、特別支援学校の教育課程については、この学校教育法施行規則に定められたもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部及び高等部の学習指導要領によるものとする定めています（学校教育法施行規則第73条の10）。

エ 学習指導要領

学習指導要領は、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等における教科等の目標及び内容等について、学校教育法施行規則の規定に基づき、文部科学省告示という形式で定められたものです（なお、幼稚園、特別支援学校幼稚部については教育要領が定められています）。この学習指導要領は、特別支援学校における教育について一定の基準を確保するために国が定めた教育課程の基準であり、各学校の教育課程の編成・実施に当たって従うべきものです。学習指導要領に示された教科等の目標や内容等は中核的な事項にとどめられています。この基準の大綱化、弾力化によって、各学校は、児童生徒や学校の実態等に応じて、創意工夫を生かした教育を展開することが可能となっています。

オ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

以上のほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育委員会は、学校の教育課程に関する事務を管理、執行し（第23条第5項）、法令及び条例に違反しない限度において教育課程について必要な教育委員会規則を定めるものとする（第33条第1項）とされています。この規定に基づき、都道府県、市町村の教育委員会が教育課程について規則等を設けている場合、公立学校は教育課程の編成に当たり、その規則等に従う必要があります。

2 教育課程編成の手順

（1）特別支援学校における教育課程編成の考え方

学校における教育課程は、各学校における教育の基本計画であり、その編成に当たっては、それぞれの学校の教育の理念や教育に対する基本姿勢を全教職員で共通理解し、学校全体の組織として取り組む必要があります。

特別支援教育の理念の実現を目指す特別支援学校においては、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、これまで各障害種別に積み重ねてきた専門性を一層発展させるとともに、専門性の総合化を図り、一人一人の教育的ニーズに対応する適切な指導を支える教育課程編成の工夫が期待されます。

したがって、このような教育課程の編成を進めていくためには、各学校の教育理念の明確化、教育課程編成のための組織運営の工夫、幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた弾力的な指導計画の作成等の観点を重視し、検討していくことが必要になると考えられます。

(2) 教育課程編成の手順

盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領（平成11年3月）解説－総則等編－において、教育課程編成の手順の例が示されています。

- ① 教育課程の編成における学校の基本方針を明確にする。
- ② 教育課程の編成のための具体的な組織と日程を決める。
- ③ 教育課程の編成のための事前の研究や調査をする。
- ④ 学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を定める。
- ⑤ 教育課程を編成する。

学校の基本方針を明確にするためには、特別支援教育の理念や各学校の教育課題、各地域における特別支援学校への期待などに関して全教職員で共通理解を図り、校長のリーダーシップのもと具体化していくことが大切です。この際、幼児児童生徒の実態や教育的ニーズの状況、変化の激しい地域社会の状況、学校に対する保護者や地域のニーズなどに関する情報収集や分析が重要となります。

各学校における具体的な教育課程編成の手続きは、学校における教育の基本方針に沿いつつ教職員の共通理解を深めながら効果的に進めていく必要があります。このため、教育課程編成のための組織づくりにおいては、教員一人一人が担う教育課程編成のための役割を明確にし、個々の役割が有機的につながっていくような教育課程編成組織を工夫することが大切であると考えられます。

教育課程編成の基本は、学校の教育目標の実現を目指して指導内容を選択、組織し、適切な授業時数を定めることにありますが、幼児児童生徒の障害の多様化や地域社会の変化等に応じて、教育課程は常に改善されていくべきものであるととらえることが必要です。このことから考えると、教育課程の編成、改善のためには、授業及び指導計画の評価・改善に関する資料を年間を通じて蓄積し、分析・検討していくことが大切です。

例えば、日常の教育活動のきめ細かい記録や、指導計画の改善案などは、教育課程の改善資料として重要なものであり、全校で共通理解を図るべき事項として整理することが大切です。また、日常の教育活動を通して得られる保護者のニーズや地域の人々及び関係諸機関からの学校に対する要望、期待などについても、学級、学年、学部単位で整理し、学校全体で共有する

ことが重要です。このためには、保護者や地域の人々、関係諸機関に対して、学校の基本方針や教育活動に関する分かりやすい説明と、このような機会の確保が必要になります。

また、教育課程の改善は、短期的に取り組む必要のある事項や長期的に取り組む必要のある事項などに整理するとともに、校内での改善事項や、地域、関係機関と協力して行う改善事項など、課題を組織的に整理し、教育課程の改善計画を立てて取り組むことが大切です。

このように、教育課程の編成、改善の取組を日常的なワークとしてとらえ、年間を通した評価・改善及び学校全体による組織的な営みとして、学校経営に位置付けていくことが大切です。

(3) 学校の教育目標の設定

学校の教育目標は、教育基本法や学校教育法、学校教育法施行規則、学習指導要領、教育委員会の規則、方針等に沿って、学校の様々な教育活動を通して達成又は実現を目指す、学校全体としての教育のねらいといえます。学校の教育目標の設定においては、上記(2)で述べた幼児児童生徒の教育的ニーズや、学校に対する保護者や地域のニーズなどを十分踏まえることが必要となります。

一般に、学校の教育目標の設定に当たっては、「生きる力」を、例えば知識、技術、態度、意欲、情操、健康、体力などの観点で分析し設定される場合が多くみられます。したがって、目標として設定されるねらいが、学校教育の諸活動とどのように関連するのかについて具体化することが大切です。この場合、小学部、中学部、高等部における各学部教育方針との関連や小学部、中学部、高等部のつながりなどの視点から具体化することが重要であり、このことを通して、全教職員が学校の教育目標に対する共通理解を深め、一貫性、系統性のある教育課程編成に結び付いていくもの考えられます。

また、学校の教育目標は、保護者や地域の人々に対して学校としての教育の基本姿勢を示すキーワードでもあり、分かりやすく具体性のある目標の設定は、保護者や地域社会の理解を得るためにも重要であると考えられます。

3 教育課程の評価と改善

学校の裁量が拡大し、その主体性が重視される中で、各学校においては、学校の教育目標を実現するために、学校の教育課程の編成とその実施が適切であったかについて評価し、教育課程の編成等を工夫・改善していくことが求められています。この教育課程の評価及び改善は、学校評価の核となる取組であり、教育の質を保障し向上させる上で重要なもので、その評価改善の手続きを確立することが大切です。

(1) 教育課程の評価－観点と方法－

教育課程の評価は、各学校の教育目標に照らして行うものであり、その評価の対象や評価の観点、評価の方法について、関係者で共通に理解する必要があります。その前提として特別支援教育における教育課程の基本的な考え方や編成の手順について理解しておかなければなりません。

ア 評価の対象

その対象は、教育課程のすべてにわたるものであって、教育課程の編成・実施の状況、各教科等の指導計画とその評価、個別の指導計画とその評価、指導内容・方法等が含まれます。

イ 評価の観点

学習指導要領の解説には、学習指導要領第1章総則に示された事項に加え、次の観点が重要であるとされています。「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン（平成18年3月、文部科学省）」を基にした各学校の学校評価の評価項目に関して、これらの観点がどのように含まれているかを確認し、児童生徒の実態や地域の実態等を踏まえて、具体的な評価の項目を作成する必要があります。

- ① 学習指導要領をはじめとする国及び教育委員会の示す指針の趣旨が十分生かされ、そこに示された基準が満たされているか。
- ② 学校の教育目標が、学校の教育活動全体を通じて十分追求され、成果を上げているか。
- ③ 児童生徒の実態と適合するよう教育課程が編成、実施されているか。
- ④ 教職員や施設・設備等の諸条件と適合するよう教育課程が編成、実施されているか。
- ⑤ 保護者や地域社会の期待にこたえ得る教育課程となっているか。
- ⑥ 児童福祉施設、医療機関等との連携が十分図られているか。

ウ 評価の方法

学習指導要領の解説には次の点を留意するようにとされています。

- ① 全教職員の共通理解を図り、適切な評価の組織の下で協力して組織的に進めること。
- ② 教育課程の評価を学校の年間計画の中に位置付けるなどして計画的に進めること。
- ③ できるだけ多面的で継続的な評価による客観的な評価となるようにすること。
- ④ 児童生徒の学習への取組の姿や変容の状況、学習の成果など、多様な評価資料を基に、教育活動の状況を把握すること。

教育課程の実施状況の評価、各教科等の指導計画の評価に関する基礎資料は、個別の指導計画における評価等になると考えられます。個別の指導計画において設定された目標がどのように達成されたかを適切に把握することが大切になります。

また、学校評価と同じように教育課程の評価においても、いつ、どのように評価するかを明確とし、学校による自己評価、第三者が行う外部評価を導入したり、児童生徒や保護者からの意見や要望、アンケート結果を活用したりすることも重要です。

(2) 教育課程の改善

教育課程の評価は、教育課程の編成・実施の改善を図り、学校の教育活動を充実させ、その質を高めることを目的として実施されます。したがって、評価の結果をその改善のためにどのような方法で生かしていくか、その改善策を計画することが重要になります。

ア 改善の対象

その対象は、教育課程や指導計画のすべてにわたるものであって、教育課程の編成・実施方法、各教科等の指導計画、個別の指導計画、指導内容・方法等が含まれます。

イ 改善の観点

評価の結果として、評価が低かった観点を重視し、その改善を検討します。すべての観点に対応する場合がありますが、学校の教育目標を再確認し、それぞれの観点到優先順位をつけることも大切になります。

また、児童生徒の実態や地域の特性等を踏まえつつ、学校の教育目標を見直すことに伴い、新たな観点が加わる場合は、それを実現するための計画を加えることが必要になります。

ウ 改善の方法

教育課程の改善の方法として、学習指導要領の解説を手がかりとすると、次の手順が一般的と考えられます。

- ① それぞれの対象について評価の基礎となる資料を収集し、検討する。
- ② 改善の観点を選択し、取りあげた問題点に関連することがらを検討し、その原因と背景を明らかにする。
- ③ 問題点が解決する方向や手段を明らかとし、教育課程に反映させ、実施する。

教育課程の評価及び改善は、そのマネジメント・サイクルの評価・改善に該当し、それが次の編成・実施に生かされることが重要です。教育課程編成においても規制緩和に伴い、各学校の自律と責任が重視されています。学習指導要領をはじめとした教育課程の法令を踏まえ、教育課程を効率よく編成、実施、評価、改善するのは、各学校の経営責任として、より求められてきます。

教育課程を評価する上では、第三者評価や保護者等の評価も重要ですが、その基本は教師一人一人の個別の指導計画や授業等の評価です。したがって教育課程のマネジメントは、校長や教務主任だけでなく、すべての教師がチームとなって学校全体で取り組む重要な課題という自覚が重要になります。

4 教育課程の編成と配慮事項

(1) 特別支援学校における教育課程の編成

特別支援学校の教育課程については、後述のとおり、平成17年12月に中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会に特別支援教育専門部会が設けられ、特別支援学校等における学習指導要領の改善等について検討が行われています。

そこでここでは、これまでの盲・聾・養護学校で取り組まれてきた教育課程の編成と配慮事項について述べます。

1) 盲学校における教育課程の編成

ア 視覚障害に応じた教育課程編成

盲学校においては、保有する視機能を最大限に活用するとともに、触覚や聴覚等、視覚に代わる感覚を有効に活用することを十分に踏まえて指導することで、点字等を主とした「盲教育」と、文字の拡大等に配慮した「弱視教育」が行われています。

盲学校の教育課程は、各教科、道徳（小・中学部）、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間によって編成されています。このうち、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間は、小学校、中学校又は高等学校に準じていますが、盲学校における教育課程の基準の違いは、大きく次の三点に集約されます。

- ① 教育課程の編成領域に「自立活動」が位置付けられている。
- ② 重複障害者に対する様々な特例規定が設けられている。
- ③ 独自に目標や内容を持ついくつかの教科（理療科等）が設定されている。

イ 教育課程編成における配慮事項

指導計画の作成や実施における全般的な配慮事項としては、以下の諸点に留意して指導する必要があります。

- ① 児童生徒の実態やニーズを的確に把握するとともに、保有する感覚を最大限に活用し、予測と確かめの力を育成すること。
- ② 視覚障害の状態等によって学習の困難を伴う内容については、基本事項の理解や導入段階の指導に重点を置くなど、指導内容の精選と配列を工夫すること。
- ③ 学習の基礎となる能力を自立活動の指導において重点的に指導するとともに、各教科と自立活動との関連性を個別の指導計画等で具体的に示すこと。
- ④ 各教科等の指導に当たっては、視覚を含め、他の感覚も有効に活用し、体験的な活動を重視するとともに、児童生徒の自主的、自発的に学習が促されるよう工夫すること。

2) 聾学校における教育課程の編成

聴覚に障害がある場合、音や音声言語の受容の困難性、言語概念の形成の困難性、言葉による意志疎通の困難性などの状況が生じます。このため、補聴器等を用いての聴覚の活用をはじめ、全感覚を通して言語習得を図りつつ、年齢に即した生活経験・学習を重ねることが大切になります。

聾学校の教育課程の編成に当たっては、一人一人の聴力の程度や失聴時期等を考慮して、言語の習得に注意を払いつつ、知的、情緒的、社会的発達を促し、個々のニーズに対応するように教育課程を編成することが大切です。また、教育課程は、幼稚部、小学部、中学部及び高等部の各部の間に系統性を保つように編成される必要があります。以下に、幼稚部及び小学部、中学部、高等部の教育課程編成の配慮事項について述べます。

ア 幼稚部の教育課程編成の配慮事項

- ① 一人一人の幼児について、その幼児の障害に基づく日常生活等における困難性を明

らかにして、どのような目標を立てて指導するのが望ましいかを検討することが必要です。

- ② 幼児期は個人差が著しいため、一人一人の発達段階を明確にして、発達の見通しを検討し、幼稚部における目標や課題の共通化を図ることが大切です。
- ③ 幼稚部教育要領に示された五つの目標が、総合的に指導され達成されるようにするとともに、一人一人の幼児の障害の状態に応じて、自立活動に重点を置いた指導を行うように配慮することが大切です。

イ 小学部、中学部、高等部の教育課程編成の配慮事項

① 各教科の指導

小学部、中学部、高等部では、それぞれ小学校、中学校、高等学校と同様の教科で教育課程が編成されます。各教科の指導においては、常に言語を用いる能力や態度を養うなど、聴覚障害への特別な配慮が必要となります。また、自立活動では、言語習得や言語概念の形成の基礎的・基本的な能力や態度を養うことに重点が置かれていますが、各教科と自立活動を密接に関連させることが大切です。

② 道徳・特別活動

道徳教育においては、教師と児童生徒及び児童生徒相互の人間関係を深めるとともに、発達段階（年齢）に応じて、自己概念についての意識を高めるよう配慮することが大切です。また、特別活動においては、学年合同の活動を取り入れるなどして、少人数からくる種々の制約を解決し、活発な集団活動が行われるようにし、活動の種類や時期、実施方法などを適切に定める必要があります。

③ 総合的な学習の時間

学部により学習内容が変化しますが、教科における学習の状況などを踏まえた上で学習内容を組織し、総合的な学習の時間の評価の方法を工夫する必要があります。

④ 自立活動

言語指導、聴覚学習、コミュニケーションの指導が中心となりますが、発達段階や個々のねらいに応じて、自立活動の時間を週時程のどこに、どのように設定するかについての工夫が必要となります。

3) 知的障害養護学校における教育課程の編成

知的障害養護学校では、幼児児童生徒の障害の状態や発達段階を踏まえて、日常生活や社会生活の技能や習慣を身に付けるなど、望ましい社会参加のための知識、技能及び態度を養うことに重点を置いた教育課程が編成されています。

教育課程の編成に当たっては、知的障害のある幼児児童生徒の学習上の特性、つまり、学習にとって得た知識や技術が断片的になりやすく実際の生活に応用されにくい、成功経験や生活経験等が少なくなりがちであるため、主体的に活動に取り組む意欲が育ちにくい、抽象的な内容より、実際の・具体的な内容の指導が効果的である、などの特性を理解する必要があります。

その上で、幼児児童生徒一人一人の障害の状態や発達段階を的確に把握し、地域の特徴を踏まえて、自立し、社会参加するための[生きる力]を具体化し、必要となる指導内容を適切に選択・組織するとともに、实际的、体験的な活動を通して幼児児童生徒が主体的に学習活動に取り組めるよう指導計画を作成することが必要となります。

ア 知的障害者を教育する養護学校の各教科

盲学校、聾学校、養護学校学習指導要領には、知的障害のある児童生徒が自立し社会参加するために必要な知識や技術、態度などを身に付けるために、障害の状態や学習上の特性を踏まえた「各教科」が独自に示されており、教育課程の編成に当たっては、この各教科の目標、内容について理解する必要があります。

知的障害者を教育する養護学校の各教科は以下のようになっています。

表2 知的障害者を教育する養護学校の各教科の構成と履修

小学部	生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育の6教科で構成。第1学年から第6学年を通して履修する。
中学部	必修教科は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭の8教科で構成。選択教科は、外国語のほか、その他特に必要な教科があり、各学校の判断によって必要に応じて設ける。
高等部	普通教科では、必修教科として、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭の9教科で構成。必要に応じて設けることができる教科として、外国語、情報がある。また、専門教科として、家政、農業、工業、流通・サービスの4教科がある。学校設定教科として普通教科、専門教科に示された以外の教科を独自に設定することができる。

各教科の内容については、児童生徒の障害の状態や発達の段階が多様であることから、小学部が3段階、中学部は1段階、高等部は2段階で示されています。したがって、児童生徒の実態に応じて適切な段階の内容を選択し、具体化して、指導計画を作成する必要があります。

イ 知的障害のある児童生徒の学習上の特性を踏まえた指導の形態

知的障害養護学校の教育課程を編成するに当たっては、各教科、領域の目標、内容を知的障害の学習上の特性を踏まえ、实际的・体験的な活動を通して、現実の生活に生きる力となるように効果的に指導を行う必要があります。

このため、知的障害養護学校では、教科別・領域別の指導、領域・教科を合わせた指導などの指導の形態を発達段階に応じて工夫し、特色ある教育課程が編成されています。

① 教科別・領域別の指導

教科別の指導においては、一人一人の児童生徒の知的発達の段階や障害の状態等に関する実態把握に基づいて、興味・関心、学習状況、生活経験等を十分に考慮し、取り扱う内容を個別的に選択・組織することが必要です。また、学習活動に生活的なねらいをもたせ、

児童生徒の実態に応じて、生活に即した活動を段階的に指導することが大切です。

領域別の指導においては、教科別の指導や領域・教科を合わせた指導との関連を図り、障害に基づく種々の困難を改善する意欲の向上、生活経験の拡大、社会生活への参加などの観点から活動内容、方法を工夫することが大切です。特に、自立活動については、顕著な発達の遅れや特に配慮を要する様々な状態を的確に把握し、具体的な目標、内容を設定して、学校教育全体を通じて指導を行うことが大切です。

② 領域・教科を合わせた指導

知的障害教育では、生活に結び付いた実際的で具体的な活動を学習活動の中心にすえ、実際的な状況下で指導することを通して、学習に主体的に取り組む力を育てることを重視します。知的障害養護学校では、このための効果的な指導として領域・教科を合わせた指導が教育課程編成の中心に位置付けられています。

領域・教科を合わせた指導の例としては、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などが実践されています。

ウ 職業教育の充実

知的障害養護学校では、卒業後の社会生活を踏まえて、働く意欲や職業に関する知識や技術、態度などを育てる指導を重視する必要があります。このため、教育課程編成においては、発達が進むにつれて作業学習を中心とした学習を重視し、産業現場等での実習など、実際的な経験を広げ、将来の職業生活に必要な知識、技術、態度を育てていく指導が大切です。

エ 自閉症のある幼児児童生徒の特性を踏まえた教育課程編成の工夫

国立特殊教育総合研究所が平成16年度に実施した全国調査によると、知的障害養護学校に在籍する幼児児童生徒の約30%が自閉症、又は自閉症の疑いのある幼児児童生徒であることが明らかになりました。教育課程の編成に当たっては、自閉症の特性に関する共通理解を深め、個々の特性に応じた自立活動の指導内容、方法を一人一人に応じて具体化し、学習したことが生活に般化できるように指導計画を作成するよう工夫することが大切です。

4) 肢体不自由養護学校における教育課程の編成

肢体不自由養護学校においては、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行うとともに、幼稚部、小学部、中学部及び高等部を通じ、幼児児童生徒の障害に基づく種々の困難を改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うことを目標としています。この目標を達成するために教育課程は、各教科、道徳、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間（高等部にあつては、各教科・科目、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間）によって編成されています。

近年、肢体不自由養護学校に在学する児童生徒の起因疾患で最も多いのは脳性まひを中心とする脳原性疾患であり、肢体不自由のほか、知的障害、言語障害等の他の障害を一つ又は二つ以上併せ有している重複障害者が多く在籍しています。このようなことから、教育課程の編成に当たっては、学習指導要領に示されている重複障害者等の特例を適用するなど多様

な教育課程の編成が必要となります

肢体不自由養護学校では以下に示すように、おおむね四つの教育課程を編成する学校が多くなっていますが、一人一人の児童生徒に適切な教育を行う視点から、教育課程の改善・充実を図ることが必要です。

ア 小学校・中学校・高等学校の各教科を中心とした教育課程

この教育課程は、肢体不自由単一の障害のある児童生徒や肢体不自由と病弱の重複障害の児童生徒などで、小学校、中学校、高等学校の学年相応の各教科等の内容及び自立活動等の内容によって編成されています。ただし、各教科の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができます。(盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領《以下、「小・中学部学習指導要領」》第1章第2節第5の1、盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領《以下、「高等部学習指導要領」》第1章第2節第6款の1) 例えば、肢体不自由の児童生徒については、「体育」の内容のうち器械運動などの学習の一部が困難又は不可能な場合は、当該児童生徒に、この内容を履修させなくてもよいという趣旨です。

イ 小学校・中学校・高等学校の下学年(下学部)の各教科を中心とした教育課程

障害の状態により児童生徒が属する当該学年の教科の学習が困難な場合、小・中学部学習指導要領、高等部学習指導要領に示されている特例に基づき、各教科の目標・内容の一部を取り扱わないこととしたり、当該学年より下の学年(学部)の目標・内容により編成するものです。これに加え自立活動等の内容を学びます。例えば、小学部5年生の児童の場合は、小学部4年生以下の学年を指します。また、中学部の生徒に対して、その実態に応じて小学部の各教科の指導が行えることを示しています。

ウ 知的障害養護学校の各教科を中心とした教育課程

知的障害を併せ有する児童生徒が在籍している場合に、これらの児童生徒の実態に応じた弾力的な教育課程の編成ができます。例えば、肢体不自由に加えて知的障害も併せ有する児童生徒を対象に、知的障害養護学校の各教科の目標及び内容の一部によって編成されるもので、小・中学部学習指導要領の第1章第2節第5の2の(1)、及び高等部学習指導要領の第1章第2節第6款の2の(1)に基づくものです。これに加え自立活動等の内容を学びます。なお、小学部の児童については、総合的な学習の時間を設けないこともできます。

エ 自立活動を主とした教育課程

この教育課程は、一般的には肢体不自由の程度及び知的障害の程度共に重度で、各教科の学習が著しく困難なため、自立活動の内容を主として学習する方が適切であると考えられる場合であり、小・中学部学習指導要領の第1章第2節第5の2の(2)、及び高等部学習指導要領の第1章第2節第6款の2の(2)に基づくものです。

自立活動を主とする教育課程では、各教科、道徳、若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導

を行うことができます。この場合、図2にあるようなパターンが考えられ、参考になります。全授業時数の何％を自立活動が占めていれば「自立活動を主とする教育課程」と呼べますか、という質問が時々あります。「主とする」のですから、一般的には、総授業時数の半分以上を超える程度の時数を自立活動に充てると考えられますが、時間の長さで決めるのではなく、児童生徒の必要性に応じて編成されることが必要です。自立活動のみで児童生徒の学習内容をすべて網羅できるものではありません。他の教科や領域で取り扱う内容を含めて授業を展開することになります。

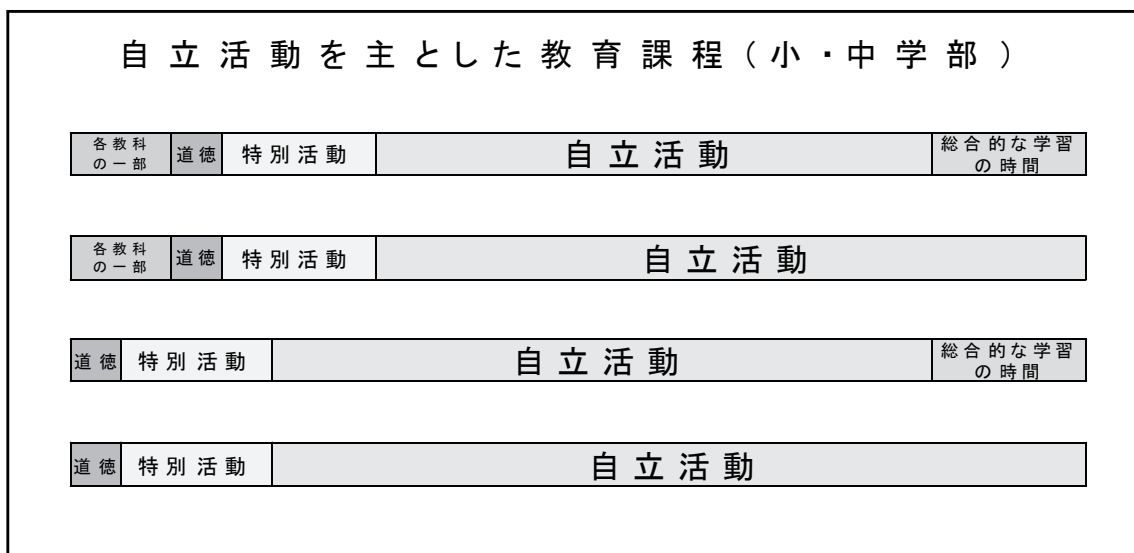


図4 自立活動を主とした教育課程のパターン

5) 病弱養護学校における教育課程の編成

病弱養護学校では、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校又は準ずる教育課程を編成することになります。また、学習指導要領の重複障害者等に関する特例により、児童生徒の実態に応じた弾力的に教育課程を編成することができます。現在、病弱養護学校では、次に示すような複数の教育課程が編成されています。

- ① 小学校、中学校、高等学校の各教科の各学年の目標・内容等に準じて編成・実施する教育課程
- ② 小学校、中学校、高等学校の各教科の各学年の目標及び内容を当該学年（学部）よりも下学年（下学部）のものに替えて編成・実施する教育課程
- ③ 小学校、中学校、高等学校の各教科又は各教科の目標及び内容に関する事項の一部を知的障害養護学校の各教科又は各教科の目標及び内容の一部に替えて編成・実施する教育課程
- ④ 各教科の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科に替えて自立活動を主として編成・実施する教育課程

なお、家庭、病院又は施設等を訪問して教育する場合の教育課程は、上記①～④のいずれかによることとなります。

病弱養護学校に在籍する多くの幼児児童生徒には、病気の治療や生活規制等によって、授

業時数の制約、身体活動の制限や直接経験の不足などがみられます。そこで、基礎的・基本的な学習内容を精選することはもちろんのこと、授業時数、指導形態等に工夫を加え、一人一人の学習の状況、病気の症状等に合わせた指導計画の作成が求められます。また、健康状態の改善に関する内容の指導については、自立活動の時間における指導だけではなく、学校生活全体を通して適切な指導計画を作成することが大切です。学習活動が負担加重になり、病気の状態や健康状態の悪化をきたすことのないよう、病気の特徴や個々の病状等を十分考慮することもあります。病気等により、身体活動の制限があったり、療養のため病室から出たりすることができない幼児児童生徒には、教材・教具の工夫やコンピュータ等の情報機器を活用して可能な限り学習ができるような工夫が求められます。高等部においては、療養中の生徒及び障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒について、各教科・科目の一部を通信によって教育を行うことができます。この場合、1単位当たりの添削指導、面接指導の回数、試験の実施等については、生徒の実態に応じて弾力的に扱うことができます。

日々の教育活動を行う場合、病弱教育の対象となる幼児児童生徒は、その疾患や障害の状態が多様であるため、学校の教育課程を柔軟に運用して個別の指導計画を立案することが教師に求められます。このことを実現するためには、学習指導要領、学校の教育課程、個別の教育支援計画、個別の指導計画を有機的なつながりをもたせることが不可欠となります。

6) 重複障害者を対象とした教育課程の編成

ア 重複障害とは

「重複障害者」とは、「当該学校に就学することとなった障害以外に他の障害を併せ有する児童又は生徒」(盲・聾・養護学校小学部・中学部学習指導要領総則第2節第5の2、盲・聾・養護学校高等部学習指導要領総則第2節第6款)であり、「他の障害」とは、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由及び病弱について、原則的には学校教育法施行令第22条の3において規定している程度の障害を指しています。しかし、実際の指導に当たっては、必ずしもこれに限定される必要はなく、言語障害や情緒障害などを併せ有する場合も含めて考えてよいことになっています。

イ 重複障害者の多様な教育の場

重複障害者に対する教育形態として、

- ① 盲・聾・養護学校において、重複障害学級を設けて教育を行う形態
- ② 盲・聾・養護学校において、単一の障害者といっしょに教育を行う形態
- ③ 家庭や施設、病院等へ教員を派遣して教育を行う訪問教育の形態
があります。

ウ 重複障害者の教育課程編成と個別の指導計画

(ア) 重複障害者の教育課程編成上の特例等

重複障害のある児童生徒と一言でいっても、運動障害、感覚障害、知的障害、行動障害などが複雑に絡み合い、一人一人の障害の程度や状態は異なっています。

そこで、重複障害のある児童生徒の教育課程を編成する時には、重複障害者等に関する特例を考慮して教育課程を編成する必要があります。重複障害者等の特例には、学校教育法施行規則に規定されているものと、学習指導要領に示されているものがあります。

① 学校教育法施行規則で規定されている特例

学校教育法施行規則には、重複障害のある児童生徒を教育する場合の特例等として、次のような規定があり、具体的には、以下のような内容となっています。

「合科的な授業に関する特例（第73条の11第1項）」では、重複障害者の授業について、各教科又は各教科に属する科目の全部又は一部について、特に必要がある場合は、合わせて授業を行うことができるとしています。

「領域を合わせた授業に関する特例（第73条の11第2項）」では、養護学校（小学部・中学部・高等部）で知的障害者を教育する場合と盲学校、聾学校、養護学校（以下、盲・聾・養護学校）の小学部、中学部、高等部（以下、小・中・高）で、重複障害者を教育する場合には、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部について合わせて授業を行うことができるとしています。

「特別の教育課程に関する特例（第73条の12第1項）」では、盲・聾・養護学校（小・中・高）で、重複障害者を教育する場合と教員を派遣して教育を行う場合に特別の教育課程によることができるとしています。

② 学習指導要領で示されている特例

学習指導要領では、重複障害者等に関する特例として、「学習が困難な児童生徒に関する特例（小・中第1章第2節第5の1、高第1章第2節第6款の1）」と「重複障害者に関する特例（小・中第1章第2節第5の2、高第1章第2節第6款の2）」が示されています。

「学習が困難な児童生徒に関する特例」では、障害の状態により、例えば、当該学年の各教科の学習が困難な児童生徒に対し、その実態に応じて、弾力的な教育課程を編成することができることが示されています。具体的には、以下の4項目です。

i) 各教科の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができること。

これは、例えば、肢体不自由のある児童生徒について、「体育」の内容のうち器械運動などの学習の一部が困難又は不可能な場合、当該児童生徒にこの内容を履修させなくともよいという趣旨です。

ii) 各教科の各学年の目標及び内容の全部又は一部を、当該学年の前各学年の目標及び内容の全部又は一部によって、替えることができること。

これは、例えば、小学部6年生の児童の場合は、小学部5年生以下の学年を指し、「社会」や「理科」の目標及び内容を「生活」の目標及び内容に替えて指導することも可能であるということです。

iii) 中学部の各教科の目標及び内容に関する事項の全部又は一部を、当該各教科に相当する小学部の各教科の目標及び内容に関する事項の全部又は一部によって、替えることができること。

これは、中学部の生徒に対して、その実態に応じて小学部の各教科の指導が行える

ことを示しています。したがって、中学部の「数学」の目標及び内容に関する事項を、小学部の「算数」の目標及び内容に関する事項に替えることができます。

iv) 幼稚部教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができること。

これは、小学部の児童又は中学部の生徒に対し、特に必要がある場合は、幼稚部教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができることとしています。

なお、これらの規定は、重複障害者のみの特例ではないことに留意する必要があります。「重複障害者に関する特例」では、「知的障害を併せ有する児童生徒の場合」と「重複障害者のうち、学習が著しく困難な児童生徒の場合」の特例が示されており、具体的には、次のような内容が示されています。

i) 「知的障害を併せ有する児童生徒の場合」

盲学校、聾学校及び肢体不自由者又は病弱者を教育する養護学校（小・中・高）の各教科や各教科・科目を、知的障害者を教育する養護学校の各教科によって替えることができると示されています。

また、盲学校、聾学校及び肢体不自由者又は病弱者を教育する養護学校（小・中・高）の各教科や各教科・科目の目標及び内容に関する事項の一部を、知的障害者を教育する養護学校の各教科の目標及び内容の一部によって替えることができると示されています。

ii) 「重複障害者のうち、学習が著しく困難な児童生徒の場合」

各教科・科目、特別活動、道徳の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わず、自立活動を主として指導を行うことができると示されています。

また、各教科・科目の目標及び内容の全部又は総合的な学習の時間に替えて、主として自立活動の指導を行うこともできると示されています。なお、道徳、特別活動については、その目標及び内容の全部を替えることができないことに留意する必要があります。

このほか、「訪問教育に関する特例（小・中第1章第2節第5の3、高第1章第2節第6款の3）」や「療養中及び訪問教育の通信により教育を行う場合の特例（高第1章第2節第6款の4）」が示されていることに留意する必要があります。

（イ）重複障害者等の授業時数について

重複障害者や療養中の児童生徒、訪問教育を受けている児童生徒についての授業時数は、特に必要がある時は、実情に応じた授業時数を適切に定めることができます。この場合は、児童生徒の実態を的確に把握し、医療上の規制や生活上の規制等も考慮して、どのような教育課程を編成するのが最も望ましいのかについて総合的に検討する必要があります。

（ウ）個別の指導計画の作成について

重複障害者の指導に当たっては、「個々の児童又は生徒の実態を的確に把握し個別の指導

計画を作成すること」(小・中第1章第2節第7の1(5)、高第1章第2節第4款の3(3))とされています。重複障害のある児童生徒は、一人一人の障害の状態が多様で、発達の諸側面も異なっています。したがって、一人一人に応じた指導を充実させるための個別の指導計画を立て、適切な指導を実施していく必要があります。

個別の指導計画の作成に当たっては、①児童生徒一人一人に応じた実態把握を行い、見いだされた課題をまとめ、個別の指導目標を設定します。②指導内容を適切に構成し、指導方法を創意工夫します。③実際の指導を行います。④指導に対して評価を行います。⑤評価をもとに、次の指導目標を設定します。

重複障害のある児童生徒は、その実態が極めて多様です。聴覚障害に知的障害を併せ有していたり、肢体不自由で視覚障害と知的障害を併せ有していることもあります。したがって、個々の児童生徒の障害の状態や発達段階、特性等を考慮しながら、児童生徒に最も適した学習活動を創意工夫していくことがとても大切です。

7) 教員を派遣して教育を行う場合(訪問教育)の教育課程の編成

障害のために盲学校、聾学校、養護学校に通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対しては、養護学校等の教員が家庭、児童福祉施設、医療機関等を訪問して教育を行うことができます。小・中学部では昭和54年度から訪問教育が実施されています。高等部についても、高等部への進学ニーズの向上に対応するため、平成9年度より試行的に実施され、平成12年度から本格実施されています。

訪問教育の教育課程の編成は、障害の状態により学習が困難な児童生徒や重複障害のある児童生徒の教育課程の編成と同様に行うことができます。そして、合科的な授業や領域を合わせた授業を行うことによって、より一層の効果の上がる授業の工夫が求められます。

授業時数については、児童生徒の障害の状況や学習環境の実情に応じて、各学年の年間総授業時数の枠内で適宜配当することができます。特に高等部の全課程の修了の認定は、校長が、生徒の学習の成果を評価しそれに基づいて行うこととなっています。

また、高等部の療養中の生徒及び訪問教育の生徒について、各教科・科目の一部を通信により教育を行うことができます。この場合、1単位あたりの添削指導、面接指導の回数、試験の実施等については、生徒の実態に応じて適切に定めることができます。なお、知的障害者を教育する養護学校においては、単位制ではないので、通信により教育を行うこととなった各教科の一部の授業時数に相当する添削指導及び面接指導の回数等については、生徒の実態に応じて適切に定めることになります。

訪問教育において給与される教科用図書は、検定教科書、文部科学省著作教科書、一般図書(いわゆる107条本)のいずれかとなります。

(2) 小・中学校における教育課程の編成

ア) 特別支援学級における教育課程の編成

特別支援学級は、比較的軽度の障害がある児童生徒を対象として小・中学校に設置された少人数の学級です。特別支援学級における教育課程の編成に当たっては、法令上の規定では、

小学校又は中学校の学習指導要領に基づいて編成されることになりますが、児童生徒の特性に応じた適切な教育を行うために、特に必要がある場合には、盲学校、聾学校及び養護学校の小・中学部の学習指導要領を参考にして特別の教育課程を編成することができるとされています。

特別支援学級の教育課程の例として、各教科及び道徳、特別活動、自立活動、総合的な学習の時間による編成が上げられます。学校教育法施行規則第73条の11では、盲学校、聾学校及び養護学校において特に必要がある場合は、各教科及び各教科に属する科目の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができるとされており、特に知的障害のある児童生徒を教育する場合において必要があるときは、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができるとされています。知的障害の特別支援学級では、教科別、領域別の指導ではなく、指導の形態として「領域・教科を合わせた指導」が効果的な場合があります。「領域・教科を合わせた指導」とは、「日常生活の指導」、「遊びの指導」、「生活単元学習」、「作業学習」等のことをいいます。

また、特別支援学級の教育課程については、通常の学級との交流及び共同学習の位置付けについても編成上、整理していくことが望まれます。

イ) 通級による指導における教育課程の編成

通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍している軽度の障害のある児童生徒について、各教科等の指導は通常の学級で受けながら、障害に応じた特別の指導を特別の指導の場で受けることになるため、通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成することができるとされています。

障害に応じた特別の指導については、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導（自立活動）及び、特に必要な場合に障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を行います。通級による指導において自立活動の指導を行う場合は、盲学校、聾学校及び養護学校の小・中学部の学習指導要領を参考として実施することとされています。

ウ) 通常の学級における指導上の配慮

小・中学校の学習指導要領では、障害のある児童生徒については、その実態に応じ、指導内容や指導方法を工夫することとされています。例えば、弱視の児童生徒の体育科のボール運動や理科等の観察・実験、難聴や言語障害の児童生徒の国語や音楽科の指導、肢体不自由の児童生徒の体育科や家庭科の実技・実習等については、個別的な配慮が必要です。必要に応じて、個別指導や小集団指導、ティーム・ティーチングによる指導等の指導形態も工夫します。

Ⅲ 今後の特別支援学校等における教育課程編成の在り方

1 教育課程の基準の改善に関する検討の経緯

平成17年12月の中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」では、特別支援学校の教育課程について、特別支援学校においては、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した効果的かつ弾力的な教育課程の編成が期待されるとし、特別支援学校の教育課程の在り方等について、引き続き検討を行うことが適当であるとしました。

これを受け、平成17年12月に中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会に、特別支援教育専門部会（以下、「専門部会」という。）が設けられ、特別支援学校や幼稚園、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育に係る学習指導要領の改善等について検討が進められることになりました。

専門部会においては、主な検討事項例として、次の7点が示されました。

- ① 社会の変化や児童生徒等の障害の重度・重複化や多様化等に対応した教育課程の改善
- ② 特別支援学校における効果的かつ弾力的な教育課程編成
- ③ 特別支援学校が地域の小・中学校等への支援などを行うセンター的機能の在り方
- ④ 一人一人のニーズに応じた指導を推進するための「個別の指導計画」、関係機関との連携を図るための「個別的教育支援計画」の在り方
- ⑤ 障害のある児童生徒等の自立と社会参加を促進する観点からの職業教育等の充実
- ⑥ 小・中学校等において、LD、ADHD、高機能自閉症等を含めた障害のある児童生徒等への指導の充実
- ⑦ 障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒等との交流及び共同学習の推進

専門部会では、これらの課題について精力的に審議を進めており、平成19年1月までに10回の会議を開催しています。

2 特別支援学校制度の開始に向けた学習指導要領等の改訂

前述のとおり、専門部会では特別支援学校等の学習指導要領の改善等についての検討が進められていますが、平成19年4月からは特別支援学校の制度が開始されます。このため、新しい学習指導要領等が告示され、実施されるまでの間は、これまでの盲・聾・養護学校学習指導要領を特別支援学校の制度に合わせた形で必要な改訂を行い、実施されることになります。この改訂は平成19年3月に行われ、その主な内容は以下のとおりとなっています。

- ① 盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領（教育要領）を特別支援学校学習指導要領（教育要領）に改めたこと。
- ② 重複障害者に関する規定を「当該学校に就学することとなった障害以外に他」から「複数の種類」に改めたこと。
- ③ 小学校・中学校学習指導要領において、「特殊学級」を「特別支援学級」に改めたこと。

3 専門部会における検討状況

前記1のとおり、専門部会では平成19年1月までに10回の審議が行われ、この間、平成18年9月には、親部会である教育課程部会にそれまでの審議の状況を踏まえた改善の方向性等について報告が行われました。その後、専門部会では、教育課程部会での意見等も踏まえ、大きく次の6点について議論が進められており、具体的な改善の方向性として以下のような点が示されています。

(1) 社会の変化、幼児児童生徒の障害の重度・重複化や多様化等への対応

① 自立活動

- 自立活動の内容について、自閉症、LD、ADHD等も含む多様な障害に対応した適切な指導を一層充実させるため、例えば、他の人とのかかわり、他の人の意図や感情の理解などに関することを内容の項目に盛り込むとともに、現行の5区分に加え、新たな区分を設け、それぞれの区分と項目の関連を整理する。
- 指導計画の作成の手順が理解されやすい示し方とするとともに、幼児児童生徒が活動しやすいよう、自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人々の支援を求めたりするような指導についても配慮する。

② 重複障害者等の指導

- 個別の指導計画作成に当たっては、実態把握に基づき、的確な指導目標・内容を設定するとともに、授業を評価し、指導の改善に生かすことを明確にする。
- 訪問教育については、指導の一層の充実を図るため、例えば情報機器等を活用した指導を工夫するなど、指導内容・方法等の工夫・改善を図る。

③ 知的障害者を教育する場合の教科

- 各教科の内容について、社会の変化や児童生徒の実態を踏まえた見直しを行うとともに、表記の仕方を工夫する。
- 高等部卒業後の就労の状況も踏まえ、例えば、新たな専門教科として「福祉」を新設する方向で検討する。

④ 職業教育や進路指導

- 職業に関する教科については、現場実習等の体験的な学習を一層重視することを明確にするとともに、企業関係者など外部の専門家を積極的に活用することを進める。
- 障害の状態により、卒業後直ちに就労が困難な生徒に対し、福祉施設等との連携を図った支援策を進める。

⑤ ICFの視点

- ICF（国際生活機能分類）の考え方を踏まえ、自立と社会参加を目指した指導の一層の充実を図る観点から、例えば、幼児児童生徒の的確な実態把握、関係機関との効果的な連携、環境への配慮などについて検討する。

⑥ 指導方法等の改善

- 一人一人の実態に応じた効果的な指導を進めるため、情報機器等の積極的な活用、授業形態や学習集団の構成の工夫などの必要性を明確にする。

(2) 特別支援学校のセンター的機能への対応

- 小・中学校等の要請により、障害のある児童生徒等又は教員に対し、必要な助言、援助を行うこと、関係機関と連携して早期支援にも努めること、校内体制を整備すること、他の特別支援学校や小・中学校等との連携を図ることなど地域の特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう改善を図ることを検討する。

(3) 「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の在り方

- ① 特別支援学校における位置付け
 - 家庭や福祉、保健、労働などの関係機関等と緊密な連携を図り、適切な支援を行うための計画の策定や活用を図ることを明確にする。
 - 自立活動及び重複障害者の指導に加え、各教科等においても、例えば配慮事項を記載するなど、それぞれの指導の特性に応じた個別の指導計画を作成する必要があることを示す。
- ② 小・中学校等における位置付け
 - 小・中学校等においても、必要に応じて、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し活用するなど障害のある児童生徒等に対する指導の充実方策について検討する。
- ③ 保護者等との連携
 - 個別の教育支援計画の策定・活用に当たっては、保護者や本人の意見などを踏まえ、家庭との連携を図った取組を一層進めることを検討する。

(4) 小・中学校等におけるLD等を含めた児童生徒等への指導の充実

- ① 特別支援学級及び通級による指導に係る教育課程
 - 小・中学校の学習指導要領や解説書等において、特別支援学級及び通級による指導に係る特別の教育課程の編成に当たっては、例えば、特別支援学校学習指導要領に定める事項を取り入れた教育課程を編成することができることなど、教育課程編成の仕方を明示することなどを検討する。
- ② 通常の学級における指導の充実
 - 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒等に対し、必要に応じて、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成、特別支援学校及び特別支援学級における指導方法を参考とした指導を行うことなど、個々の障害に応じて必要な配慮が適切に行われるようにすることを検討する。
 - 障害のない児童生徒等に対し、障害のある児童生徒等に対する理解を深めるなどの指導を充実することを検討する。
- ③ 幼児教育及び後期中等教育段階における指導の充実
 - 幼稚園段階及び高等学校における障害の状態に応じた指導の充実方策について、更に検討する
- ④ 特別支援学校のセンター的機能の活用
 - 小・中・高等学校等において特別支援学校のセンター的機能の活用を図ること、その

ための校内体制の整備に努めることなどについて検討する。

(5) 障害のある幼児児童生徒等と障害のない幼児児童生徒等の交流及び共同学習の一層の推進

- 交流及び共同学習については、双方の幼児児童生徒等の教育的なニーズに対応した内容・方法を十分検討し、早期からの組織的、計画的、継続的に実施することなど、一層効果的な実施に向けた取組を明確にすることなどを検討する。

(6) 教員の専門性の向上

- 教育課程の基準の改善に関連し、特別支援教育担当教員の専門性の向上を図るため、特別支援学校教諭免許状の取得の促進、国や都道府県等における研修の充実などの施策を一層推進する。また、すべての教員の特別支援教育に対する理解と一定程度の専門性を定着させるため、教員養成段階における特別支援教育に関する内容の充実を図ることなどの施策を推進する。

このように、専門部会では、特別支援学校制度への転換や小・中学校等に特別支援教育が位置付けられたことなど、新たな制度の趣旨を生かした教育を行う観点から、特別支援学校における教育とともに、小・中学校等における特別支援教育の充実に向けた教育課程の基準の在り方等について検討を進めています。学習指導要領の改訂・実施の時期は決まっていますが、現段階で検討が進められている事項のうち、例えば、特別支援学校としてのセンター的機能の充実や交流及び共同学習の一層の推進などは、学習指導要領の改訂を待たずにも実施できるものです。

各学校においては、中央教育審議会における審議の状況等について注視するとともに、実施可能なものについては、特別支援教育の充実に向けて積極的な取組を進めることが期待されています。

参考文献・引用文献

- 1) 中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」
平成17年12月
- 2) 特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」
平成15年3月
- 3) 21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議「21世紀の特殊教育の在り方について～一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について～（最終報告）」
平成13年1月
- 4) 文部科学省「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」
平成16年1月
- 5) 通級学級に関する調査研究協力者会議「通級による指導に関する充実方策について（審議のまとめ）」
平成4年3月
- 6) 文部科学省「就学指導資料」
平成14年6月
- 7) 文部省「盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領（平成11年3月）解説－総則等編－（幼稚園部・小学部・中学部・高等部）」
平成12年3月

- 8) 文部省「盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領（平成11年3月）解説－各教科、道徳、特別活動編－（幼稚部・小学部・中学部・高等部）」 平成12年3月
- 9) 文部省「盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領（平成11年3月）解説－自立活動編－（幼稚部・小学部・中学部・高等部）」 平成12年3月
- 10) 文部科学省「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」 平成18年3月
- 11) 全国特殊学校長会「地域・家庭・学校のためのよく分かる「個別の教育支援計画」Q & A改訂版－保護者の質問に答えて－」 平成17年6月
- 12) 全国特殊学校長会「「個別の教育支援計画」策定・実施・評価の実際」 平成18年6月

第二部 特別支援教育の教育課程編成Q & A

Q 1 特別支援学校になることの教育課程編成上のメリットはどのようなことでしょうか。

A :

1 教育的ニーズに対応した弾力的な教育課程編成

特別支援学校の教育課程は、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した効果的かつ弾力的な教育課程編成が期待されますが、障害種別を超えたグループ別の教育課程編成の可能性や、個別の教育支援計画との関係を検討することも必要であり、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会に特別支援教育専門部会が平成17年12月に設けられ、特別支援学校における教育課程の在り方について検討がおこなわれています。

2 対象となる障害種別及び配置について

特別支援学校は、各都道府県において、複数の障害に対応した教育を行う学校の設置も可能にしていますが、これまでのように特定の障害に対応した学校を設けることもできます。

例えば、「視覚障害部門」、「知的障害部門」等の「教育部門」を設けることも可能ですが、具体的にいかなる障害に対応した教育を行う学校とするかについては、地域における教育に対するニーズ等に応じて弾力的に判断されることになります。

その際、次のような視点について考慮する必要があります。

- (ア) 一人一人の教育的ニーズに対応する特別支援教育の理念や、障害の重度・重複化に対応するという特別支援学校の趣旨に照らし、特別支援学校は、可能な限り複数の障害に対応できるようにするべきとの視点
- (イ) 障害のある幼児児童生徒が、できる限り地域の身近な場で教育を受けられるようにすべきとの視点
- (ウ) 障害の特性に応じて、同一障害の幼児児童生徒による一定規模の集団が学校教育の中で確保される必要があるとの視点
- (エ) 学校の形態に応じて、各障害種別ごとの専門性が確保され、専門的指導により幼児児童生徒の能力を可能な限り発揮できるようにする視点
- (オ) 特別支援教育のセンター的機能が効果的に発揮されるようにする視点

3 地域の特別支援教育のセンター的機能

学校教育法第71条の3に「特別支援学校においては、第71条の目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の養成に応じて、第75条第1項に規定する児童、生徒又は幼児の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。」と規定され、特別支援学校が地域の特別支援教育のセンター的機能を果たすことが、明確に位置づけられました。

今後は、通常の学校に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒等への対応も含め、地域の特別支援教育機能の中核として果たしていく必要があります。

Q2 障害のある児童生徒の一人一人のニーズに応じていくために、どのような教育課程編成の工夫が必要でしょうか。

A：

1 教育課程編成の考え方

教育課程は、公教育として国、都道府県が示す基準に沿って設定した学校教育目標の実現をめざして組織的、継続的に児童生徒等に対する教育を進めていくための基本となるものです。教育課程の編成に当たっては、児童生徒等の教育的ニーズの把握が不可欠であり、一人一人の指導の評価に基づいて、教育課程の改善もまた行われます。教育課程の編成と個々のニーズへの対応は、表裏一体の関係にあると言っていいでしょう

2 一人一人に応じた適切な各教科及び自立活動の目標、内容を明確にする

一人一人に応じた教育を行う前提として、まず、個々の発達の段階や障害の状態に即した各教科及び自立活動の目標と内容が具体化される必要があります。各教科の内容については、小・中・高等学校の各教科に準じて行う場合と、知的障害のある児童生徒及び知的障害を併せ有する児童生徒については、知的障害の各教科の中から発達の段階に即して適切な各教科の段階を選択し、具体的な内容を設定する場合とがあります。

また、障害に基づく種々の困難を改善・克服する指導である自立活動においては、児童生徒等が、自ら自立をめざし、意欲的に学習に取り組む目標や内容を明確にすることが必要であり、個別の指導計画を充実させていくことが重要です。

3 個に応じた適切な学習方法を工夫する

一人一人のニーズに応じた学習活動の展開においては、児童生徒がそのニーズの実現に向かって、最大限の力が発揮でき、かつ学習に対する充実感、達成感のもてる学習方法を工夫することが重要です。したがって、児童生徒自身の目標や課題意識が尊重される指導計画の工夫が大切です。特に、合科的・関連的な指導、領域・教科を合わせた指導などにおいては、教科、領域の目標を児童生徒のニーズと関連させながら効果的な授業が展開できるように指導計画を工夫し、また、総合的な学習の時間においては、学んだことを横断的・総合的に活用できる力を育てる指導計画の作成が大切です。

4 個別的教育支援計画と教育課程の関連を明確にする

特別支援教育は、児童生徒等一人一人の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するものであり、今日、本人の教育的ニーズへの対応を関係機関とともに支える個別的教育支援計画が策定され実施されています。学校の教育活動は一人一人の教育的ニーズに応じるために大きな役割をもつものであり、個々のニーズと指導計画との関連を明確にした個別的教育支援計画の作成が重要になると考えられます。

Q3 準ずる課程、自立活動を主とする課程等の「類型別」の教育課程編成を行う場合に、どのような配慮が必要でしょうか。

A：

1 教育課程編成の全国調査の結果

国立特殊教育総合研究所（2002）が実施した教育課程の調査によると、盲・聾・養護学校における教育課程の「類型別」の割合は下図のようになっています。本調査結果から、準ずる課程に該当する児童生徒の割合が多い学校は、聾学校、病弱養護学校、盲学校、肢体不自由養護学校の順になっています。

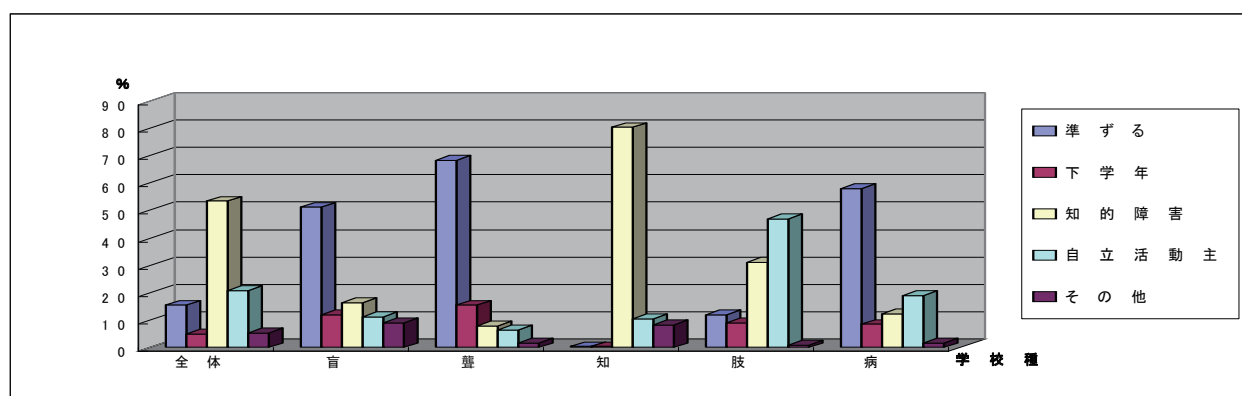


図1 盲・聾・養護学校における教育課程類型別割合

(2002国総研調査)

2 準ずる課程における配慮事項

準ずる課程に該当する児童生徒が比較的多く在籍している、聾学校、病弱養護学校、盲学校において、児童生徒数の減少傾向があり、適切な学習集団を形成することが難しい状況にあります。また、準ずる課程で学習している児童生徒は、教科学習に加え自立活動の時間を確保する必要があるため授業時数との関係から学習内容を精選する必要があります。学習指導要領の総則にあるように、各教科等の指導に当たっては、児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、学校や児童の実態に応じ、個別の指導やグループ別指導、繰り返し指導、教師の協力的指導など、指導方法、指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図るなどの配慮が必要です。

3 自立活動を主とした教育課程にける配慮事項

自立活動を主とする教育課程では、各教科、道徳、若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができます。

学習指導要領解説の自立活動編では、「自立活動を主とした指導計画の作成に当たっては、全人的な発達を促すことをねらいとし、そのために必要な基本的な指導内容を個々の児童生徒の実態に応じて適切に設定する必要がある。この場合、取り上げた内容を相互に関連付けて総合的に取り扱い、しかも段階的、系統的な指導が展開できるよう配慮することが、全人的な発達を促す上からも重要である」と述べられています。

Q 4 重複障害のある児童生徒の教育課程の編成では、どのような配慮が必要でしょうか。

A :

1 重複障害のある児童生徒と個別の指導計画

重複障害のある児童生徒の障害の程度や状態は一人一人異なっています。各特別支援学校が児童生徒の障害の状態に応じた教育課程を編成することができるよう、学習指導要領には「重複障害者の指導にあたっては、個々の児童または生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成すること」が定められています。生育歴や障害の状況、生活環境やこれまでの指導の経過、発達過程や諸機能の評価など、多方面からの視点を取り入れた丁寧な実態把握と、それに基づいた個別の指導計画の作成が求められます。

2 「知的障害を併せ有する」重複障害者の教育課程

重複障害のある児童生徒の教育課程を編成する際は、重複障害者等に関する様々な特例を考慮する必要があります。学習指導要領では「知的障害を併せ有する」重複障害のある児童生徒については「各教科又は各教科の目標及び内容に関する事項の一部を知的障害養護学校の各教科又は各教科の目標及び内容の一部によって替えることができる」と定めています。各学校は、児童生徒の障害の状態等に即して、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間及び自立活動のそれぞれの時間を設けて行う授業と、領域・教科を合わせた指導とを適切に組み合わせて教育課程を編成することができます。この場合、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由など単一障害の教育を参考にしながらも、個々の障害の特性に配慮し、概念形成の基盤となる学習を適切に行えるよう、指導の内容や方法を工夫しましょう。

3 「学習が著しく困難な」重複障害者の自立活動を主とした教育課程

重複障害のある児童生徒のうち「学習が著しく困難な場合」には、自立活動を中心とした指導を行うことができます。各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間の指導の必要性を十分に検討した上で、自立活動の時間を適切に設定しましょう。自立活動では、総合的な発達を促すために必要な基本的な指導内容を、個々の児童生徒の実態に応じて設定し、系統的な指導が展開できるよう留意する必要があります。個別の指導計画の作成では、実態把握を踏まえ、自立活動の五つの区分（健康の保持・心理的な安定・環境の把握・身体の動き・コミュニケーション）の内容の中から、個々の目標や指導事項を明確にしましょう。複数の指導の内容は相互に関連付けて、その児童生徒の具体的な生活や学習場面を考慮した設定をすることが大切です。また、発達の観点と共に、児童生徒が「今できること」に焦点をあてて参加を促すという視点も重要です。

Q5 訪問教育を充実させていくために、どのような教育課程上の配慮や工夫が必要でしょうか。

A：

1 カリキュラムの工夫

訪問教育を受けている児童生徒の教育課程は、小学校、中学校、高等学校に準じた教科の学習をしている児童生徒から、学習が困難な児童生徒に関する特例（例えば、各教科の目標・内容の一部を取り扱わない規定や下学年代替の規定等）、重複障害者に関する特例（各教科・科目を、知的障害者を教育する養護学校の各教科によって替えることができたり、各教科の目標及び内容の全部又は総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができる）の適用を受けている児童生徒まで幅広く、一人一人の障害の程度や病気の状態によっても違ってきます。教育課程の編成にあたっては、児童生徒の実情や授業を受ける環境に配慮し、児童生徒にとって最も望ましいカリキュラムを考えていくことが大切です。

2 時間数の配慮

学習指導要領では、訪問教育の時間数について、「重複障害者、療養中の児童若しくは生徒又は教員を派遣して教育を行う場合について、特に必要のあるときは障害のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対して、実状に応じた授業時数を適切に定めるものとする。」（小・中第1章第2節第6の4、高第1章第2節第2款第4の8）とされています。

この場合の「実状に応じた時間数」をどのように考えるかがポイントになります。各都道府県の中には、週3回、1回2時間の訪問指導等、訪問教育の時間数の標準を示しているところもありますが、実際は、児童生徒の体調等に配慮した適切な時間数を設定することが大切です。

3 担当者の配置の工夫

訪問教育を担当する教員の配置もカリキュラムに応じて柔軟な対応ができることが望ましいと言えます。例えばある自治体では、高等部の訪問教育に関して複数の教員を配置して対応しているところもあります。また、数学、音楽等の授業に応じて教科の専門性の高い教員を派遣している学校もあります。このように、訪問教育を担当する教員の配置を工夫することもポイントの一つです。

Q6 自立活動の指導における個別の指導計画の作成や実際の指導で、配慮すべき点はどのようなことでしょうか。

A：

1 個別の指導計画作成は的確な実態把握から

自立活動は、教育課程上の重要性から盲・聾・養護学校に在籍しているすべての児童生徒に必要であることが前提となります。自立活動の指導は、個別の指導計画に基づいて行われます。個別の指導計画を作成するためには、的確な実態把握が重要です。実態把握のためには、①行動観察、②諸検査、③保護者からの家庭での様子の聞き取り、といった取り組みが必要です。

2 個別の指導計画作成の際は複数の意見を

個別の指導計画の作成にあたっては、専門性の高い教師あるいは担当者を中心としながらも、他の教師もそれぞれの観点から実態把握を行い、目標や課題を設定し、具体的な指導内容を複数の教師で考えていく必要があります。個別の指導計画を作成する際に、保護者及び児童生徒等の意見や希望を活かすということは大変重要です。保護者及び児童生徒等の意見や希望を活かすことにより、より一人一人の児童生徒の教育的ニーズに即した取り組みが可能となります。そのため、個別の指導計画の作成のプロセスの一環として、保護者及び児童生徒等の意見を取り入れるための機会を設定することが大切です。

3 外部専門家との連携協力も必要

最近の傾向として学校に、専門の医師をはじめ、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理学の専門家などが派遣されることが多くなりました。在学している子どもの障害の状態が多様化しており、個々の子どもの状態の的確な把握に基づいた指導を行う時に、外部の専門家の指導や助言を得ることが必要な場合があります。専門家からの指導や助言を得ることの必要性が生じたら、子どもの指導計画や指導実践の場面における子どもの様子を簡潔にまとめておくことが大切です。質問事項をまとめておくことによって、これまでの指導について確認できたり、外部の専門家に対して短時間により多くの事柄を学ぶことができます。そこで学んだことを同僚に伝えることで、より適切な指導が展開できるようになります。

4 評価の重要性

自立活動の指導においては、評価が重要です。自立活動は時間の指導だけでなく、学校の教育活動全体を通して行われる指導ですから、各教科や領域・教科を合わせた授業を担当する教師も自立活動の指導内容や評価について責任をもって取り組む必要があります。個別の指導計画に基づいた実践の結果をきちんと評価し、その評価を次年度の個別の指導計画に活かしていくということです。そのような取り組みから、個別の指導計画に基づく教育活動の一貫性、継続性が生まれていきます。

Q7 学校の教育課程と個々の子どもの個別の指導計画及び個別の教育支援計画との関係はどのようなものでしょうか。

A：

1 学校の教育課程

学校の教育課程は、学習指導要領など関係法令を基準として、地域や学校の実態及び幼児児童生徒の心身の発達段階や特性等を考慮して編成します。つまり、学校において編成される教育課程は、学校目標を達成するために、教育の内容を幼児児童生徒の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校全体の教育計画です。

教育課程の編成に際しては、配当時間数（単位数）が、学年におけるバランスだけでなく、小学部、中学部、高等部の一貫性のもとに設定すること及び個に応じた指導を工夫することに留意する必要があります。

2 個別の指導計画

これまで盲・聾・養護学校及び特殊学級においては、障害の状態や特性等が多様な幼児児童生徒に対して、全人的な発達を目指し、より効果的な指導をする必要から、個別の指導計画を作成してきました。

「個別の指導計画」を作成する意義は、個のニーズに応じた教育を教員間の共通理解のもとで行うことであり、学校の説明責任を果たすことがあげられます。また、指導計画は、幼児児童生徒一人一人の発達の状態を把握した上で教育課題を設定し、次に指導内容を精選し、年間指導計画に組み入れることにより教育課程が編成されます。

したがって、「個別の指導計画」は、教育課程を具体化したもので、指導場面における個々の指導目標や指導内容・方法の明確化を図るために作成されるものです。

3 個別の教育支援計画

「個別の教育支援計画」は、地域社会が障害のある子どもに対して、一生涯にわたり一貫してきめ細かな支援を行うという考えの基に、一人一人のニーズに応じた支援を効果的に実施するための総合的な計画です。このため、支援は教育にとどまらず、福祉、医療、労働等の関係機関が連携することが大切です。なお、「新障害者プラン」（障害者基本計画の重点施策実施5か年計画）に示されている「個別の支援計画」と「個別の教育支援計画」とは概念として同じものです。

このように、「個別の教育支援計画」は、関係機関等による連携協力体制により、障害のある子どもを支援していくためのツールとして位置づけられます。また、「個別の教育支援計画」は比較的長期の期間で作成することが考えられます。「個別の教育支援計画」をふまえて、「個別の指導計画」をよりきめ細かに作成し充実させるという関係になります。

Q8 一貫性のある指導の充実を図る上で、個別の教育支援計画の策定における重要なポイントはどのようなことでしょうか。

A：

1 個別の支援計画と個別の教育支援計画

障害者基本計画（平成14年）では、障害のある子どもの発達段階に応じて、関係機関が適切な役割分担の下に、一人一人のニーズに対応して適切な支援を行う計画を策定して効果的な支援を行うとしています。この計画が個別の支援計画です。この個別の支援計画を教育機関が中心となって策定する場合の呼称が個別の教育支援計画で、基本的には個別の教育支援計画は個別の支援計画に含まれるものです。おおよそ幼稚部段階から高等部卒業段階では両者は同じだといえます。

2 教育課程と個別の指導計画及び個別の教育支援計画

これらの関係はQ7で説明していますし、第一部Iでも述べていますので、詳しくはそちらを参照してください。ここでは、個別の教育支援計画は一貫性のある指導の充実を図るための土台となるものだということを確認してください。

3 個別の教育支援計画策定に際し留意すること

既に1で述べていますが、キーワードは「発達段階に応じて」「関係機関の適切な役割分担」「一人一人のニーズに対応した適切な支援」ということになります。表現を変えれば、中・長期的視点で、障害のある子どものニーズを正確に把握し、教育のみならず福祉・医療・労働等の関係機関・関係部局との密接な連携協力を確保することを盛り込んだ計画策定ということになります。学校の役割は次のようなものになるでしょう。

まず、ニーズを正確に把握し、必要となる支援の目標と内容を明らかにします。支援の中には福祉・医療・労働等教育以外の分野から必要な支援についても含みます。この場合、関係機関との連携協力を確保するための具体的な手だても盛り込んでおく必要があります。

障害のある子どもの支援に関し最も長期間最も重要な役割を果たすのは保護者です。個別の教育支援計画策定だけでなく実施・評価においても、保護者の理解と協力は不可欠です。策定段階から保護者の積極的な参画を促すことが重要です。

個別の教育支援計画は中・長期的視点からのものですが、子どものニーズは一定不変ではありません。計画を適切に評価し、改善していくことが必要です。また、計画実施中にも適宜評価を行い、改善に努めることが望まれます。さらに、子どもの年齢に応じて主たる支援機関が替わっていきますので、個別の教育支援計画も引き継がれることを前提に作成される必要があります。特に、個人情報に関しては、本人・保護者の同意とともに、取り扱いについて取り決めを作成しておくことが必要でしょう。

Q9 交流及び共同学習の教育活動を教育課程の編成に当たりどのように位置づければよいでしょうか。

A：

1 交流及び共同学習の意義

障害のある児童生徒等が、地域社会の一員として豊かな社会生活を送るためには、盲・聾・養護学校等において、障害の状態等に応じた適切な教育を行うとともに、経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を形成していくことが重要です。交流及び共同学習は、地域社会の人々と共に活動し、互いに触れ合う機会を積極的に設け、相互の理解を深めていく上でとても大きな意義があります。

交流及び共同学習は、障害のある児童生徒等が様々な活動を通して、豊かな人間形成を図り、社会性を育成する機会となるばかりでなく、障害のない児童生徒等にとっても、相手を正しく理解することや他人への思いやりの気持ちをはぐくみ、地域の人々が障害のある子どもやその教育について理解を深めるよい機会となります。

障害者基本法では、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならないことが規定されています。

2 交流及び共同学習の現状

交流及び共同学習には、盲・聾・養護学校と小学校、中学校、高等学校等の学校間で行うものや特殊学級と通常の学級の間で行うもの、児童生徒等の居住地の学校で行うもの、学校のある地域の人々で行うもの等があります。

運動会や文化祭等の学校行事を中心として、児童・生徒会活動やクラブ活動、校外学習、一部の教科等における直接的な交流の他、盲・聾・養護学校と小学校、中学校、高等学校等の学校間では、電子メールやテレビ会議等のコンピューターや情報通信ネットワークを活用した間接的な交流等、各学校の様々な工夫により取り組まれています。

3 教育課程上の位置付け

盲・聾・養護学校の学習指導要領では、幼稚部から高等部を通して、児童生徒等の経験を広め、積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の児童生徒等及び地域の人々と活動を共にする機会を積極的に設けることが示されています。

交流及び共同学習の充実を図っていくためには、教育課程上の位置づけについて十分に検討する必要があります。例えば、教科に即した内容であれば「各教科」に、地域との交流や障害の理解を深めるための学習に関しては「総合的な学習の時間」や「特別活動」等に位置づけることが考えられます。また、知的障害養護学校では「領域・教科を合わせた指導」の時間に位置づけることも考えられます。

Q10 地域のさまざまな資源（人・機関等）を教育活動に取り入れていくために、どのような教育課程上の工夫や配慮が必要でしょうか。

A：

1 開かれた学校づくり

教育活動の計画や実施の場面では、家庭や地域の人々の積極的な協力を得て、児童生徒にとって大切な学習の場である地域の教育資源や学習環境を一層活用していくことが必要となります。

そこで、教育課程を編成する際には、家庭や地域の人々とともに児童生徒を育てていくという視点が大切になります。それらの人々に学校での教育について説明することによって、学校関係者は学校運営に対する人々の意見を的確に把握することが可能となり、学校運営への理解や協力を得ながら、よりよい関係を築くことができます。そして、これらの意見を自校の教育活動に反映させながら、開かれた学校づくりを進めていくことが大切です。

2 地域の人々の協力と社会教育施設の活用

学校が行う教育活動は、地域の人々の協力を得て、もっている専門性を学校教育場面で提供していただき活用することによって、とても有意義なものとなります。その際には、児童生徒の障害の状態及び発達段階や特性等並びに地域や学校の実態に応じて、地域の様々な人々との交流を図っていくことについても配慮する必要があります。

このような取り組みを進めるにあたっては、総合的な学習の時間や特別活動などを有意義に活用するとともに、学校は介護や福祉の専門家の協力を求めたり、地域社会や学校外の関係施設や団体で働く人々と連携したりして、積極的に交流を進めていくことが大切となります。また、学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などについて工夫することが授業を行う上で大切となります。

3 就業やボランティアにかかわる体験的な学習における地域資源の活用

就業やボランティアにかかわる体験的な学習は、高等部段階の生徒にとって、自分と社会とのかわりに対する理解と認識を深め、自己の在り方や生き方を考える上でも極めて重要となります。そのため、企業などの地域資源を活用しながら、学校の教育活動全体の中に位置付けて実施するよう配慮することが大切となります。なお、平成11年4月より、学校外における就業体験、ボランティア活動等を科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることが可能となっています。

また、就業やボランティアにかかわる体験的な学習は、生徒の障害の状態、地域の実態や学校の諸条件の違い等によってその進め方が異なるため、教育課程の編成、指導計画の作成に創意工夫を加えることが望まれます。

Q11 さまざまな専門性を持った教職員の協力体制を作るために、どのような工夫が必要でしょうか。また、教職員の専門性を向上させていくためには、どのような体制の整備が必要でしょうか。

A：

1 教職員の専門性

ひとくちに専門性といってもさまざまな専門性があります。教科・領域に関する専門性や各障害種別に関する専門性、その他いろいろな分野の専門性があります。学校にはこれらのさまざまな専門性を持つ教職員がいます。各学校でこれらの専門性を十分に活かしていく工夫が重要です。

2 専門性をどう活かすか

ある子どもの個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成するために、どのような専門的な観点が必要かということをよく検討し、必要な専門性を持つ教職員のチームを編成することが大切です。また、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成する際には、これらの専門性を持つ教職員が、どの時間にどのように関わるかを検討しておくことが大切です。計画を作成したメンバーが、実際の取り組みにおいて適切に関われるように工夫する必要があります。

個別の指導計画及び個別の教育支援計画に基づく評価を行う場合にも、それぞれの専門性を活かして評価を行っていく必要があります。

個別の指導計画及び個別の教育支援計画の検討の過程において、他の専門性を持つ教職員や他機関との連携が必要になる場合があります。そのため、具体的にどのような手順で、他の専門性を持つ教職員や他機関との協力体制を作るかについて検討しておくことも大切です。

3 専門性を維持・向上させていくために

学校では異動等により教職員の入れ替わりがありますが、特定の人がいなくなるとある分野の専門性が低下することがないように、さまざまな専門性を継承していくための工夫が必要です。

学校で行われている専門性の高い取り組みについて、その実践の記録を蓄積していくことは大切です。例えば、自立活動における取り組みについての映像を蓄積し、教職員がそれらの記録を指導の際に参考にできるようにしている学校もあります。

指導において利用する教材や教具についても、学校内で教職員が有効に活用できるように、その利用方法や活用事例をまとめて整理しておくことは重要です。学校にある教材・教具を教職員が使いやすいように、写真とともにわかりやすい説明をつけて整理している学校もあります。

このように、指導に関する情報や教材・教具の活用方法についての情報を蓄積し、共有していくことは、学校における教職員の専門性の維持・継承に役立ちます。

また、専門性の維持・向上のためには、校内研修を充実させていくことも大切です。全校的な研修会だけでなく、分野毎の研修会や研究会を活発に行っていくことも、教職員の専門性を高めていく上で有効です。

Q12 一人一人のニーズに応じた各教科等の指導計画、指導内容や方法の設定、授業展開を実現するために、何を大切に、どのような工夫や配慮がありますか。

A：

1 一人一人のニーズに応じるとは

特別支援教育の目的は、「障害のある児童生徒等が、自己の持つ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するための基盤となる力を身に付けること」と考えられます。それを可能にするためには、障害の状態及び発達段階や特性等を考慮して、個々のニーズに応じた授業展開が必要になります。なぜなら、障害のある児童生徒の学びは一人一人異なるからです。授業においては、①個の実態に応じた課題設定、②個の知識、興味、関心に基づくこと、③すでに身につけている力を確実にし、さらに積み上げること、④最低限の適切な援助で成功すること、が大切です。このような一人一人のニーズに応じた授業を展開していくためには、図1のような段階を確認していく必要があります。

2 個別の指導計画

図2に示したように、授業を展開していく上で核となる要素は、「個別の指導計画」です。個別の指導計画は、一人一人の障害の状態及び発達段階等を含めた実態把握を基に、個々の目標を設定し、指導内容・方法を明記した計画です。従来の教育計画や指導計画は、児童生徒を集団として想定し作成されてきました。個別の指導計画は、この計画を一人の子どもに焦点を絞り、個別化したものです。

今後の取組としては、この個別の指導計画を領域・教科の指導計画、授業計画にどのように反映させ、それらの計画を個別化していくかが鍵となります。領域・教科の指導計画や授業計画を作成する上では、その授業に参加する児童生徒の実態を踏まえて、その活動を設定します。領域・教科の指導やその授業で、参加する児童生徒がどのように活動に取り組むかをイメージしてみま

3 授業における個別の目標と個別の手だて

それぞれの授業場面においては、個別の指導計画の実態把握を手がかりに、一人一人の活動状況、活動での困難さを把握しましょう。そして、個別の目標を設定することは、その手だてを検討し、評価する場合の基本となります。集団での授業計画に参加する児童生徒の個別の目標を記入する欄を設けることから始めましょう。

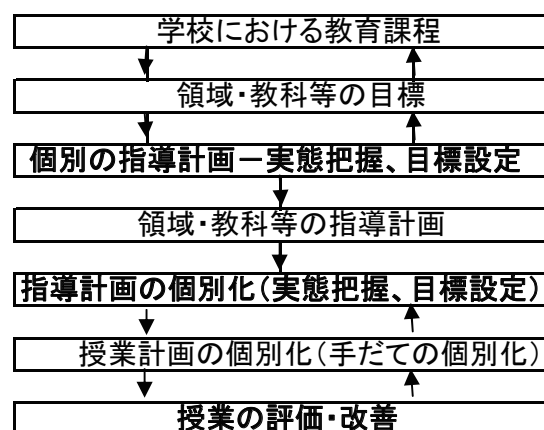


図2 ニーズに応じた教科等の指導計画

Q13 教育課程の評価は、どのように考え、どのように行っていけばよいでしょうか。

A：

1 教育課程の評価

「教育課程の評価」は、学校の教育目標を実現するために、学校の教育課程を編成し、それを実施して、その取組が適切であったかを点検し、評価することです。その評価結果をもとに教育課程の編成等を工夫改善していくことが求められています。

教育活動の質を改善させていく上では、この計画－実施－評価・改善の循環的なマネジメント・サイクルが重要になります。このサイクルが適切に遂行されているかを評価する必要があります。この評価を「教育課程に関する評価」とします。

ここでは、学校の教育課程の実施状況を含めた「教師課程の評価」を取り上げます。この教育課程の評価・改善については、20ページに詳しく述べてあります。

2 学校評価の重要な要素

教育課程の評価及び改善は、学校評価の核となる取組であり、教育の質を保障し向上させる上で重要なもので、そのマネジメント・システムを確立することが大切です。学校の自主性・自律性を高めるために、この教育課程の自己評価に取り組みましょう。

3 教育課程の評価の観点と方法

教育課程の評価は、各学校の教育目標に照らして行うものであり、教育課程の編成・実施の状況、各教科等の指導計画とその評価、個別の指導計画とその評価、指導内容・方法の評価等が含まれます。児童生徒の実態や地域の特性等を踏まえて、具体的な評価の項目を作成する必要があります。

4 個別の指導計画の評価から

教育課程の実施状況の評価、各教科等の指導計画の評価に関する基礎資料は、個別の指導計画における評価等になると考えられます。個別の指導計画において設定された目標がどのように達成されたかを適切に把握することが大切になります。また、学校評価と同じように教育課程の評価においても、いつ、どのように評価するかを明確とし、教育課程等の自己評価、外部評価を導入したり、アンケート結果を活用したりすることも重要です。

5 教育課程の改善システム

教育課程の評価は、教育課程の編成・実施の改善を図り、学校の教育活動を充実させ、その質を高めることを目的として実施されます。したがって、評価の結果をその改善のためにどのような方法で生かしていくか、その改善策を計画するシステムが重要になります。

第三部 教育課程編成の工夫－学校事例－

I 確かな学力の育成を目指す教育課程編成の工夫

- 1 幼児児童生徒の障害の状態や学力の状況を踏まえた教育課程の編成
－広島県立盲学校－
- 2 学力の伸長を図る中高一貫した教育課程の編成
－東京都立中央ろう学校－

I-1 幼児児童生徒の障害の状態や学力の状況を踏まえた教育課程の編成 ー広島県立盲学校ー

1 学校の概要

(1) 地域の特性

盲学校のある戸坂地域は、JR広島駅の北方約6kmのところに位置しています。昭和30年4月広島市と合併し、団地開発が急速に進むと共に住宅・マンション・店が建ち並ぶようになり、現在も広島市のベッドタウンとして発展しつつあります。

(2) 学校の制度的な位置付け

設置学部・学科は、幼稚部、小学部、中学部、高等部（普通科・保健理療科）、高等部専攻科（理療科・保健理療科）です。平成18年度は83名の幼児・児童・生徒が在籍しています。幼稚部、小学部、中学部及び高等部普通科は、それぞれ幼稚園、小学校、中学校、高等学校普通科に準じた教育並びに重複障害教育を、高等部保健理療科並びに専攻科保健理療科はあん摩・マッサージ・指圧師、専攻科理療科はあん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師を養成する職業教育を行っています。



(3) 幼児児童生徒数の推移

幼児児童生徒数は、昭和30年代に200名前後で推移していましたが、その後少しずつ減少し、平成6年度から100名を下回り、最近の10年間は70～80名前後で推移しています（表1）。

表1 過去10年間の幼児児童生徒数の推移

年度（平成）	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
幼児児童生徒数	72	76	71	68	65	63	72	69	78	83

2 教育の基本方針と本校の特色

(1) 学校経営目標

平成18年度は、地域社会において本校の果たすべき役割を「地元大学等の専門機関との連携を深め、中・四国地区における視覚障害教育の中心的役割を果たす。」と掲げ、その実現のため学校総体で取り組んでいるところです。

(2) 特色ある学校づくり

学校経営目標に基づき、目指す学校像を「一人一人の教育的ニーズに対応した教育を行う学校」、「安心して生き生きと学び生活できる学校」、「開かれた活力ある学校」、「自信と誇りを持

って活躍できる理療師を養成する学校」、「視覚障害児者の教育・生活・進路等に関する相談・支援機能を備えた学校」と定めています。

これら目指す学校像の実現のためには、教職員一人一人はもちろんのこと、学校全体として、視覚障害教育の専門性の向上をめざすことが重要と捉えています。平成17・18年度は「個別の指導計画における評価の在り方～授業評価を通して～」をテーマとした研究を推進し、「個別の指導計画」「学習指導案」の見直しを行い、授業実践を通して改善を図っています。一人一人の教育的ニーズに対応した教育は、日々の授業にあらわれると考えます。日々の授業の工夫を、学校全体としてまとめることで、今後継続して専門性の維持・発展ができると考え、学校経営目標の実現に取り組んでいます。

3 特色を反映した教育課程

本校は、重複障害児童生徒の在籍率が高く（理療科を除く）、また、ここ数年は中学部の入学者が増加傾向にあります。目指す学校像を実現するために、幼児児童生徒の障害の状態や学力の状況を踏まえて教育課程を編成しています（表2）。

表2 設置教育課程

学部・科	幼稚園部	小学部	中学部	高等部			
				普通科	保健理療科	専攻科	
						保健理療科	理療科
種類	準ずる型（※単一型と重複型を設定）	準ずる型 知的型 自立活動型	準ずる型 下学年対応型 知的型 自立活動型	準ずる型 知的型 自立活動型	高等学校の卒業資格及びあん摩・マッサージ・指圧師の国家試験受験に対応する職業教育課程	あん摩・マッサージ・指圧師の国家試験受験に対応する職業教育課程	あん摩・マッサージ・指圧師・はり師・きゅう師の国家試験受験に対応する職業教育課程

幼稚園部では、幼稚園教育要領に基づき「準ずる型」として教育課程を編成しています。単一障害の自立活動では、点字及び歩行のレディネス指導や弱視レンズ訓練等を重点的に行い、小学部段階での日常生活及び教科指導に対応していくための基礎的技能の定着を図っています。

小学部、中学部、高等部には、小学校、中学校、高等学校学習指導要領に基づき「準ずる型」の教育課程の他、重複障害の状態に対応した教育を行うため、知的障害養護学校型、自立活動中心型を編成しています。

高等部普通科の「準ずる型」の教育課程では、卒業後の進路選択を基に、高等学校の教育課程に準じた一般コースと必修科目のみを履修する基礎コースの2つのコースを編成しています。

高等部保健理療科では、高等学校の卒業資格及びあん摩・マッサージ・指圧師、高等部専攻科保健理療科では、あん摩・マッサージ・指圧師、高等部専攻科理療科では、あん摩・マッサージ・指圧師・はり師・きゅう師としての実技の向上並びに国家試験合格を目標とした教育課

程を編成しています。

4 教育課程の編成及び授業展開の工夫と課題

(1) 教育課程の編成の工夫と課題

教育課程の編成においては、学年間・学部間における授業を通しての連携が重要です。この課題に対する本校の具体的取り組み（平成18年度）を示します（表3）。

表3 平成18年度 教育課程の編成に係わる学年間・学部間連携

具体的内容	スケジュール
○学年間・学部間授業連携 ○次年度の進路に係る学部間連携	○授業検討週間の実施 ・1学期：6／26（月）～6／30（金） ・2学期：11／13（月）～11／17（金）
○授業評価を主とした連携	○正式な学習指導案を用いての個人授業研究実施 ・通年（各個人年1回）
○テーマ設定をしての授業連携 ※2、3学期の研究授業は外部講師を招聘 ※研究グループ活動 単一障害教育研究グループ 重複障害教育研究グループ 理療科教育研究グループ 寄宿舍教育研究グループ	○研究授業の実施（全学部） ・1学期：6／23（金） ・2学期：10／13（金）、20（金） ・3学期：2／2（金）※公開研究授業 ○研究グループ活動の実施 ・各学部：毎月1回 ・全 体：年4回 5／12（金）、7／20（木） 12／8（金）、3／20（火）
○研究授業協議報告会	○協議会におけるアドバイザーコメントの報告 ・2学期：10／27（金）職員会議 ・3学期：3／2（金）職員会議

こうした取り組みを基に、10月より各学部を中心に学部間連携を図りながら次年度の教育課程について検討を開始し、12月に年間指導計画の作成にあわせて教育課程の編成を行います。また、こうした取り組みの柱として「個別の指導計画」を掲げており、学習指導案と個別の指導計画との関連を重視した取り組みについて研修を深めています。

5 特別支援学校に向けての取組

(1) 取組の概要

本校では、平成15年度から、校内に「視覚障害教育相談支援センター」を設置し、視覚障害者等に対して教育相談や必要な支援を実施してきました。

運営にあたっては、専任の教育相談主任1名を配置し、校務分掌としては、教育相談部（10名）が当たることとしました。

(2) 取組の内容

① 平成17年度の実績

機 能	件 数 等
小・中学校等の教員への支援機能	55件
特別支援教育等に関する相談・情報提供機能	35件
障害のある児童生徒等への指導機能	558件（実人数81人）
福祉、医療、労働等の関係機関等との連絡・調整機能	31件
小・中学校等の教員に対する研修協力機能	6件
地域の障害のある児童生徒等への施設設備等の提供機能	4件

② 平成17年度の成果

平成17年度に取り組んだ内容のうち特に成果のあったものを紹介します。

「障害のある児童生徒等への指導機能」では、人数、回数とも平成16年度（534回、73人）とほぼ同数であり、安定して実施されています。その結果、地域に信頼される盲学校としての役割を果たしていると考えられ、本校の在籍幼児児童生徒数は、ここ数年増加傾向にあります。

「福祉、医療、労働等の関係機関等との連絡・調整機能」では、平成16年度に引き続き「中国・四国地区盲学校教育相談連絡協議会」を本校で開催しました。県外の盲学校との情報交換・事例報告・研究協議などを実施し、お互いに大変参考になりました。

「地域の障害のある児童生徒等への施設設備等の提供機能」では、平成17年度に高校生以上を対象に、進路選択の参考にしてもらうことを目的として、高等部理療科の授業や施設・設備を体験してもらうオープンキャンパスを初めて実施し、大変好評でした。

③ 課題

成人に対する定期的教育相談（生活訓練等）の要請が増加傾向にあります。これについては、要請人数が増加した場合、学校の役割やキャパシティのことを考えると、実施困難になると予想されます。今後、関係機関と連携し、対応する必要があると考えています。

I-2 学力の伸長を図る中高一貫した教育課程の編成 ー東京都立中央ろう学校

1 学校の概要

本校は、平成17年11月に策定した東京都特別支援教育推進計画に基づき、中学部・高等部の6年間を見通した教育課程を編成し、大学等への進学をめざす中高一貫型ろう学校として設置され、平成18年4月に開校しました。現在都立大塚ろう学校杉並分教室敷地に新校舎が竣工するまでの間、中学部を都立大塚ろう学校本校内に、高等部を現都立石神井ろう学校内に暫定的に設置し、平成21年4月に新校舎が竣工した後、中学部・高等部を一体として開校します。

(1) 学部・学級等

- ・ 中学部と高等部（全日制普通科）を併置しています。
- ・ 中高一貫教育を行う「普通学級」と、生徒の障害の状態を考慮し、中学部・高等部の学部別教育を行う「重度重複学級」を設置します。（※該当生徒がいない場合は「重度重複学級」を設置しない年度もあります。）
- ・ 1学級は、「普通学級」中学部6人以下、高等部8人以下、「重度重複学級」3人以下で編成し、個に応じた指導を充実します。

(2) 学級数、生徒数

平成18年度の学級数及び生徒数は以下の通りです。1年生（学級数4、生徒数21名）、2年生（学級数3、生徒数15名）、3年生（学級数3、生徒数17名）（教員数21名：1年生から3年生）、4年生（学級数1、生徒数7名）（教員数4）（5年生と6年生は入学者なし）。



石神井校舎（練馬区）



大塚校舎（豊島区）

2 教育の基本方針と本校の特色

(1) 基本理念

聴覚に障害のある生徒に対し、6年間の中高一貫教育を通じて、大学等への進学に対応できる確かな学力と調和のとれた人間性をはぐくみ、社会に貢献できる人材の育成を目指します。

(2) めざす生徒像

- ・たくましく生きる力を身につけ、高い志をもって積極的に学び、自らの能力・適性を生かし、大学等への進学希望を実現する生徒。
- ・国際化、情報化社会の中で、協調性、規範意識、思いやりの心を持ち、社会に貢献できる生徒。

(3) 教育方針

- ・中高6年間を、2年ごとに、前期「学力定着段階」、中期「学力伸長段階」、後期「学力充実段階」に分け、大学等への進学に必要な学力の伸長を図ります。
- ・自己の障害を正しく認識し、聴覚障害に基づく種々の困難を改善・克服する意欲と行動力を育成します。・大学生活等に必要なコミュニケーション能力や表現能力の伸長を図ります。

3 特色を反映した教育課程－中高一貫を生かした教育課程－

中高一貫型ろう学校の教育課程を編成するに当たっては、6年間の一貫した教育課程や学習環境の下で、前期、中期、後期の3期の区分を設定しています。そして、大学等への進学に必要な学力伸長を図ります。前期において必修教科の内容を確実に指導し、中期において選択教科をより多く導入するとともに必修教科・科目を配置し、後期においては、一人一人の進学に応じた多様な自由選択教科・科目を開設し、生徒の能力や特性に応じた系（コース）を設定しています。また、全期にわたり、「学びの時間」を設定し、生徒の学習状況等に応じて、発展的な学習や補習を実施します。

4 教育課程編成及び授業展開の工夫と課題

(1) 基礎学力の定着・伸長を図る指導

基礎学力の定着を図るため、前期「学力定着段階」（第1・2年次）では、習熟度別学習により、主要5教科の内容の定着を図ります。国語と英語は、中学校の標準時間数より多く授業を行います。

また、中期「学力伸長段階」（第3・4年次）では、教科の補充的な学習や発展的な学習を展開し、学力の伸長を図ります。

(2) 大学等への進学に向けた学力の充実を図る指導

後期「学力充実段階」（第5・6年次）では、「文科系」「理科系」「総合系」を設定し、生徒の進学に合わせた学力の充実を図るため、学校独自に設定した「学校設定科目」を含め多様な自由選択科目を配列しています。

(3) 生徒の一人一人の学習進度に応じた指導

生徒の一人一人が進度に応じて学習できるよう「学びの時間」を設定し、6時間目終了後、毎日行い、日々の学習における「復習」や「予習」の習慣の確立と基礎学力の定着を図ります。また、二学期制を実施し、授業時間を十分に確保しています。

1・2年次の学習(学力定着段階)

週時間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
1年次	国語					社会			数学			理科			英語			音楽	美術	保健体育			技術家庭		道徳	自立	特活	総合	学びの時間		
2年次	国語					社会			数学			理科			英語			国数英	音楽	美術	保健体育			技術家庭		道徳	自立	特活	総合	学びの時間	

3・4年次の学習(学力伸長段階)

週時間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
3年次	国語					社会		数学			理科		英語			国語 数学 英語 3教科から 2科目以上選択		音楽	美術	保健体育			技術 家庭 音楽 美術 選択		道徳	自立	特活	総合		学びの時間		
4年次	国語総合					世界史A		地理A		数学Ⅰ			理科総合B			英語Ⅰ			音楽Ⅰ 美術Ⅰ 書道Ⅰ		保健	体育	家庭総合		情報B		自立	HR	総合	学びの時間		

5・6年次の学習(学力充実段階)

文科系

週時間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
5年次	現代文				古典		現代社会		日本史A		数学A		理科総合A			英語Ⅱ			ライティング		保健	体育		家庭総合		情報C	← 選択 →		自立	H R	総合	学習の時間
6年次	現代文				古典		小論文 演習		英語Ⅱ		ライティング		体育			情報C	← 4科目選択 →										自立	H R	総合	学習の時間		

総合系

週時間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
5年次	現代文		国語表現Ⅰ			現代社会		日本史A		数学A		理科総合A		オーラル コミュニケーションⅠ			保健		体育		家庭総合		コンピュータ 実技Ⅰ		情報C 選択		自立		H R		総合		学びの時間
6年次	現代文		国語演習			小論文 演習		オーラル コミュニケーションⅡ		体育		コンピュータ 実技Ⅱ		情報C		4科目選択										自立		H R		総合		学びの時間	

理科系

週時間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				
5年次	現代文		現代社会		数学A		数学Ⅱ				化学Ⅰ				物理Ⅰ			英語Ⅱ			ライティング		保健	体育		家庭総合		情報C	自立	HR	総合	学びの時間			
6年次	現代文		小論文 演習		数学B			英語Ⅱ		ライティング		体育		情報C	4科目選択																	自立	HR	総合	学びの時間

5年次選択科目 (文科・総合系のみ)	6年次選択科目(文科系)	(総合系)	(理科系)
英語演習 数学演習 美術II 音楽II 書道II	古典講読 世界史B 日本史B 地理B 政治経済 倫理	英語演習 リーディング 数学II 数学B 物理I 化学I 生物I 地学I	古典 古典講読 世界史B 日本史B 地理B 政治経済 倫理
	英語II 数学II 物理I 化学I 生物I 地学I	英語II 数学II 物理I 化学I 生物I 地学I	英語II 数学II 物理I 化学I 生物I 地学I
	英語II 数学II 物理I 化学I 生物I 地学I	英語II 数学II 物理I 化学I 生物I 地学I	英語II 数学II 物理I 化学I 生物I 地学I

図 教育課程

土曜日には、学力テストや補習授業、長期休業中には、補習授業や2泊3日のサマースクール(3・4年次)を実施します。

(4) 調和のとれた人間性の育成

成人聴覚障害者や大学生等による講演会を企画し、大学受験等のアドバイスや大学等での情

報保障、障害者福祉、職業など、聴覚障害者として、将来必要な知識を身に付け、たくましく生きる力を育成します。

また、日本の伝統・文化を理解（学校設定科目）するとともに国際理解教育（総合的な学習の時間）や情報教育を行い、社会生活における会話力や表現力などの対人間関係を高めるとともに将来必要な礼儀やマナーなどを育成します。

更に、中高一体の部活動（全員部活動参加）や学校行事、ボランティア活動を通して、協調性や思いやりの心を育成します。

（５）情報保障を生かした授業

各教室には、赤外線補聴システムを設置するとともに、音声や手話や絵、写真などの情報保障だけでなく、電子黒板も取り入れて、より分かる授業を展開を進めています。また、体育館や会議室など、広いところで行う行事については、手話通訳に加えて、「パソコン要約筆記」を導入し、文字による情報保障を行います。

５ 特別支援学校に向けての取組

（１）小学校・中学校・高等学校等の連携

学校公開、学校説明会、オープンキャンパス等を年間６回程度実施し、ろう学校、及び関係小・中学校・関係機関との連携を進めています。教員へは、教科指導法の相談や手話歌研修会、手話教室等を実施しています。生徒へは、聴覚障害を有する現役大学生との交流会を企画し、大学に入学してからの生活や学習、情報保障等の情報提供を行っています。また、コーディネーターを中心に、都内の難聴学級設置校や難聴児在籍校へ訪問し、教育相談や入学相談、進路相談などを実施しています。

（２）大学・企業等との連携

進学先としての大学等の進路開拓を行うとともに大学等における聴覚障害者の理解啓発や情報保障について支援したり、講演会を実施したりし、生徒の進路先へのサポートを実施していきます。具体的には、企業や大学から依頼を受け、「聴覚障害者への情報保障」「社内研修」など行っています。また、社会で活躍する聴覚障害者による講演会や研修会を企画して、進路に対する知識を拡充していきます。

（３）教育相談や研修会の実施

聴覚障害に関する理解や指導、教科に関わる指導内容や方法、情報保障に関する相談や公開講座、研修会を実施し、本校の専門性を広く活用していきます。

Ⅱ 一人一人のニーズに応じた教育課程編成の工夫

- 1 自閉症等の多様な児童生徒に応じた教育課程の工夫
－ 岐阜県立大垣養護学校－
- 2 授業時数の制限や小中学校との転出入が頻繁にある学校の教育課程の編成
－ 大阪府立羽曳野養護学校－
- 3 個に応じた教育課程の編成・実践について
－ 茨城県立北茨城養護学校－
- 4 一人一人に応じるための教育課程編成の工夫
－ 岩手県立盛岡養護学校－

Ⅱ－１ 自閉症の多様な児童生徒の特性に応じた教育課程の工夫 －岐阜県立大垣養護学校－

１ 学校の概要

岐阜県大垣市の南部郊外の緑と水の豊かな田園地帯に設置された学校です。児童生徒は、５台のスクールバスで通学したり、自分で電車等を利用したりして通学しています。また、寄宿舎があり、遠隔地の児童生徒や身の回りの生活自立を目指す児童生徒が入舎しています。



本校は、昭和49年に県立の知的障害養護学校として、西濃地方に初めて開設され、今年で33年目を迎えます。近年は、自閉症を併せ有する児童生徒の在籍比率が過半数を超え、これまでの教育内容や指導方法では適切に対応することが困難な場合もみられ、新たな自閉症教育の取組が求められるようになってきました。また、肢体不自由や病弱を併せ有する児童生徒も在籍し、一人一人の教育的ニーズに即したきめ細かで、創意ある教育実践を目指しています。

【設置学部・児童生徒数・学級数】

(平成18年5月1日現在)

学 部	幼 稚 部	小 学 部	中 学 部	高 等 部	計
児童生徒数		110 (1)	69 (2)	192 (2)	371 (5)
学 級 数		26 (1)	15 (1)	29 (1)	70 (3)

() は、訪問教育対象児を内数で示す。

２ 教育の基本方針と本校の特色

(１) 学校教育の基本方針

一人一人の教育的ニーズに即した創意ある教育実践を目指します

- きめ細かな教育を目指します。
- 一人一人の教育的ニーズに応じて可能性を最大限に伸ばします。
- 社会に参加していくための基礎的・基本的な力を身に付け、「生きる力」を培います。

(２) 学校の特色

① 自閉症教育の推進

本校では、「自閉症と知的障害は異なる障害である」との認識のもとに、小学部に「自閉症学級」をモデル的に設置するとともに、小・中学部を中心として、自閉性障害の児童生徒に対して自立活動を取り入れた教育課程や学級編制・指導法を工夫し実践の充実を図っています。

② 職業教育の推進

高等部では、作業学習を教育課程の柱にし、職業コースを設け（平成17年度設置）１日３

時間、週4日間の12時間の作業学習を行っています。平成18年度からは新しい作業班として「クリーニング班」を設置し、衣類のクリーニングとハウスクリーニングにも取り組んでいます。産業現場等における実習も多く取り入れ、官公庁等でも実習を行い、新しい進路開拓に取り組んでいます。

③ 重複障害学級の指導・支援の充実

肢体不自由や病弱を併せ有する児童生徒の増加に対して、自立活動を中心とした教育課程の編成や常時2名の看護講師を配置して、医療的ケアや健康教育の推進に努めています。

3 特色ある教育課程の編成－「自閉症学級」を中心に－

多様化する児童生徒に対応した教育課程の工夫として、平成18年4月から、自閉症児の在籍比率の高い（68％）小学部2年生4学級のうち2学級を「自閉症学級」としてモデル的に設置し、知的障害を有する自閉症児の指導・支援に取り組んでいます。

① 設置規模

- ・小学部2年生に2学級設置（1学級に児童5名で計10名）
- ・1学級の担当者は担任・副担任の2名、その他の担当1名、合計5名のスタッフ

② 学級経営方針

次の7点を学級経営方針として、運営に当たっています。

- ・本校独自（自閉症学級）の「個別の教育プログラム」の作成と活用
- ・一人一人のアセスメントによる支援・評価
- ・小集団の中における社会性の向上
- ・自ら活動できる学習環境の整備
- ・家庭生活に活かせる力の育成と一般化
- ・保護者、担任、関係者の共通理解
- ・卒業後を見据えた家庭や地域への支援

表1「自閉症学級の週時程表」

曜日 時間	月	火	水	木	金
9:10～9:50	日常生活の指導				
9:50～10:30	いきいきタイム(自立活動)				
10:30～11:50	生活単元学習				
11:50～13:30	給食・昼休み				
13:30～14:10	音楽	図工	学級	音楽	体育
14:10～14:30	着替え				
14:30	下校				

③ 教育課程

- ・自立活動を週5時間とし、「いきいきタイム」を毎日1時間設定
- ・週時程表は毎日のパターンを重視し、見通しのもてる帯状の時間帯の設定（表1）

4 教育課程編成及び授業展開の工夫

自閉症児への配慮すべき指導の手だてとして、一人一人の児童に見通しがもてる授業展開、教材・教具の工夫、場の構造化、スケジュールボードなどによる時間の構造化、課題の構造化などを工夫しています。さらに、社会性を育てる遊びの活動などを取り入れています。

（1）個別的教育プログラムの作成と支援

- ・一人一人の児童に「いきいきタイム(自立活動)」「生活単元学習」や各教科についても、教

育プログラムを作成して支援しています。

- ・毎時間ごとに評価をし、次の授業に活かすようにしています。

(2) 個別の学習や小集団での学習など授業形態を工夫した社会性を高める支援

「いきいきタイム(自立活動)」では、個別の課題学習を中心に行っています。

〈いきいきタイムの事例〉 認知力・コミュニケーションの向上を目指して

○ねらい

- ・学習態度の育成と概念形成
- ・理解言語や表出言語の増大と三語文の獲得

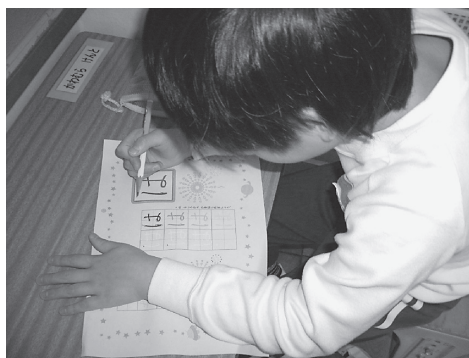
○取組と様子

- ・A君の得意とするブロックを用いた課題に取り組み、学習態勢が育ってから、スケジュールを視写する課題に取り組みました。

最初は、スケジュールボードに目が釘付けで紙面を見ずに書いていたのが、一文字見ては書き、次第に一単語を覚えて書けるようになりました。

○成果

- ・このような取り組みを通して、視覚記憶力が確実に向上していきました。
- ・離席が無くなり、11個の課題を30分くらい集中してできるようになりました。
- ・3語文の文章を絵カードを並べて組み立てることができるようになりました。



事例 文字のなぞり

「生活単元学習」では、学習内容によって、学年、学級、グループでの集団構成を工夫したり、集団の中でも自閉症の特性に応じた支援を工夫しています。

従来の知的障害児を対象とする生活単元学習の展開では、活動への参加等に限界がみられることから、子どもが意欲的に学習できる魅力的な環境の設定や自閉症を併せ有する児童に対して、ア) 対人的相互反応の困難さへの対応 イ) コミュニケーションや見通しのもちにくいことへの対応 ウ) 反復的で常同的な行動への対応に配慮した実践を目指しています。



写真「なかよしランドで遊ぼう」

5 特別支援学校に向けての取組

(1) 地域支援(センター機能)の現状

本校でも、特別支援教育の本格実施に向け、校内体制を見直しました。具体的には、校務分

掌を再編成し、新しい組織として「支援部」を設け、学校全体のレベルアップや次のような地域支援を行っています。

地域支援（センター機能）の主な取組

- ・就学相談活動、教育相談活動
（幼児教室、学校見学会、地域の学校、コーディネーターへの支援など）
- ・地域ネットワーク作り（ケアコーディネーターの情報交換会との連携）
- ・自閉症学級「ミーティング」 ・タイムケア事業の支援

（２）自閉症学級「ミーティング」

学校にて、保護者・児童の居住地の教育委員会・福祉関係・療育機関・医療機関等が会して、児童を中心とした情報交換を年度始めの５月にもっています。

このミーティングをもとに「家庭生活支援計画」を作成して、夏休みに家庭やプール、図書館などの利用施設に関係者と一緒に出向いて支援をしています。

（３）タイムケア事業の支援

P T Aの地区活動の支援の中で、県下初の障害児タイムケア事業（障害児の学童保育）を立ち上げから支援し、新しい取組を保護者や行政と一緒にを行っています。

具体的には、下校のスクールバスをタイムケアを行う施設まで運行させたり、指導員の方たちへの研修や利用児童生徒の担任の派遣支援など、関係者で連携を図りながらスムーズな運営を目指してきました。

6 今後の課題

自閉症学級や地域支援を展開して一年が過ぎようとしているなか、現在、次のような課題に取り組んでいます。

- ①自閉症学級における自立活動の新しい指導内容の創造とスタンダード化
- ②チームとしての教師集団の専門性の高まりと研修内容の工夫
- ③個別の教育支援計画の活用と、学校で身に付けた力が社会生活の中に般化できるような家庭・地域支援づくり
- ④「地域連携協議会」の積極的な推進と関係諸機関との組織的なコラボレーションの強化
- ⑤県内外の養護学校等への「自閉症学級における研究・実践の成果と課題」の積極的な発信

Ⅱ－２ 授業時数の制限や小中学校との転出入が頻繁にある学校の教育課程の編成 －大阪府立羽曳野養護学校－

１ 学校の概要

本校は、大阪府南部にある病気治療のため入院している児童生徒を対象とする病弱養護学校です。羽曳野市にある本校（以下羽曳野本校という）の他に５病院に分教室をもち、大阪府南部地域の院内学級や分教室のない病院や自宅への訪問教育も担当しています。

平成18年５月１日現在の本校の組織及び児童生徒の在籍状況は、下記の通りです。

本校・分教室	関連病院	主な病種	在籍者数 (小学部)	在籍者数 (中学部)
本校・訪問	大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター	喘息・アトピー性皮膚炎・腎疾患等	15	4
母子医療センター分教室	大阪府立母子保健総合医療センター	悪性新生物・血液疾患等多種	18	7
近大附属分教室	近畿大学医学部附属病院	悪性新生物・腎疾患等	7	
近大堺分教室	近畿大学医学部堺病院	心身症等	3	4
総合医療分教室	大阪府立急性期・総合医療センター	腎疾患等	2	
労災分教室	大阪労災病院	腎疾患等	4	1
		計	49	16

２ 教育の基本方針と本校の特色

本校は、病気治療中の児童生徒を対象とするため、年間を通じて転出入が頻繁です。本校での在籍期間は１ヶ月以内という短期間から数年間まで様々で、関連病院の専門性等により病種も多岐にわたっています。分教室のうち、近大堺分教室は、在籍者のほとんどが不登校を伴う心身症の児童生徒で、これらの子どもたちは大阪府教育委員会との協議によって特例として通学が認められています。

保護者や医療関係者との緊密な連携のもと、子どもたちがそれぞれの病気を理解し克服していく努力に寄り添い支援していくことが本校の使命です。①病気に負けない心と身体、②広い知識と豊かな教養、③社会に自立できる人間の３点を教育目標に、一人ひとりの児童生徒に応じた教育を実践するよう努めています。

病気治療中の児童生徒は、それぞれの病状や治療の経過等によって、学習状態が日々変わります。学習場所も教室であったり、ベッドサイドであったり、訪問の場合は自宅という場合もあります。施設設備の整備された学校とは、学習環境は大きく異なります。また、本校に転入してくる児童生徒の大半は、病気のために学習時間が不足していたり、社会的経験が乏しかったりします。中には大きな学習空白を抱えている子どももいます。重度重複障害の児童生徒が在籍している分教室もあります。このような児童生徒の状況を的確に把握し、一人ひとりの学力や社会経験の差、障害の程度に応じた教育内容を工夫することに努めています。学力補充のため、長期休業中や放課後の補習も実施しています。また、学習内容や学習進度は、前籍校（元の学校）と連携をとって調整し、児童生徒が前籍校に戻ったときに困らないよう配慮します。

自立活動は、児童生徒の病種等により異なりますが、喘息・アトピー性皮膚炎の子どもたちの場合は自分の病気を正しく理解し、自己管理がきちんとできるようになることを目標に指導していきます。病種や病状によっては、心理的な安定やできる範囲での身体活動を中心に実施する場合もあります。

3 特色を反映した教育課程

(1) 本校の教育課程

羽曳野本校と5分教室さらに訪問教育・重複学級やベッドサイド授業にわけて編成するため、多種類の教育課程になっています。実際の授業では、毎朝の打ち合わせでその日の児童生徒の体調や検査の予定等を聞き、それにあわせて時間割を組み替えることもあります。本校の教育課程の一例として、母子医療センター分教室の教育課程を表1に示します。

表1 母子医療センター分教室の教育課程

学習場所	カンファレンスルーム									ベッドサイド				
学部	小						中			小				中
学年	1	2	3	4	5	6	1	2	3	重	1/2	3/4/5/6	重	1/2/3
国語	7	7	6	6	5	5	4	4	4		3	2		2
社会			3	3	3	3	4	4	4			2		2
算数・数学	5	5	5	5	5	5	4	4	4		3	2		2
理科			3	3	3	3	4	4	4			2		2
生活	2	2									2			
音楽	2	2	2	2	2	2	1	1	1		1	1		
図画工作・美術	2	2	2	2	2	2	2	2	2		1	1		
体育・保健体育	2	2	2	2	2	2	2	2	2					
家庭・技術家庭					2	2	2	2	2					
外国語							4	4	4					2
教科の計	20	20	23	23	24	24	27	27	27		10	10		10
道徳	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			1	
特別活動	2	2	2	2	2	2	1	1	1	4			4	
自立活動	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10			10	
総合的な学習			1	1	1	1	1	1	1	1			1	
総計	24	24	28	28	29	29	31	31	31	16	10	10	16	10

教育条件として、子どもが入院中であること、教育の場が病院内、あるいは病院に隣接していることなどを考慮した上での教育課程編成になっています。

(2) 校時枠について

- ① 病院の生活時間に合わせて、午前3校時、午後3校時の設定とし、昼食時間に合わせるため、午前の授業は11時台に終了するようにします。
- ② 始業時間と終業時間は、各病院の生活時間や子どもの実情（病種）に合わせて決めるため、羽曳野本校及び5分教室でそれぞれ異なり、例えば心身症の子どもが主となっている分教室では、実態に合わせ、1校時の始まりを9時30分からとしています。
- ③ 同学年の児童生徒数が少ないため、集団性を確保したい学習活動や自立活動などは、小

中学部全体枠で活動できるよう、小中同一校時枠で編成しています。

4 教育課程編成及び授業展開の工夫と課題

(1) 時間割編成について

- ① 前籍校復帰の観点からも全教科、領域について取り組むことを前提としています。
- ② 心理的安定のためにも、表現活動を主とする教科や自立活動を加えています。
- ③ 病状や治療内容（検査等）、体調によって授業に出られないことを考慮し、1週間の時間割において各教科をできる限り割り振っています。

割り振る際の観点として、

- 1) 一つの教科が、午前だけまたは午後だけにならないようにする
- 2) 一つの教科が、1～6校時の特定の時間にならないようにする
- 3) 体調が悪くなると2、3日連続して休むことが多いため、1日おきに一つの教科を設定するなどして連続させない

があげられます。

- ④ 外泊時の離帰院の配慮として、金曜6校時、及び月曜1校時については週あたり1時間のみの教科は避けるようにしています。
- ⑤ 羽曳野本校の自立活動については、子どもが自分の体調に合わせて毎日行う15分の業間自立活動と、ある程度の時間を確保して取り組む特設自立活動（1時間45分）であり、目的を変えて組み合わせ設定しています。
- ⑥ 喘息・アレルギー疾患児の体育授業（羽曳野本校）は、集団性を確保し、ゲームの楽しさを感じることができるよう、合同体育授業などを行うようにしています。校時の設定は体調が比較的安定する2、3時限目にしますが、午後の場合は、昼食後の体調を配慮して、なるべく5、6時限目に設定するようにします。

(2) 授業展開の工夫と課題

- ① 自己効力感・自己肯定感の育成

病気の子どもは自尊感情や自信を喪失している場合が多くあります。子どもが再度、自己効力感や自己肯定感を育てられるような取組、関わりを継続しています。

- ② 病状への配慮

治療中であることや、投薬の副作用、疲れやすさなどによる体調変化、また、集中力・持続力の弱さなどに配慮した授業展開を考えています。

- ③ 教えるポイントの厳選

病気によって、学習の空白や遅れ、経験の不足などが多くの子どもに見られます。また、治療等によって授業時数に制約があります。そこで、指導内容では、基礎的・基本的内容を精選し、配列します。その際、系統性のある教科単元と単一提示の単元の扱い方は異なります。また、当該学年で獲得することが望まれる知識と技能（10までのたし算、九九計算、漢字など）は、重点的課題として取り扱います。

- ④ モチベーションを上げる工夫

子どもが興味・関心のある事柄を組み合わせることで、学習のモチベーションを上げることができます。また、授業展開では、起承転結を明確にすることで子どもが持続して学習することができると思っています。

⑤ 活動時間が制約される中での授業時間の確保

少ない学習時間でいかに効率よく授業展開し、子どもに学習内容を習得させるかという観点からの工夫が重要で、その内容や単元についても精選をする必要があります。

⑥ 自立活動における工夫

自立活動では、自己理解を深め自己コントロールができるようになるため、病気の理解というテーマで、仲間意識も育むことができるようにゲーム性を取り入れた内容でも取り組んでいます。

⑦ 病棟での学習活動にともなう種々の制限

他の入院患者や病院のルールなどとの関係で制限がある場合もあります。例えば、理科では、薬品の臭いや発熱、発火などを伴う実験はできません。感染予防の観点から、植物栽培の制限や動植物などに直接接触することなども禁止されているため、動植物の観察などにも配慮と工夫が必要です。それを補うものとして、情報機器を用いて、観察や実験の模擬体験ができるように工夫しています。

今後は、特に、長期間院内での生活を余儀なくされている児童生徒に対しては、コンピュータ等の情報機器をもっと自由にかつ有効に利用する方策について、病院側の理解と協力を得ながら検討を進めていく必要があります。

5 特別支援学校に向けての取組

(1) 在籍者への教科指導、自立活動の充実

スムーズな前籍校復帰のために、既存の取り組みの見直しと改善（例えば使用教科書や各教科、領域の時間割編成についての再検討）が必要です。子どもの病状や実態に即した自立活動の充実も図らなければなりません。

(2) 前籍校との連携とアフターケアによる理解啓発

地域社会の中で生活していく病気のある子どもたちを支えるため、前籍校の関係者のみならず地域の人々へ病気の理解を推進していく必要があります。前籍校とは緊密な連携を保ち、子どもへのサポート体制をつくり情報を共有して、病気の再発を防ぐことにも努めなければなりません。

(3) 今後の方向として

今後は、地域の学校に在籍している病気の子どもやLDやADHD等の特別な配慮を必要とする子どもたちへの支援にも取り組んでいかなければなりません。

Ⅱ－３ 個に応じた教育課程の編成・実践について

－茨城県立北茨城養護学校－

１ 学校の概要

福島県境を含む茨城県北の地、高萩市、北茨城市、日立市の旧十王地区を通学地域として知的障害のある児童生徒の教育を行う養護学校です。



写真 学校の外観

（１）概要

児童や生徒は、４台のスクールバスや電車等で通学します。明るく近代的な校舎と太平洋に面した白砂青松の海岸の風光明媚な恵まれた環境です。

本校は知的障害養護学校として昭和62年に開校し、今年で創立20周年になります。

（２）児童生徒等について

児童生徒については、小学部61名、18学級で、中学部34名、10学級で、高等部58名、12学級です。教職員については、教諭等が86名で、教職員が108名となっています。小学部には、10名の肢体不自由の児童がいて、うち7名が車いすを使用しています。また、17名の自閉症の児童がいます。中学部には、2名の肢体不自由の生徒がいて、その2名が車椅子を使用しています。また、4名が自閉症です。高等部には、5名の肢体不自由の生徒がいて、うち4名が車いすを使用しています。また、8名が自閉症です。

訪問教育を受けている児童生徒は、18名であり重度の知的障害と重度の肢体不自由の重複障害です。学校全体で、36名が肢体不自由、6名が視覚障害、7名が聴覚障害を併せ有する児童生徒がいます。

２ 教育の基本方針と本校の特色

目指す学校像として、「明るく楽しさみなぎる学校」「力いっぱい活動できる学校」「環境を十分に活用できる学校」「家庭や地域に開かれた学校」を掲げ、「個別の教育支援計画、個別の指導計画に基づく指導実践」「専門性の向上を図るための研修（自発的研究グループ）」「地域に根ざした学校、地域に開かれた学校づくり」「地域における特別支援教育に関する相談のセンター的役割」等に取り組んでいます。

３ 特色を反映した教育課程－小学部中学年の場合－

本校では平成８年度より肢体不自由を伴う重複障害者が入学し、以降各学年に数名の肢体不自由児が在籍するようになりました。平成12年度～平成13年度は肢体不自由を伴う重複障害児でブロックを構成し、一般学級とは全く別に活動していました。しかし、同じ校舎にしながら同学年同士の交流がなかったり教室が不足していたりするなどの問題から、平成14年度以降は現行のよ

うに各学年を母体として活動しています。

本校の週時程については小学部、中学部ともに「各学年」と「個別指導」・「小グループでの指導」の欄で示しています。高等部は4コース制になっていて、それぞれの時間割があります。小学部中学年（3、4年生で合わせて20名、うち肢体不自由を伴う重複障害者が3名）の週時程を図1に示しました。授業が分かれている部分の左側が学年の授業、右側が肢体不自由を伴う重複障害者の「個別指導」・「小グループでの指導」の授業です。

	月		火		水		木		金	
1	日常生活		日常生活		日常生活		日常生活		日常生活	
2	国算	自立活動	国算	自立活動	国算	自立活動	生単		国算	自立活動
3	図工		音楽		生単	体育			体育	みんなの時間
4	図工		体育	国算					体育	国算
	昼食									
5	特別活動		生単	自立活動	クラブ活動		音楽		生単	

図1 小学部中学年の週時程

※「自立活動」の時間は、主に筑波大学附属桐ヶ丘養護学校で開発された「ふれあいたいそう」を中心に行っています。

※「体育」は、その子に応じた体の動き（座位・立位・筋肉運動感覚）、皮膚感覚へのはたらきかけ、前庭感覚（揺れ・回転・平行移動）へのはたらきかけなどを中心に行っています。

※「みんなの時間」は視覚・聴覚・触覚・味覚・嗅覚といった五感へのはたらきかけ、劇遊びやパネルシアターへの読み聞かせなどをおして諸概念の形成、認知力の向上、自分の選択・感情や言いたいことを伝える・表現する、といったことを中心に行っています。

4 教育課程編成及び授業展開の工夫

肢体不自由を伴う重複障害者の授業には大きく分けて、①所属部（学年・ブロック）の授業、②個別に抽出して行っている授業、③肢体不自由を伴う重複障害者で小グループを構成している授業の3つのパターンがあります。

（1）3つのパターンの特徴

①の授業においては、多くの友達や教師とのかかわりを大切に生活年齢に根ざした内容で授業を組み立てています。しかし、常時車いすに乗ったままであったり、個別の指導計画にあげられた自立活動の課題に取り組むことが難しかったりします。そこで②や③のような、抽出して自立活動の内容を中心に取り組む授業を展開しています。特に③の授業に関しては、部・

ブロックの枠を超えて集団を構成し、ゆっくりしたペースの中で身体的な困難を改善・克服しながら個別の課題に迫る内容に取り組んでいます。

(2) 適切な授業の選択

こうした取組を行っていく中で、いくつかの課題と工夫があります。まずは図1のように授業時間ごとに学年を分けた場合に、所属部（学年・ブロック）の授業との兼ね合いのもと、重複障害者がどちらの授業に参加する

かということです。肢体不自由を伴う児童生徒をはじめその障害の程度は様々です。重複障害だから、右側の授業と機械的に決めるのではなく、その児童生徒の学習の状況に応じて、授業を選択しています。

例えば図1の小学部中学年を例にすると、金曜日の「みんなの時間」（写真）と平行して所属部（学年・ブロック）では「体育」「生活単元学習」が行われています。軽度の重複障害者はどちらの授業に参加することが妥当か常に悩むところです。そのため小学部では「個別指導」・「小グループでの指導」に関しては、できるだけその授業内容を所属部の授業担当者が理解できるよう、授業案を配布したりビデオ撮影をしたりしています。そうすることで、所属部の授業を選択するか否かの意見を聞くことができます。

また、基本的には年間を通して授業を選択しますが、場合によっては年間を通さず授業内容に応じて重複障害者がどちらかの授業を選択できるなどの柔軟な対応をしています。

(3) 授業を展開する場所

次に授業場所の問題があります。教育課程を分ければ、それだけ教室も必要になってきます。特に③のような小グループの授業は、準備物が多く広い空間が必要になります。全学部一般学級と調整しながら、各授業が展開できるようにしなければなりません。本校では現在月に1度、教室調整会議を行っています。

(4) 授業内容の改善

最後に授業の充実が挙げられます。抽出しての授業の時間と場所を確保しても、その授業内容が個に応じた課題に迫る内容でなければなりません。本校は知的障害の児童生徒を教育する養護学校であるため、他の重複障害に関する支援ツール（障害の特性に関する情報・教材教具など）については限られたものになってしまいます。現在、肢体不自由児に関しては定期的に研修会を開いたり、校内授業研究会をしたりして職員の共通理解を図っています。また授業担当者同士では共通の記録用紙を作成し、それを回覧しながら毎回の授業の見直しをするなどしています。



写真 みんなの時間

5 特別支援学校に向けての取り組み

本校では「より個に応じた指導をするために（平成14・15年度）」、「一人一人の教育的ニーズに応じた支援の在り方（平成16年度）」、「一人一人の教育的ニーズに沿った支援の在り方（平成17・18年度）」といったように、児童生徒一人一人に焦点を当てた研究に取り組んできました。その積み重ねを生かして今後も個に応じた教育課程を編成、実践しつつ、特別支援学校に向けては次のような取組が考えられます。

（1）校内支援体制づくり

今後は肢体不自由の重複障害者だけではなく、様々な障害のある児童生徒が在籍して個に応じた教育課程を編成し、それを実践していかなければなりません。そうした場合に、授業に参加する児童生徒の決定や担当教師の割り振り、授業場所の検討などが随時あります。またそれぞれの児童生徒をどのように抽出して授業に取り組むのか、その抽出した授業は適切かなど評価をしながら進めていかななくてはなりません。こうした多くの課題を話し合い、方向づけをし、実践していく場が学校の中で位置づけられ、さらに授業を改善していく過程が明確になることが大切かと思われます。現在の授業の選択は、所属部（学年・ブロック）の担当の教師任せになっている部分が多いですが、今後は各部の特別支援教育コーディネーターや保護者も含め、どのように参加児童生徒や授業内容を決定していくかの過程が明確にできればと思います。自立活動に関する内容を中心にコーディネート機能を果たす目的のもと、今の組織を活かしつつ必要に応じて新たな組織を設けるなど、学校全体で取組やすくし専門性を高めていくことが大切であると考えます。

（2）専門家との連携

これは重複障害者に限ったことではありませんが、個別の教育支援計画を基にした専門家との連携は欠かせません。本校でも定期的に作業療法士等に個々に応じた専門的な指導を受けている児童生徒がいます。そうした指導内容を学校の教育活動に生かしていけるよう実務的なレベルで連携を図ることが大切です。

（3）職員間の有機的な連携

教員一人一人が個々の児童生徒の障害について研修し理解することはもちろんですが、教員が身につけられる専門性には限界があります。重複障害者は、日常生活の一つ一つの場面において教師と活動することが多くなります。そしてそれらの場面には自立活動につながる内容が多く含まれています。担当教師によって支援の仕方が変わってしまうのではなく、共通理解のもと、ある程度同じような支援ができることが望ましいでしょう。それには日々の話し合いを始め、必要に応じて個別の指導計画に沿った資料を作成することなどが必要と考えています。

Ⅱ－４ 一人一人に応じるための教育課程編成の工夫 －岩手県立盛岡養護学校－

1 学校の概要

(1) 県内唯一の肢体不自由養護学校

本校は、岩手県唯一の肢体不自由養護学校として、昭和37年に設立されました。盛岡市南部に位置する手代森を所在地にし、校舎からは北上川を望むことができます。隣接する肢体不自由児施設「都南の園」（昭和32年開園）には、治療訓練のため入所しながら学ぶ場として都南校（分校）が設置されています。



図1 「いつかくる」の詩碑

かつて、都南の園に入所した子どもが家から離れた寂しさの中で未来への希望を綴った詩「いつかくる」は、その後の本校の子どもたちの心の支えとなり、全国の人々にも広く知られています（図1）。

現在、盛岡地区には本校の他に盲学校、聾学校、知的障害、病弱の養護学校もありますが、特別支援学校への移行においては、それぞれの学校が持つ特色と役割が活かされていくと思われます。

(2) 児童生徒の変遷

全国的に肢体不自由養護学校には重複障害の子どもたちが多く在籍するようになっていますが、岩手県全域を対象学区としている本校も、重度重複の子どもたちが大半を占めるようになってきています（表1）。

脳性まひの子どもたちがほとんどですが、知的障害や言語障害を併せ有している子どもや、医療的ケアが必要な子どもなど、障害状況も多様になっており、一人一人に対応した教育活動が求められています。

表1 在籍者数（平成18年度5月1日現在、分校を除く）

学部ごとの 児童生徒数		児童生徒数			出身地別児童生徒数				
		通常学級	重複学級	訪問教育	市内	盛岡近郊	県南部	県北部	沿岸部
小学部	32	3	25	4	19	9	1	2	1
中学部	14	4	8	2	8	4	1	1	0
高等部	45	7	29	9	18	13	5	3	6

2 教育目標及び教育の構造図

(1) 教育目標

「ひとりひとりの^{いのち}生命と個性を尊重し、学ぶ喜びの中で、心豊かに生きる力を育む」

- 健康を大切にする子ども
- 自ら学び、成長する子ども
- 自らの考えを伝える子ども
- 豊かな生活を営む子ども

(2) 教育の構造図

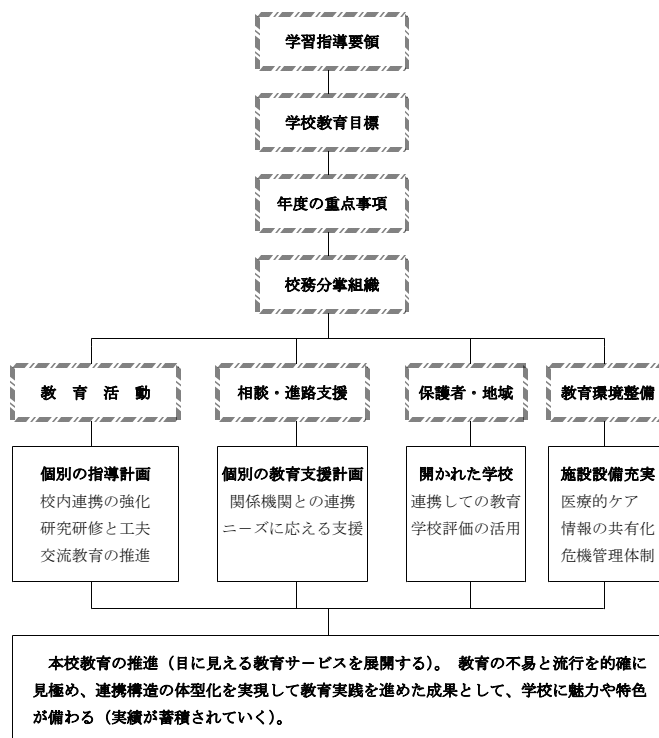
平成15年度に4つのワーキンググループを立ち上げて、新しい体制作りに取り組みました。その結果、「連携」をキーワードとして見直し、地域、保護者、関係機関、そして校内がいかに連携して学校の役割を果たしていくのかを確認し、分掌の再編成を行いました(表2)。

3 教育課程

(1) 4つの類型

各学部とも、準ずる教育(通常学級)、下学年適用、知的障害養護学校教育の代替、自立活動中心(以上特別学級)の4つの教育課程を設けています(表3)。

表2 本校教育の構造図



(2) 時間割作成の配慮事項

表3 教育課程の例(中学部)

教科 領域等		学 級		通 常 学 級			特 別 学 級									訪 問 教 育		
		類 型		準 ず る 教 育			下 学 年 適 用			知 的 障 害 代 替			自 立 活 動 中 心					
		学 年		1 年	2 年	3 年	1 年	2 年	3 年	1 年	2 年	3 年	1 年	2 年	3 年	1 年	2 年	3 年
教 科	国 語	3	3	3	3	3	3	2	2	2								
	社 会	3	3	3	3	3	3											
	数 学	3	3	3	3	3	3	2	2	2								
	理 科	3	3	3	3	3	3											
	音 楽 (選択)	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	2	2	2								
	美 術 (選択)	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1											
	保 健 体 育	2	2	2	2	2	2	2	2	2								
	技 術 ・ 家 庭	2	2	2	2	2	2											
	英 語	3	3	3	3	3	3											
領 域	道 徳	1	1	1	1	1	1											
	特 別 活 動	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						
	自 立 活 動 (選択) (独自)	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	3	3	3	2 6	2 6	2 6	6	4	6		
領域・教科を合わせた指導		日生						1 0	1 0	1 0								
		生単							5	5	5							
総合的な学習の時間			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					
合 計			2 9	2 9	2 9	2 9	2 9	2 9	2 9	2 9	2 9	2 9	2 9	6	4	6		
備 考																		

特別学級においては、できるだけ個別の指導体制が組まれるよう時間割の工夫が求められています。そこで一人一人の教育的ニーズをふまえ、個別の指導計画により学年学級の枠を越えた学習グループを編制し、より細やかな指導を実施しています（図2）。1単位あたりの授業時間は、小学部45分、中学部、高等部は50分です。1単位時間ごとのチャイムは鳴らさずに、児童生徒教員共々時計を見ながら行動しています。

小学部自立活動中心

小学部準ずる教育

高等部知的代替

図2 時間割（例）

4 教育課程編成及び授業展開の工夫

（1）自立活動の指導

自立活動の指導内容を整備し、学部の連携を図りながら指導できる体制を、研究活動を通して構築しています。そのテーマを「自立活動の指導の充実を目指して」とし、学部の枠を越えた5つの研究グループ（自立活動の内容に即したもの）に教員全員が所属し、実践研究を重ね、指導の連携強化を図っています。

（2）総合的な学習の時間の扱い

「総合的な学習の時間」の指導を開始した当初は、児童生徒が共に活動する中での学び合いが成長過程に必要であると考え、重度重複の子どもたちも含めて計画することとしました。しかし、その後の検討により現在は、小学部では通常学級だけ、中学部、高等部では特別学級も含めた全学級で取り扱うこととしています。

（3）授業における「個別の指導計画」の活用

本校では「個別の指導計画」を、全児童生徒を対象に全教科及び領域で作成しています。例えば、小学部の自立活動中心の指導の場合、指導グループ会（毎月実施）で授業計画に沿った単元の反省と次の授業計画についての話し合いを行います。単元ごとに児童一人ずつの目標を立て、授業終了後に記録用紙を複数の授業者に回覧し、複数の目で児童の様子を記録し、評価

に活かしています。この記録用紙には、「個別の指導計画」に盛りこみにくい細かな事柄についても記入でき、回覧することによって情報を共有し、意見交換もでき、短期目標の修正や指導の改善も図れるものとなっています。また、学部全体のケース会を年度始めと終わりに設定し、課題を明らかにして取り組んでいます。

保護者には児童生徒の教育的ニーズの把握、長期目標、短期目標の確認と同意、評価とさらに次の短期目標の確認と同意について、参画を進めるよう面談を設定しています。

5 特別支援学校に向けての取組

(1) 専門性向上に向けた取組

自立活動の指導の専門性を高めるため、前述した校内研究活動に取り組んでいるほか、公開講座を開催し、外部講師から学んだり、本校職員が講師になって実践を発表しています。教員研修や学生等の体験研修の受け入れも積極的に行い、教室内の実際場面での体験を設定することで、多くの職員が講師となって肢体不自由教育に関わる事項を伝達し、職員の自信につなげています。県外研修にも職員を積極的に派遣し、新しい理念や指導技術を学び、報告会を開くことにより情報の交換を行っています。また、本校では、研究活動で積み重ねた自立活動の指導実践集を電子化し、映像を見ながら支援方法等を確認したり学び合ったりすることができるようにしています。

(2) 個別の教育支援計画の策定

本校の「個別の教育支援計画」は、幼児期から高等部卒業後までを視野に入れ、各ライフステージに応じた支援体系を示すフォーマットシステムと、支援計画策定に当たってその運用と手順を示したアクションシステムの2本立てで構成するものとししました。「個別の指導計画」とともに電子化を進めており、情報の共有を図りながら、一人一人への支援が効果的に実施できるよう整備しています。

(3) 相談支援センター機能

平成17年度より特別支援教育コーディネーターとサブコーディネーターの3名体制による支援を行い、全県を対象として肢体不自由教育に関する相談や研修、教材紹介、授業支援を展開しています。また、公開講座開催、就学前教育相談等も含め、県内各学校や関係機関とのネットワークによる支援活動を進めています。

(4) 地域の教育力の活用

地域の教育力を活用する方策として、社会資源の活用、地域や施設等との交流、総合的な学習における外部講師の招聘、行事等でのボランティアの活用等を行い、学校医、理学療法士、本校配置の看護師等、医療機関とも十分に連携を図っています。危機管理体制においては、地域連携が確立されており、学校所在地区へ協力要請しての合同防災訓練を行っています。

Ⅲ 複数の障害に対応する教育課程編成の工夫

- 1 肢体不自由養護学校における障害の多様化への対応
－北海道網走養護学校－
- 2 児童生徒のニーズに応じた教育課程の編成と指導の工夫
－福井県立南越養護学校－
- 3 肢知併置校における多様な教育的ニーズに対応していくための取組
－岡山県立岡山東養護学校－
- 4 知的障害者と肢体不自由者が共に学び合える教育課程の編成
－鹿児島県立出水養護学校－

Ⅲ－１ 肢体不自由養護学校における障害の多様化への対応 －北海道網走養護学校－

１ はじめに

本校は昭和49年に開校した、人口約4万人の網走市郊外に位置する肢体不自由の養護学校です。小学部18名、中学部7名、高等部27名の児童生徒が学んでいます。網走地方は新潟県に相当する広範な地域（人口約32万人）に知的障害の養護学校が3校（うち2校は施設併設の分校）、知的障害の高等養護学校が1校、肢体不自由の養護学校が1校の計5校が設置され、点在しています。そのため、網走市近郊の障害のある児童生徒は障害種を超えて本校への入学を希望することがあり、実際に知的障害など肢体不自由以外の児童生徒も学んでいます。

本校の特色としては、「個別的教育支援計画」と「個別の指導計画」に基づいた一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を行うとともに、自立活動の充実と保護者や地域の関係機関（医師、PT、装具制作者等）と連携して行う「からだの相談日」を実施するなど多様な個別の教育的ニーズに対応する取組を行っています。一方、地域との連携では、児童生徒の自宅がある地域の小中学校と月1回程度の交流を行う「居住地交流」の実施、網走地区の特別支援教育のセンター的役割を担う学校として関係機関との連携や支援・相談を行うためのネットワークづくり、など地域の実態に即した運営を行っています。

高等部27名のうち訪問教育の6名を除く21名の実態は、主障害が肢体不自由の生徒が3名で、21名全員が知的障害を併せ有しています。また、広義の意味で15名が発達障害と診断されています。本校では法令や学習指導要領に基づき各教科を知的障害者を教育する養護学校の各教科に替えた教育課程を編成しています。一人一人の教育的ニーズを踏まえ指導・支援を行うためには実際の教育活動を選択、組織し、実施するなど様々な視点に基づいて工夫する必要があります。高等部では、個別の教育的ニーズに基づいた時間割づくりを教育課程編成の具体的実践事項の一つとして取り組んできました。ここでは、高等部において時間割（日課表）をどのように工夫し、実際の教育活動を行っているのかを紹介します。

２ 高等部における時間割（日課表）の工夫と特徴

（１）障害種による類型化（時間割Aと時間割B）

午前中の日課は、障害の状況や発達段階、特性等から2つの時間割を設定しました。毎日同じ帯状の時間割とし、生徒にとって分かりやすい日課になるよう工夫をしています。また、それぞれの時間割では、各学習の配分時間が異なります。

時間割A（表1）では、自立活動と教科学習が中心の時間割とし、肢体不自由を主障害とする生徒3名が学んでいます。時間割B（表2）では、各教科や作業学習を中心の時間割とし、知的障害を主障害とした生徒18名が学んでいます。

午後は、選択制の教科を設定し、個別の教育的ニーズに応じて学習内容を選択できるようにしました。障害種を超えてAB合同の学習活動が行われます。

(2) 自立活動

個別の教育的ニーズのうち、障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服するための教育活動を具体的に実施するため、自立活動の時間における指導を生徒全員に対して行っています。学習時間は個別の教育的ニーズによって異なります。

(3) 教科学習

国語・数学等の教科指導については、領域・教科を合わせて「課題学習」と称し合わせて指導している学校もありますが、本校高等部では教科別指導が生徒にとっても分かりやすい学習として、また学習効果もあることから教科別指導として位置づけています。

各教科の学習内容は、個別の教育的ニーズに基づき学習指導要領の内容と関連づけて、一人一人に学習内容を選び、個別の指導計画を作成しています。学習形態は実態に応じて編成していますが、個別で学習する場合があります。

(4) 生活単元学習

時間割上には明記せず、必要な学習内容を必要な期間に単元を設定します。具体的には、学校生活を豊かにする学校行事に関する単元、家庭や社会生活を広げ豊かにする調理学習や校外学習、宿泊を伴う学習に関する単元、将来の生活を豊かにする現場実習や進路、性教育に関する単元などがあげられます。生活単元学習の基本的な学習形態は学年やクラス単位でA B合同の特別な時間割を設定します。この場合は時期や季節、日常の学習の積み重ね等に配慮します。

(5) 選択教科

午後の時間割（表3）は障害種では指導の形態を決めず、個別の教育的ニーズに基づいて学習を選択できるようにしました。本年度は、生徒自身の希望や興味・関心を尊重するとともに、保護者との懇談等を参考にして社会・理科・音楽・体育・美術・英語・情報・職業・家庭の時間設（表4）を設けました。教務部は学習グループ、指導体制、学習場所などの複雑な調整をし、適切なグルーピングに努めることによって生徒一人一人に応じた時間割を設定することができます。

表1 時間割A（肢体不自由を主とする時間割）

校時	時間	月	火	水	木	金
1	35	日常生活の指導（登校・朝の活動）				
2	45	自立活動				
3	45	国語・数学				
4	45	国語・数学				
	60	日常生活の指導（給食）				
5	45	選択	選択	選択	総合学習	H R
6	45	選択	日常生活の指導（帰りの活動・下校）			
	35	日生				

表2 時間割B（知的障害・発達障害を主とする時間割）

校時	時間	月	火	水	木	金
1	35	日常生活の指導（登校・朝の活動）				
2	30	自立活動				
3	45	自立活動・国語・数学（個別の教育的ニーズによる）				
3 4	60	作業学習				
	60	日常生活の指導（給食）				
5	45	選択	選択	選択	総合学習	H R
6	45	選択	日常生活の指導（帰りの活動・下校）			
	35	日生				

表3 選択教科の時間割

校時	時間	月	火	水	木	金
	6 0	日常生活の指導（給食）				
5	4 5	体育 A（9） 職業（5） 家庭（4） 美術 A（3）	体育 B（5） 音楽 A（10） 美術 B（3） 情報 B（3）	音楽 B（9） 美術 C（3） 情報 C（2） 英語（3） 理科・社会（4）	総合的な学習 全校で グループ化	ホームルーム
6	4 5	体育 A（9） 職業（5） 家庭（4） 情報 A（3）	日常生活の指導（帰りの活動・下校） アルファベットはグルーピングの違いを表す			
	3 5	日生				

（ ）内は履修している生徒数、1 単位時間の人数の合計は 21 名

表4 選択教科の主なねらいと内容（抜粋）

教科	主なねらい	主な内容
社会・理科 （合科）	○公共機関等の仕組みや役割を理解し、適切に利用する。 ○自然の仕組みや働きについての理解を深め、自然を愛する豊かな 気持ちを高める。	地域（網走管内）の様子 交通安全（標識） 植物の栽培 物質の変化

音楽 体育 美術 ー略ー

英語	○初歩的な日常のあいさつや会話など英会話を身につける。 ○諸外国の遊びを体験することで日本と異なった文化があることを 知る。	英会話 韓国・ルーマニアのゲーム ※月 1 回 ALT 来校
情報	○パソコンや周辺機器の基本的な使い方を身につける。 ○情報を利用して様々な人との交流を楽しむ。	パソコン・周辺機器の操作 メール HP 作成
職業	○いろいろな道具の使い方を知り、安全で正確に作業や実習を行う。 （作業学習とねらい・内容が異なる）	いろいろな道具 ペーパークラフト 木工
家庭	○家庭生活で使う家電等の基礎的な使い方を知る。 ○日常生活を送る上で必要な家事を体験する。	裁縫 アイロン 調理 洗濯

3 成果とまとめ

（1）個別の教育的ニーズと教育課程

基本となる時間割を分かりやすく示すことで発達障害のある生徒も自分から次の学習へ気持ち向ける場面が増えました。また、指導者側は個別の教育的ニーズを明らかにし、子どもにとって必要な教育内容を年間を見通して精選することができました。

（2）個別の教育的ニーズに基づく選択教科別の授業

週 4 単位時間、学習内容を選択できることで既製の教科観や指導の形態に当てはめるのではなく、個別の教育的ニーズに基づいて学習内容を精選しようという指導者側の意識が高まりました。また、今までの教育活動に選択肢を増やすことで教育活動がより豊かになりました。ま

た、午後は車いすを使用する生徒と自閉症の生徒と一緒に学習をするなど様々な生徒の交流が実現します。このことによる指導の難しさよりも学習集団の多様化やダイナミックな活動が展開できるメリットの方が目立っています。

（３）個別の教育的ニーズと障害に応じた指導の教育観

選択教科の学習では学習集団や学習場面の工夫、パニック時の対応や個別的な配慮、保護者への説明と指導者の危機管理などによって障害種を超えた教育活動を行うことができました。障害種ではなく個別の教育的ニーズに基づいた教育課程を編成し、一つ一つの問題を丁寧に解決していくことで学習活動が著しく制限されることはありません。また、障害に応じた指導を行うということであれば、障害に基づいた教育活動の中心である自立活動を大切にすることが問題解決のヒントになると思います。

地域の資源が限られている場合、子どもが自分の地域で教育を受けるためには過去の実績にとらわれず、学校が主体となって個別の教育的ニーズに応えていこうとする姿勢をもつことが必要になります。我々が特別支援教育への歩みを進めるためには欠くことのできない姿勢だといえます。

４ 本校における地域のセンター的役割

本校では、特別支援教育への転換を図りセンター的機能を備え、地域へ支援を行うことができるよう、校内の組織体制の見直し、地域（網走管内）や関係機関との連携の在り方などについて次のような取組等を行いました。

（１）分掌の再編と特別支援教育検討委員会の創設、コーディネーターの配置

校内分掌の再編、特別支援教育検討委員会の創設によって校内外の支援体制を整えました。平成18年度は、4名のコーディネーターが中心となって校内外の地域の児童生徒への個別の支援会議を企画・運営しました。

（２）オホーツク特別支援教育ネットワークと網走地区特別支援教育連絡協議会

網走管内の5校の養護学校とオホーツク特別支援教育ネットワークを組織し、北海道教育委員会が進めている網走管内特別支援教育推進体制事業を支える基盤としました。また、本校が担う地域（7市町村）に網走地区特別支援教育連絡協議会を設け、市町村教育委員会や小中学校等に研修会の開催や様々な情報をメールで発信しています。

Ⅲ－２ 児童生徒のニーズに応じた教育課程の編成と指導の工夫

－福井県立南越養護学校－

１ 本校の概要

本校は、県立では８番目の養護学校として、越前市（旧武生市）の東部に位置する味真野地区に、平成17年４月に開校した新設校です。本県は地理的に大きく分けると、嶺北地域と嶺南地域に分けられますが、養護学校はこれまで障害種別に、嶺北地域では福井市やその周辺に、嶺南地域では三方郡周辺に集中していました。そのため、遠距離通学をしている在籍者も少なくなかったのですが、平成７～８年度に開催された「福井県特殊教育問題懇談会」や平成10年度に開催された「福井県特殊教育問題研究会」において、本県の特殊教育が抱えている様々な問題についての具体的な改善策が提言され、その中で示された「養護学校の適正配置」や「地域の養護学校とする」を受けて本校が設置されました。そのため、嶺北地域では初めての総合養護学校として複数の障害種に対応しており、幼稚部も設置されています。また、地元設置されていることから、全児童生徒が自宅から通学しており、そのうちの約９割がスクールバスを利用しています。教室は県産材のスギをふんだんに使用した木造平屋建てでバリアフリーとなっており、心身ともに優しい温もりのある学習環境となっています。

表１ 平成18年度の児童・生徒数（人）

障害種別	幼稚部	小学部	中学部	高等部	合計
知的障害		５	１	２５	３１
重複障害		１６	６	２	２４
肢体不自由		１	１		２
病 弱		１		５	６
訪問教育				１	１
合 計		２３	８	３３	６４

２ 教育の基本方針と本校の特色

（１）教育の基本方針

本校では、児童生徒が高等部を卒業した後の自立や社会参加に向けて、児童生徒の持てる力を最大限に伸ばすことを目標に、一人一人の障害の状態や発達段階、教育的ニーズをきめ細かに把握しながら、地域や関係機関等との密接な連携の下、児童生徒自身の主体的な取組を重視した適切な指導や必要な支援に取り組んでいます。

また、卒業生やその保護者のための「卒業後の支援」にも力を入れています。「卒業生と語る会」「卒業生の進路先訪問」や卒業生の保護者で組織する「南越親の会」と連携した「卒業生を励ます会」など多くの交流の場を設けています。これらの支援は、卒業生が生活や仕事を続けていく上での大きな支えになるものと思われます。

学校教育法の一部を改正する法律の施行により、養護学校は特別支援学校へと転換していきますが、本校は、開校に向けた準備段階から「共に創る特別支援のネットワーク」を理念に掲げ取り組んでいます。

（２）地域と連携した学校づくり

① 地域の学校等との連携

養護学校の児童生徒が高等部卒業後、地元の人たちと互いに理解し合い、共に生活していくためには、様々な面で交流を深めておくことが重要です。本校では、児童生徒が居住している地区の小・中学校との交流（居住地校交流）を、保護者のニーズに応じた形で実施しており、約8割の児童生徒が参加しています。

また、学校同士で交流する「学校間交流」も実施しており、児童生徒は交互に訪問し合う中で多くの友達とかかわり、理解を深めています。

南越地区の小・中学校の特殊学級に在籍する児童生徒が一堂に会する体育大会には、小・中学部の児童生徒も全員参加し交流を深めています。この体育大会は準備の段階から本校の教員も参加し、児童生徒だけでなく、教員同士、保護者同士が理解を深める上でも大変貴重な場となっています。

その他、地元の高等学校や福祉施設、近隣の養護学校との交流も行っています。

② 教育・医療・福祉・労働等関係機関との連携

南越地区の保育所、幼稚園、小・中・高等学校をはじめ、地区の市町教育委員会、市町部局、各種の教育研究部会などの教育機関との連携・協力を密にすることで、本校はもとより地区全体の教育力の向上を図っています。

また、学校医をはじめ主治医、県、市町の医療・保健関係の部局との連携により、児童生徒の心身の安定を図るとともに、日常生活、教育活動等の質の向上を目指しています。

更に、県市町の福祉・労働関係の部局、社会福祉協議会等との連携を図りながら、日常生活の支援をはじめ、将来の社会参加や自立に向けた支援を進めています。

3 児童生徒の持てる力を伸ばす教育課程

（1）知的障害の教育課程

各学部とも、「日常生活の指導」を中心に「自立活動」を取り入れながら、小学部では「遊びの指導」を、中・高等部では「作業学習」や「生活単元学習」「教科」等をバランスよく取り入れて編成しています。

（2）肢体不自由・病弱の教育課程

小・中・高等学校の教育課程に準じた教育の中で、「自立活動」の時間を確保しています。また、卒業後の社会参加に向け、「総合的な学習の時間」等を活用しながら進路について考える時間を持ったり、生徒のニーズに合わせた産業現場の実習も取り入れています。

4 児童生徒の力を伸ばす授業展開の工夫

一人一人の持てる力を十分に伸ばすためには、障害の状態や発達段階に応じたきめ細かな指導が必要であり、学習内容に合わせた集団構成の工夫が求められます。

（1）障害の状態や学習の進度等を考慮した集団構成の工夫

高等部（知的障害）では、同学年の生徒で構成する学級での学習と、障害の状態や学習の進度等に応じて異学年で構成するグループでの学習を併用しています。グループ別学習は1～3

年までの生徒27名を障害の程度等で3グループに分け、軽度のものから順にグループA、B、Cとし、時間割は全学年とも同一時間帯に同一教科等を設定しています。例えば「作業学習」は月～木曜日の3、4限目に設定しており、グループAとグループBの生徒は、それぞれ2つずつ設定された学習内容の中から選択し、グループCの生徒は設定された1つの学習内容に取り組んでいます。「音楽」「美術」「生活単元学習」などもグループ別の学習を取り入れ、生徒の多様な実態に合わせたきめ細かな指導の充実を図っています。

(2) 多様な集団構成や授業展開を可能にする週時程の工夫

① 小学部

知的障害の「遊びの指導」または「体育」と肢体不自由および病弱の「体育」を、同一時間帯（金曜日の3限目）に設定しています。知的障害児同士あるいは知的障害児と肢体不自由児、病弱児が、合同で「体育」や「運動遊び」をすることができます。「音楽」についても同様な設定（水曜日の5限目）をし、学級、学年、障害種を越えた集団を自由に構成することができるようになっています。多様な集団で協力したり競い合ったりすることで学習効果を高めることができ、社会性、協調性等を育成する上でも効果的です。

② 中学部

知的障害（普通・重複）の「音楽」と肢体不自由の「音楽」を同一時間帯（火曜日と木曜日の5限目）に設定しています。学部全体で学習することにより、役割分担をしたりコミュニケーションを取ったりしながら楽しく学習することができます。「体育」「美術」「特別活動」なども同様な設定を取り入れています。

③ 高等部

ア 知的障害の「生活単元学習」と病弱の「総合的な学習」を同一時間帯（水曜日の5、6限目）に設定しています。学習内容に合わせて、学級、学年、障害種を越えた集団を多様に構成することができます。

イ 知的障害の「体育」と病弱の「体育」を同一時間帯（金曜日の1、2限目）に設定しています。病弱の生徒が知的障害の上位グループの生徒と合同で学習することにより、協力したり競争したり切磋琢磨しながら運動能力を高めることができます。

(3) 継続的な学習を可能にする週時程の工夫

ア 「日常生活の指導」を、小学部（知的障害）では毎日1限目に、中学部（知的障害）では1日の初めと終わりに、高等部（知的障害）では1限目の前半に設定し、一日の生活のリズムを整えています。

イ 高等部（知的障害）の「運動」は、月～木曜日の1限目（後半）に設定し、季節ごとにテーマを変えながら継続的に取り組ませることで、運動能力の育成を図っています。

(4) 指導体制の工夫

① 多様な専門性を持つ教員による指導

本校には、知的障害・肢体不自由・病弱の各養護学校をはじめ県立高校（普通科、職業

科)、小・中学校、特殊教育センター等から、各教科等の専門の教員が意欲をもって集まってきました。いろいろな職場経験を持つ教員の集団は、他校には見られないすばらしい財産です。児童生徒は様々な場面において、専門性の高い教員から質の高い指導を受けることができ、得意分野を伸ばすことができます。反面、障害児教育に関する専門性の低下が懸念されますが、互いに専門性を尊重しながら学び合ったり、課題を持って研究に取り組んだり、積極的に校外研修に出かけたりする姿から、懸念は無用であると考えます。

② 外部専門家の活用

ア 事業の活用

国や全国特殊学校長会等が実施している事業を活用し、理学療法士、作業療法士による機能訓練や臨床心理士、自閉症専門の大学教授によるカウンセリング、音楽講師等による授業を実施しています。

イ 地域人材の活用

作業学習や生活単元学習、教科学習等において、地元の施設の職員や地場産業の職人、高い技術を持った様々な専門家等による指導により、生徒、教職員共にレベルアップを図っています。

5 特別支援学校に向けての取組

(1) 教職員の専門性の向上

障害を持った児童生徒に対する指導はもとより、他の学校等への支援を行う上で大切なことは、各教員が高い専門性を持つことであり自己研鑽が何よりも大切です。そのため、全教員がそれぞれに課題を持ち指導法等の研究を進めるとともに、学部研究会やグループ別研究会等において研究を深めています。また、校内研修を実施したり、校外研修へ参加した者が講師となって伝達したりするなど、教職員の資質向上を図っています。

(2) 地域への支援

特別支援教育コーディネーターが、地域の保育所・幼稚園、小・中・高等学校等の幼児児童生徒、教職員、保護者等の要請等に応じ、相談等の支援を行っています。今年度の地域への支援状況は1月末現在で、①教育相談（来校相談、訪問相談、電話相談）の実施（462件）、②地域の小・中学校等での校内研修会やケース会、特別支援教育に関するガイダンス等の支援（22件）、③地域の市町の就学指導業務への支援（8件）、学校における就学相談等の支援（370件）、④授業、研修講座、校内研究発表会の公開（14件）、⑤施設・設備の提供（19件）となっています。

6 「児童生徒の持てる力を伸ばす教育課程」を編成する上での課題

児童生徒の障害の程度や発達状況は様々であり、個に応じたきめ細かな指導をする上で一層多様な教育課程の編成が求められます。そのためには、定数の確保はもとより優秀な人材の確保が欠かせません。地域人材の活用については、ボランティアの発掘に努めていますが、指導領域が限られることから外部指導者を活用できる事業の充実が望まれます。

Ⅲ－３ 肢知併置校における多様な教育的ニーズに対応していくための取組 －岡山県立岡山東養護学校－

１ 学校の概要

本校は岡山市郊外に平成９年４月に開校した肢知併置の養護学校です。岡山県の肢体不自由教育体制及び知的障害養護学校高等部の整備計画に基づき、肢体不自由部門と知的障害部門のそれぞれの部門に小中高の学部を置く、肢知併置の養護学校として開設されました。開校時は106名の児童生徒数でスタートしましたが、開校10年目の現在は下表のような規模になり、知的障害部門の児童生徒数の増加が著しい状況となっています。



H18 児童生徒数 () 数字は訪問教育生で内数

	小学部	中学部	高等部	計
肢体不自由部門	28 (5)	18	16 (1)	62 (6)
知的障害部門	62	18	52	132
計	90 (5)	36	68 (1)	194 (6)

２ 教育の基本方針と本校の特色

本校の特色は、学校教育目標と開校時の学校づくりの考え方に大きく依拠しています。

学校教育目標

一人一人の教育的ニーズをもとに、能力・特性に応じた教育を行い、その可能性を伸ばし、積極的に社会に参加し自立していく人間を育成する。

開校時の学校づくりの考え方

(１) 教育内容・方法は従来の肢体不自由教育と知的障害教育を継承する。

①各部門各学部ごとの学級編成，教育課程とする。

②両部門の指導方法等を相互に研究し，効果的な指導にいかす。

(２) 児童生徒，保護者，職員が一つの学校であるという意識と一体感をもつ。

①職員室は１室とし，全員で毎日朝礼，毎月職員会議。

②各分掌係は各部の代表６名と担当教頭で組織する。

③PTAは単体として組織し，各部門からそれぞれ関係の活動に参加する。

④全校行事を一体的に実施する。

⑤両部門各部の児童生徒が相互に交流する。

(３) 地域に児童生徒の教育，教職員を知ってもらい，支えてもらえる学校になる。

「一人一人の教育的ニーズをもとにした教育」を、「従来の肢体不自由教育と知的障害教育を継承した肢知2部門各部ごとの教育課程」と「一体的な全校行事・両部門各部の児童生徒の相互交流」とで実践していることが、本校の特色と言えます。

3 学校の特色を生かす教育課程

肢体不自由部門・単一

	月	火	水	木	金
1	道徳	国語	国語	国語	プール
	朝の会				自立活動
2	算数	国語	国語	国語	国語
3	図	理科	社会	理科	社会
4	工	算数	自立活動	算数	算数
	給食				
5	音楽	総合的な 学習時間	体育	学級活動	自立活動
6	短学活		短学活	短学活	短学活

短学活

肢体不自由部門・重複A

	月	火	水	木	金
1	自立活動				プール
	朝の会				自立活動
2	ことば・かず				
3	図	ことば	生活単元	生活単元	生活単元
4	工	・かず	学習	学習	学習
	給食				
5	音楽	自立 活動	体育	学級活動	自立活動
6	短学活		短学活	短学活	短学活

短学活

肢体不自由部門・重複B

	月	火	水	木	金
1	自立活動				朝の会
2	朝の会				自立
3	みる・きく・はなす, うた・リズム ふれる・えがく・つくる, からだ				活動
4					プール
	給食				
5	音楽	自立 活動	自立活動	学級活動	自立活動
6	短学活		短学活	短学活	短学活

短学活

知的障害部門・単一

	月	火	水	木	金
	日常生活の指導				
1	朝の会				
2	学活	朝の運動／日常生活の指導			
3	体 育	生活単元	音 楽	ことば ・かず	生活単元
4		学習			学習
	給食				
5	ことば, かず	図工	ことば, かず	あそび	生活
6	日生	生活	日生	日生	日生

日生

小学部3年生の週時間表です。肢体不自由部門に5名、知的障害部門に11名、計16名の児童がそれぞれの時間割で学校生活を送っています。

肢体不自由部門・単一の時間割は、小学校学習指導要領に準じたものです。重複Aは知的障害養護学校の教育課程に沿っています。重複Bは自立活動を主とした時間割です。知的障害部門は、学習に取り組みやすいように11名の児童をその障害特性によって2学級にわけ、学級を学習の基礎集団にしてこの時間割に沿って学習に取り組んでいます。このように小学部3年生に4つの時間割がありますが、他の学年との縦割りグループで学習に取り組む時間や各部全体で行う学習の時間もあり、学習集団の単位は様々です。

学校全体では、肢知2部門小中高3学部による6学部の各学年の児童生徒が実態や教育的ニーズに応じて、多様な時間割で学校生活を送っています。

4 教育課程編成及び授業展開の工夫と課題

肢体不自由と知的障害の児童生徒が一つの学校で一緒に生活する中で、自然に交流し少しずつ理解を深めあっていますが、生活の場を共有するだけでは十分とは言えません。共に活動することとさらに理解を深めるように教職員も平素から共通理解をしながら、行事・合同授業・ニーズに応じた他部門授業への参加の例を紹介しています。

(1) 運動会の取り組み

今年の運動会のプログラムです。学校全体で行う開閉会式と全体種目・PTC種目（生徒・

保護者・教員が全員一緒に東養護音頭を踊ります。）は運動場で行い、各部の演技は部門ごとに体育館と運動場で行います。小学部の児童は昼食後下校し、午後の種目と閉会式は中学部と高等部が参加します。

開会式や閉会式では、両部門小・中学部の各代表と肢知それぞれの高等部生徒会正副会長で構成する学校全体の児童生徒会の代表が司会をしたりスローガンを発表したりします。

肢体不自由と知的障害（自閉症なども含めて）それぞれの障害特性と小中高の年齢差に十分配慮しながら、一緒に取り組む場面と別々に行う場面を工夫して、収穫祭、文化祭、入学式などの行事を実施しています。

- | |
|----------------------|
| 1. 開会式（運動場） |
| 2. 準備体操 |
| 3. 全体種目 |
| 4. PTA 会長あいさつ |
| 移動 |
| 5. 各部演技 |
| 肢体不自由部門 知的障害部門 |
| 演技（体育館） 演技（運動場） |
| 昼食 |
| 6. PTC 種目（運動場） |
| （中・高のみ） |
| 7. 閉会式 |

(2) 中学部の合同音楽の取り組み

中学部では毎学期、合同音楽の授業を行っています。

1 学期には、肢体不自由部門の生徒 6 名と知的障害部門の全生徒 18 名が参加しました。事前に音楽科の教師が相談して授業の構成を考え、それぞれの部会に授業案を提案して共通理解を図ってから実施します。

肢知それぞれの音楽の授業で歌唱や和太鼓の練習をする時、「合同授業で発表しよう」という目標は生徒にとってとても大きな励みになり、お互いを意識することにつながっています。

事前準備の段階で、互いの障害についての理解や配慮を生徒にどのように伝えるかということ、他の授業との関連を図るための年間計画の見直し、授業の質の向上のための方策等が今後の課題です。

(3) 知・高の校内実習に肢・高の生徒が参加した事例

今年の 2 学期、知的障害部門高等部では校内実習の作業種の 1 つにクッキー作りを設定しました。日頃の作業学習の集大成として、きびきびとした雰囲気製の菓子の工場での想定です。この校内実習に肢体不自由部門高等部生徒が 3 名参加しました。3 名の生徒のニーズは、「能率向上・品質向上をめざす集団作業の場の雰囲気に慣れる」というものでした。

参加した 2 年生の生徒は、ある作業所での校外実習を控えて、日常の肢体不自由部門の少

人数での学習から多人数の集団に段階的に慣れる経験を積んでいきたいと、担任と相談して知的障害部門の校内実習に参加することを希望しました。知的障害部門での作業体験に自信をつけ、校外実習に臨むことができました。

岡山東養護学校 肢・知部門 中学部 合同音楽授業

日時・場所	5月31（水） 1・2時間目 音楽室	
目標	・ 集団の中で歌ったり、リトミック的な活動をしたりして、音楽の楽しさや喜びを感覚的に感じ取ることができる。 ・ 太鼓の雰囲気慣れ、太鼓を楽しんで叩くことができる。 ・ お互いのことを知り、認め合ったり高めあったりすることができる。	
学習活動		具体的内容・支援・配慮事項
1 あいさつ		・ 授業の流れを説明する。
2 リトミック 「握手でこんにちは」		・ 自己紹介的なリミットをする。Tが始めに見本をみせる。 ・ 外の輪が知中2・3年生（12人）、外の輪が知中1年生＋肢中生徒（13人）の、二重の輪を作る。内輪の生徒はいすに座り、外輪の生徒がピアノの伴奏に合わせて動く。音楽が止まった時に、向かい合った生徒同士で自己紹介をする。 ・ 大勢の動きの中で、個々の生徒の安全面に配慮する。
3 歌唱（肢中の授業） 「オリジナルスマイル」 ①発生練習 ②歌う ③踊りを付けて歌う ④打楽器伴奏（肢中演奏）を付けて歌う		・ 肢中の授業雰囲気を感じながら、知中の生徒も一緒に参加する。 ・ 見通しがもてるように、視覚的支援をする。 ・ 楽しい雰囲気の中で、歌う楽しさや喜びを感じる。
4 和太鼓（知中の授業） 「ペコリナイト」		・ 始めは知中の生徒の見本を見る。 ・ 3年生と1・2年生の2グループで、前半、後半に分かれて叩く ・ 叩きながら動くので、バチが当たったってケガがないように注意する。
5 あいさつ		・ 実体に応じて、平太鼓やパーランクなどを使って手元で叩く。

5 特別支援学校に向けての取組

本校では開校以来、「一人一人の教育的ニーズをもとに、能力・特性に応じた教育を行い、・・・」という学校教育目標のもとに、教育実践を積み重ねてきましたが、肢体不自由と知的障害の児童生徒の養護学校であるため、日常の教育活動の幅が広いことが本校の大きな特色になっています。学校として一つであることと多様なニーズに対応する教育を行うこと、この2つを調和させながら教育活動を行っていくことが、本校の大きな使命であり特別支援学校に向けての取組につながると考えています。

Ⅲ－４ 知的障害者と肢体不自由者が共に学び合える教育課程の編成 －鹿児島県立出水養護学校－

１ 学校の概要

本校は平成12年４月に、九州では初めての知的障害者と肢体不自由者が共に学ぶ併置校として、鹿児島県北部の出水市に開校しました。それまで県北部には盲・聾・養護学校はなく、対象となった児童生徒は親元から離れた寄宿舎等に入所して通学したり、通学バス等で２時間以上揺られることを余儀なくされてきました。

地域や保護者の願いが叶い、本校開校によって多くの児童生徒が自宅から通学できるようになりました。現在リフト付き通学バスを５路線運行しています。開校当初99人であった児童生徒数も、現在は170人を超え、知的障害のある児童生徒が多数を占めている一方、障害の重度・重複化、多様化も顕著であり、本県内では多様な障害に対応する比較的規模の大きい養護学校といえます。



学校の風景

２ 教育の基本方針と本校の特色

本校は、「障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を行うとともに、互いに励まし合いながら、社会参加・自立に向けて主体的に精いっぱい生きる児童生徒を育成する」という教育目標を掲げています。

児童生徒の実態としては、知的障害者が最も多く在籍し、肢体不自由のみ有する児童生徒は少数です。小学部・中学部では知的障害・肢体不自由の重複障害者が学部の３分の１を占め、全面的な援助を要する重度・重複障害者が多数在籍しています。

児童生徒の障害の重度・重複化、多様化を踏まえ、個々のニーズに対応することはもちろんですが、障害種が異なる児童生徒同士がお互いを理解し、助け合う姿を開校以来求めてきました。障害種別の教育を重視しつつも、「知的障害者と肢体不自由者が共に学び合える教育課程の編成」を開校以来のテーマとし、研究と実践を進めています。

本校開校当時の他県の併置養護学校では、障害種別の教育課程を障害種別の指導形態で実施し、行事のときに合同で学習するというのが一般的でした。その中、本校は「知的障害者と肢体不自由者が一緒に授業ができるにはどうしたよいか」を課題とし、鹿児島県総合教育センターとの研究提携を通して教育課程の編成を行い、表２の「教育課程全体構造」の考え方に至っています。

表１ 学級種別児童生徒数 H19. 1.9現在

	知的障害	肢体不自由	重複	訪問教育	計
小学部	３８	５	２０	２	６５
中学部	３１	０	１５	０	４６
高等部	４０	６	１１	２	５９
計	１０９	１１	４６	４	１７０

表2 平成18年度教育課程の全体構造

学 校 教 育 目 標	学 部 教 育 目 標	各教科・科目 道徳 小・中学部 知的高等部 特 別 活 動 自 立 活 動 総 合 的 な 学 習 の 時 間 小学部知的 障害を除く	領 域	A 課 程	B 課 程	
			A	各教科・科目	小・中・高等学校に準ずる各教科・科目	下学年・下学部の一部又は全部を代替した教科・科目
			B	道 徳	道徳（小学部・中学部）	道徳（小学部・中学部）
			課 程	特 別 活 動	学級・HR活動 児童生徒会活動 クラブ活動※1 学校行事	
				自 立 活 動	時間における指導	時間における指導
				総合的な学習	ちやれんじたいむ等※2	ちやれんじたいむ等※2
			※1：小学部のみ（4～6年生で実施） ※2：全校美化活動，交流教育等も含む			
学 校 教 育 目 標	学 部 教 育 目 標	各教科・科目 道徳 小・中学部 知的高等部 特 別 活 動 自 立 活 動 総 合 的 な 学 習 の 時 間 小学部知的 障害を除く	指 導 の 形 態	C 課 程	知的障害Ⅰ・Ⅱ	
			C	教科別の指導	一部又は全部を知的障害の教科	知的障害の各教科
				領域別の指導	道徳（小学部・中学部） 特別活動（A・B課程と同様） 自立活動（時間における指導）	道徳（全教育活動で取り扱う） 特別活動（A・B課程と同様） 自立活動
				領域・教科を合わせた指導	日常生活の指導 あそびの学習（小学部） 生活単元学習 作業学習（中学部・高等部）	日常生活の指導 あそびの学習（小学部） 生活単元学習 作業学習（中学部・高等部）
				総合的な学習(中・高)	ちやれんじたいむ等※2	ちやれんじたいむ等
学 校 教 育 目 標	学 部 教 育 目 標	各教科・科目 道徳 小・中学部 知的高等部 特 別 活 動 自 立 活 動 総 合 的 な 学 習 の 時 間 小学部知的 障害を除く	指 導 の 形 態	D課程（教科等の一部を含む）	D課程（自立活動を主）	
			D	教科別の指導	一部の教科	
				領域別の指導	道徳（全教育活動で取り扱う） 特別活動 自立活動（時間における指導）	道徳（全教育活動で取り扱う） 特別活動の一部 自立活動（時間における指導）
				領域・教科を合わせた指導	日常生活の指導 あそびの学習（小学部） 生活単元学習(中学部・高等部)	
				総合的な学習(中・高)	ちやれんじたいむ等	
学 校 教 育 目 標	学 部 教 育 目 標	各教科・科目 道徳 小・中学部 知的高等部 特 別 活 動 自 立 活 動 総 合 的 な 学 習 の 時 間 小学部知的 障害を除く	E 課 程	個々の障害の状態に応じて B から D の課程により実施（教師を派遣して実施）		

教育課程編成に当たっての共通理解事項		
知的障害者	知 的 Ⅰ	知的障害のある児童生徒一般を対象にして教育課程を編成。
重複障害者	知 的 Ⅱ	知的障害の程度が極めて重度の児童生徒を対象とし，知的Ⅰの教育課程で取り扱う指導の形態として取り扱わない，又はその時数を変更して教育課程を編成。
	Cの各型 及び Dの各型	小学部においては各学年の標準授業時数に基づいて時数を設定するとともに，全学部について児童生徒の障害の状態に応じて，負担にならない時数を設定することから，いくつかの型に分けて編成する。
教育課程の実施に当たっての留意事項		
肢体不自由者が知的障害者と合同で授業を実施する場合，肢体不自由者の教育課程に位置付けられていない指導の形態（A又はB課程の児童生徒が生活単元学習等で合同授業を行う場合など）に学習するときは，教育課程上の位置づけを明確にするとともに，その授業時数算定の根拠を明らかにすること。		

3 特色を反映した教育課程

本校の教育課程の全体構造は表2のとおり、A～Eは肢体不自由を有する児童生徒の各課程を示し、C・D課程は知的障害を併せ有する児童生徒を、E課程は訪問教育対象児童生徒を対象とします。

肢体不自由者の中で軽度または中度の知的障害を有する者は、表2のC課程を適用しますが、これは知的障害者の教育課程とほぼ同一にし、できるだけ合同で行うようにしています。同時に児童生徒の実態によっては、C課程であってもB課程に位置づけられている教科の一部を行うこともあります。

重複学級には主に重度・重複障害児童生徒が在籍していますが、すべてが知的障害と肢体不自由の重複障害だけでなく、知的障害と聴覚障害、知的障害と病弱という児童生徒も在籍し、学級編制によっては同じ学級に知的障害Ⅱ課程（本校ではC課程と並列）とD課程の児童生徒が混在することもあります。

4 教育課程編成及び授業展開の工夫と課題

先述したとおり、「知的障害者と肢体不自由者が共に学び合える教育課程編成」を学校の研究テーマとして、開校から3年間、教育課程の整備と実践研究に取り組んできました。

（1）小学部

小学部の「あそびの学習（遊びの指導）」では、①実態が異なる児童が同じ遊びの場を共有するものと、②知的発達、身体の動き等を考慮して（知的障害、肢体不自由といった障害名で分けるのではなく）グループを作り、別々に遊びの場を設けるものを行っています。遊びの場は、児童が自ら事物や事象に対して主体的にかかわろうとする営みを促すため、見たり聞いたりして楽しむもの（光遊び、音遊び）や、素材そのものに働きかけ、創り出すもの（工作遊び）など様々な内容で構成しています。

その他、国語、算数は学年部において実態別の学習グループを作り、音楽や体育は学年部で行っています。音楽や体育は知的障害、肢体不自由、重複学級合同で行っていますが、児童の多様な実態にどう対応して授業を組み立てていくかが現在の課題となっています。



遊びの常設

（2）中学部、高等部

中学部、高等部では、知的障害学級と重複学級が作業学習（領域・教科を合わせた指導）を行い、肢体不自由学級は自立活動もしくは合科的な指導（教科を合わせた指導）として同じ作業学習の場で活動しています。肢体不自由学級は小・中・高等学校に準ずる時間割であるため、教科等の適切な時数確保に留意しながら、作業学習のような知的障害学級の指導の形態においても学習を行い、集団行動や身体機能の向上を図っています。

小学部同様、生徒の多様な実態への対応は大きな課題ですが、中学部、高等部では知的障害学級と肢体不自由学級が合同で授業を行う際、各々の教育課程に関する法令（学習指導要領等）から逸脱していないことを確認する必要があります。B課程では単一の教科の時間のほかに、「合科的な指導の時間」（複数の教科を合わせた時間、以下「合科」）を設定し、知的障害学級の生活単元学習、作業学習の場に参加しています。しかし、合科が多くなると教科書そのもののねらいに迫る授業が少なくなり、逆に少なくすると「共に学び合える」機会を減らすことにつながるため、教科担任、行事企画担当が平素より調整を図っていくことが必要になっています。また、肢体不自由学級担任だけでなく知的障害学級担任も肢体不自由学級の教科指導に当たるため、教科担任制をとる中学部、高等部では、相互に教員が授業を担当することが多く、時間割調整での工夫が求められています。

合同学習の機会を経て、知的障害のある生徒が友達の車椅子を丁寧に押せるようになったり、肢体不自由のある生徒が知的障害のある生徒との話し合いをとりまとめたりと、互いに認め合い、助け合う姿が見られるようになりました。

今後、各教育課程の年間指導計画を基に個別の指導計画を作成する際、個々の成長、発達をより効果的に図れるような、知的障害者・肢体不自由者の合同授業の可能性を探っていきたいと考えています。

5 特別支援学校に向けての取組

本校では、平成16年度に校務分掌に「支援部」を設置し、特別支援教育の対象となるADHDやLDに関する研修、センター的機能の体制づくりに着手しました。そして、特別支援教育コーディネーターの教員を中心に100校を超える小・中学校等の体制づくりへの支援、地域ぐるみの研修会の開催等、センター的役割を発揮し始めています。

本校は知的障害、肢体不自由を主障害とする児童生徒の教育を行う養護学校ですが、重複学級には視覚障害、聴覚障害のある児童生徒も在籍し、重度の肢体不自由児童生徒の多くは病弱でもあります。また、経営栄養、痰の吸引等、医療的ケアの対象となる児童生徒も増えてきています。

このことから、あらゆる障害、状況に対応できるよう、障害種を越えて教育内容、教育方法を整備することが求められています。今後、障害種別を越えた特別支援学校となるためには、自立活動を中心に、各障害への専門的な対応ができることが必要になります。また、指導に必要な施設設備の整備、教材・教具の開発等も必要です。

本校は先に述べたとおり、知的障害者と肢体不自由者が共に学び合える養護学校を目指してきましたので、異なる障害からくる異なるニーズに専門的に応えていくとともに、今後も、同じ校舎に通うすべての児童生徒が共に学び合える学校を目指し、教育課程の研究と整備をしていく必要があります。

Ⅳ 就労に向けた教育課程編成の工夫

- 1 職業自立と豊かな人間性の育成を目指した教育課程の編成
－愛知県立半田養護学校桃花校舎－
- 2 企業等との連携を重視した職業教育の推進
－京都市立白河総合養護学校－

Ⅳ－１ 職業自立と豊かな人間性の育成を目指した教育課程の編成
～高等学校と併設した養護学校高等部の取組～
－愛知県立半田養護学校桃花校舎－

１ 学校の概要

（１）桃花校舎について

平成18年４月に開校した桃花校舎は、愛知県立半田養護学校の分校として、愛知県立桃陵高等学校に併置する高等部のみの知的障害養護学校です。学校の所在地である大府市は、愛知県のほぼ中央部に位置し、健康都市として「健康」「運動」「研究」「生きがい」「福祉」の街づくりを推進しています。このことから福祉に対する市民の意識は高く、学校と地域との連携を図る上で恵まれた環境です。

また、桃花校舎はＪＲ大府駅から徒歩約10分のところにあり、生徒は愛知県全域から自力通学をしています。

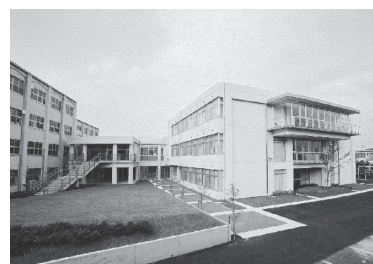


写真１ 両校の全景

（２）桃花校舎及び桃陵高等学校生徒の編成

本校は第１学年３学級24名(男子10名、女子14名)の生徒が在籍しています。また、桃陵高等学校には生活福祉科と衛生看護科が設置され、専攻科も含め５学年８学級320名の生徒が在籍しています（表１）。

表１ 両校の学級数・生徒数

知的 障 害 養 護 学 校	半田養護学校桃花校舎（高等部）			
	学 年	学 科	学級数	生徒数
	1	普通科	3	24
	2	—	—	—
	3	—	—	—
	※平成18年度から学年進行で生徒募集 （3学年72名の予定）			

本 科	桃陵高等学校			
	学 年	学 科	学級数	生徒数
	1	生活福祉科	1	40
		衛生看護科	1	40
	2	生活福祉科	1	40
		衛生看護科	1	40
	3	生活福祉科	1	40
		衛生看護科	1	40
	専攻科	1	衛生看護科	1
2		衛生看護科	1	40
	合計		8	320

２ 教育の基本方針と本校の特色

（１）基本方針

- ①一人一人の能力や個性を最大限に伸ばす。
- ②職業生活に必要な基礎的・基本的な態度を身に付ける。
- ③ノーマライゼーションの理念実現を目指し、豊かな人間性を育む。

（２）本校の特色

①両校の自然な交流

本校の教室は、桃陵高等学校の教室と同じ建物の中にあり、廊下やトイレ、特別教室、運動場や体育館など同じ空間を共有して生活しています。このような環境から、自然な形での

交流を通して社会性を育てます。

② 第2学年からのコース制

職業自立に向けて、学年による目標（1年：働く基礎・基本の習得、2・3年：実践的な知識・技能・態度の育成）を設定して職業教育に取り組みます。

ものづくりコース

「木工」、「窯業」を中心に製品を計画的に生産し、製品作りの知識・技能を高めます。また、木工・窯業の製品を流通にのせ、パソコンによる商品管理、販売、事務について学びます。

流通・サービスコース

「商品管理」、「清掃」を中心にパソコンによる商品管理や専門的な清掃技術を学びます。また、「紙工」を設定し、ものづくりコースで生産した製品と組み合わせて流通に結びつけます。



写真2 両校で草花の手入れ
(授業後の清掃タイム)



写真3 両校が力を合わせて「オーエス」
(学校祭〔体育祭〕)

3 特色を反映した教育課程

(1) 教育課程

教育課程は、普通科として編成し、国語や数学といった普通教育に関する教科のほかに、専門教育に関する教科として、第1学年の工業（木工・窯業）を設定し、働くための基礎・基本を学習します（表2）。

また、前述のとおり、第2・3学年では、「ものづくり」と「流通・サービス」のコース制を導入します。

両コースとも職業自立に必要な力を身に付けることを基本においた教育課程とし、卒業後は一般企業等への就職を目指します。

表2 教育課程編成表

学 科			普 通 科				
コ ー ス				ものづくり		流通・サービス	
学 年			1	2	3	2	3
各 教 科	普通教育 に関する 教科	国 語	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)
		社 会	70(2)	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)
		数 学	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)
		理 科	70(2)	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)
		音 楽	70(2)	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)
		美 術	70(2)	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)
		保 健 体 育	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)
		職 業	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)
		家 庭	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)
		外国語(英語)	70(2)	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)
		情 報	70(2)	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)
	専門教育に 関する教科	工 業	140(4)	280(8)	280(8)	140(4)	140(4)
		流通・サービス	—	70(2)	70(2)	210(6)	210(6)
道 徳			35(1)	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)
特別活動			35(1)	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)
自立活動			各教科・領域の中で指導する				
総合的な学習の時間			70(2)	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)
総授業時数			1050(30)	1050(30)	1050(30)	1050(30)	1050(30)

(2) 日程表、週計画表

授業時間や校時は桃陵高等学校と合わせて、1校時50分授業とし、行事や交流活動を行いやすいようにしています(表3)。

また、部活動や生徒会活動なども、桃陵高等学校の生徒と同一の時間帯で行っています。部活動の種目によっては合同練習を行います。また、行事の前には両校生徒会の打合せなどを行うことで事前の調整を図るようにしています。

表3 日程表、週計画表

	時限	月	火	水	木	金
8:35～ 8:45	職員朝礼					
8:45～ 9:00	S T					
9:00～ 9:50	第1限					
10:00～10:50	第2限					
11:00～11:50	第3限					
12:00～12:50	第4限					
12:50～13:25	給食					
13:30～14:20	第5限					
14:30～15:20	第6限					
15:25～15:35	清掃					
15:40～15:50	S T					
一般下校時刻	17:15	部活動	部活動	部活動	—	部活動
部活動下校時刻	(3月～10月) 18:00		(11月～2月) 17:30			

4 教育課程編成及び授業展開の工夫と課題

(1) 教育課程編成の工夫と課題

本校の教育課程は、週30単位時間を、普通教育に関する教科週20単位時間と専門教育に関する教科週10単位時間の2：1の割合で編成しています(表4)。

また、普通科ではありますが専門教育に関する教科を取り入れることで、職業教育の充実を図り、職業自立を目指した教育課程を編成しています。そして、第1学年3学級24名による授業展開を行いますので、少人数によるきめの細かい職業教育が実施できます。

また、桃花校舎と桃陵高等学校で施設を共有し両校で校時を合わせているため、普通教育に関する教科では、

体育館をはじめ音楽室などの特別教室を使用する場合、年度当初またはその都度、時間割調整が必要となります。

表4 教育課程の編成(県立知的障害養護学校)

高等部	教育課程の編成
既設知的障害養護学校	普通教育に関する教科で編成する。 領域・教科を合わせた指導を実施する。
既設高等養護学校	普通教育に関する教科と専門教育に関する教科を1：1の割合で編成している。 領域・教科を合わせた指導は実施しない。
桃花校舎	普通教育に関する教科と専門教育に関する教科を2：1の割合で編成している。 領域・教科を合わせた指導は実施しない。

(2) 授業展開の工夫と課題

普通教育に関する教科では、「国語」「社会」「数学」「理科」において習熟度別の学習展開(三つのスタディールーム)を行っています。本校は学校規模が小さいため、各教科の主担当者と各スタディールームの担当者の事前の打合せの時間がとりやすく、その内容を授業に反映しやすいということが言えます。しかし、今後、学級数や各教科の担当者数が増加した場合、各教科での連携を図るためには、教科会等の設定を検討していく必要があると思われます。

一方、専門教育に関する教科では、第1学年の工業(木工・窯業)において、働くための基

礎・基本を学びます。ここでは第1学年において、12名ずつが「木工」「窯業」の両方を曜日で分けて実施します。両方を体験することにより第2学年からのコース制（「ものづくり」・「流通・サービス」）に向けての素地を築くことができます。しかし、1学年の規模が小さいため、作業種目を多く設定できないなどの課題があります。第2学年からのコース制に向けては、生徒6名による作業（木工・窯業・商品管理・清掃）で実施する予定です。



写真4 校内実習

5 特別支援学校に向けての取組

本校は平成18・19年度入学希望者を対象として、主に中学校特殊学級の生徒に教育相談を実施し、進路に関する悩みや将来への展望など進路選択をする上での相談に応じています。

この教育相談では、知的障害をはじめ養護学校対象の生徒に対して、進路を考える上での相談と情報提供を行います。本校は交通の便がよく、通学エリアを愛知県全域としているため、様々な障害のある生徒が教育相談を受けにきます。これらのことから、相談機能の充実を図るためには、県内盲・聾・養護学校と連携した取組が必要です。

教育相談は、主に中学校3年生を対象にしていますが、この2年間の傾向として、中学校1・2年生、また、小学校5・6年生の教育相談の希望が増加傾向にあります。これは生徒・保護者が早い段階から社会自立に向け、適切な進路選択をしていくための取組であると考えられます（表5）。

今後は、中学校の特別支援学級や関係機関等とも連携を図り、個別の移行支援計画の策定を通して、生徒個々のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うとともに、桃陵高等学校の生徒との交流を一層推進することで、生徒一人一人の豊かな社会性を育み、社会人・職業人としての自立を図っていきたいと考えています。

表5 本校の教育相談

入学年度	中3相談件数	中3以外
18	89	14
19	127	23

平成19年1月末現在

Ⅳ－２ 企業等との連携を重視した職業教育の推進

－京都市立白河総合養護学校－

１ 学校の概要

本校は、昭和51年、高等部単独の養護学校として小学校分校跡地に設置されました。平成16年4月の京都市における養護学校6校体制から総合養護学校7校体制への再編において、本校は高等部職業学科（産業総合科）を開設し、京都市立白河総合養護学校となりました（制度的な位置付けは知的障害養護学校）。普通科生徒の卒業に伴い、平成18年4月から職業学科（産業総合科）のみの設置となり、平成19年3月に産業総合科1期生の卒業を迎えました。

京都市左京区、吉田山の南麓に位置し、東に如意ヶ岳（大文字山）を臨みます。付近には多くの旧所名跡や京都大学があり、歴史と文化に彩られた地域です。



生徒数（平成19年1月現在）

	高等部産業総合科			
	1年	2年	3年	計
男子	17名	20名	19名	56名
女子	14名	9名	10名	33名
計	31名	29名	29名	89名

２ 教育の基本方針と本校の特色

（１）教育方針

ともに働く職業人として生きがいと責任をもち、
しなやかに地域の中で生活する人を育てる

〔生徒がめざす目標〕

- 人・もの・自然を愛する心をもつ人（友愛）
- 働く意欲とチャレンジする心をもつ人（意欲と自己開発）
- 働くための健康な身体と生活者としての健全な心をもつ人（健康）
- マナーを身につけ地域の中で積極的に生活する人（自立と参加）
- 創造的で豊かな心をもつ人（夢）

（２）特色

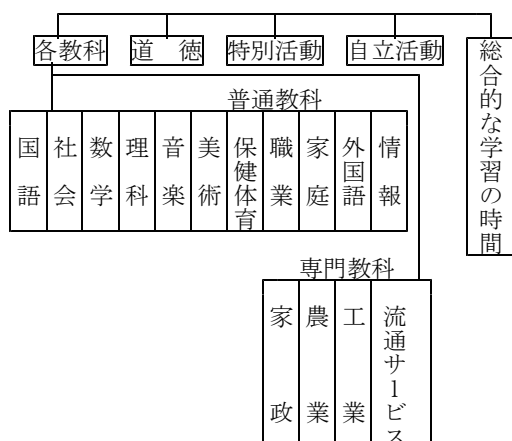
①キャリア教育の視点を取り入れたカリキュラム

- ・キャリアカウンセリングをもとにした個別のキャリアプランの作成と一人一人の進路設計に応じた移行支援
- ・特別非常勤講師をはじめ企業の視点を取り入れた4つの専門教科の設置
- ・資格試験等に積極的にチャレンジし可能性を引き出すことによる能力開発の推進（アビリンピックへの参加、ワープロ検定3・4級、電卓検定3・4級の取得）

- ・企業等専門家によるマナー研修と校内喫茶室での実習の実施
- ②産業現場での実習を重視した進路指導システム
 - ・企業とのパートナーシップのもとで人材育成を進める総合養護学校版デュアルシステムの推進
 - ・就労支援担当教員（ジョブコーチ）によるきめの細かい支援体制の推進
 - ・3年間の企業での実習を中心とした教育計画の推進

3 特色を反映した教育課程

(1) 教育課程の概要



平成18年度校時表

	月			火			水			木			金		
年	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3
1			国数情		情国数	専	情国社	専	国数情		情国数	専	情国社	専	専
2	専	専	情国数	専	数情国	専	国社数	専	情国数	専	国数情	専	社理情	専	専
3	教	教	数情国	教	音楽	教	理情国	教	数情国	教	数情国	教	数理情	教	教
4			英／情		英／情		社数理		英／情		英／情		社数理		
昼 休 み															
5	専	体	課題研究Ⅲ	数理情国社数	課題研究Ⅱ	専	専	美	道徳	道徳	道徳	課題研究Ⅰ	音楽	体	
6	門教	育				門教	門教	術		SHR			国数情	育	
		SHR		SHR		SHR							SHR		
7							特別活動								

(2) キャリアプランの策定

「キャリアプラン」とは京都市における「個別の包括支援プラン」で「移行支援」を強調させたものです。一人一人の生徒や保護者の「生き方」に関する願いから出発した目標設定をし、その目標に応じた学習を進めています。ケース会議を通して本人・保護者・学校、また関係機関が話し合い、目標設定や産業現場実習等について決定しています。なお、アセスメントと長期的な目標の作成においてはキャリア発達の観点に基づいたチェックリストを試行作成し活用しています。

(3) 各教科等

専門教科では、職業に関する専門的な知識や技能の習得を目指すとともに、就労観・職業観を育成します。普通教科においては社会生活に必要な内容を教科という枠組みを使いながら取り扱うとともに、専門教科等で必要とされる基礎的・基本的な力を培っていきます。また、専門教科や普通教科においては、資格検定試験や職業に関する競技会に向けた取組の一部も行っています。なお、総合的な学習の時間においては、「課題学習」として、生徒自らテーマを持ち、職業選択等自らの生き方に関すること、支援諸制度に関することや求職情報に関すること等について学習します。いずれの学習に関しても、産業現場実習において力を確かめ、場に応じて

発揮できるようにすることを大切にしています。

4 教育課程編成及び授業展開の工夫

(1) 専門教科の授業展開

本人や保護者の希望や、入学前におけるアセスメントを踏まえて、食品加工、農園芸、情報印刷から一つを決めて履修します。流通サービスについては共通の履修となっています。

食品加工では、パンの製造等を通し、食品加工に必要な衛生管理の技術や作業にねばり強く取り組む姿勢を培うことを目指します。農園芸では、無農薬有機野菜の生産等を通し、商品の丁寧な取り扱いや臨機応変さへの対応力、根気や働くための体力等を培います。情報印刷では、名刺やちらし、ポスター、会報等の製作等を通して、事務的な仕事に関する正確さや整理する力等を培います。流通サービスでは、喫茶室で販売や接客に関する実習を行っています。また、ビジネスマナーに関する学習にも取り組みます。いずれの専門教科においても営業活動や販売、納品等の機会を通して、接客技術やコミュニケーション技能の向上を目指しています。

(2) 産業現場実習を中心に据えた取組

①産業現場実習の流れ

学習の進度や個別の課題に応じて取り組み方が異なりますが、概ね次のような3年間の流れになっています。1年生段階では専門教科と関連した内容を実際の産業現場で取り組む学習とともに、短期間の体験的な産業現場実習に取り組みます。2年生の前期においては、本人の適性とのマッチングを求めてより幅広い体験実習に取り組みます。2年生時の後期においては、雇用を見据えたより長期の実習を始めます。3年生時には、それぞれの職場で通用する実践力の獲得を目指し、雇用を見据えた実習から雇用を前提とした実習に移行します。また、生活の場に関することや支援の活用に関しても併せ総合的に取り組みます。

②ジョブコーチ

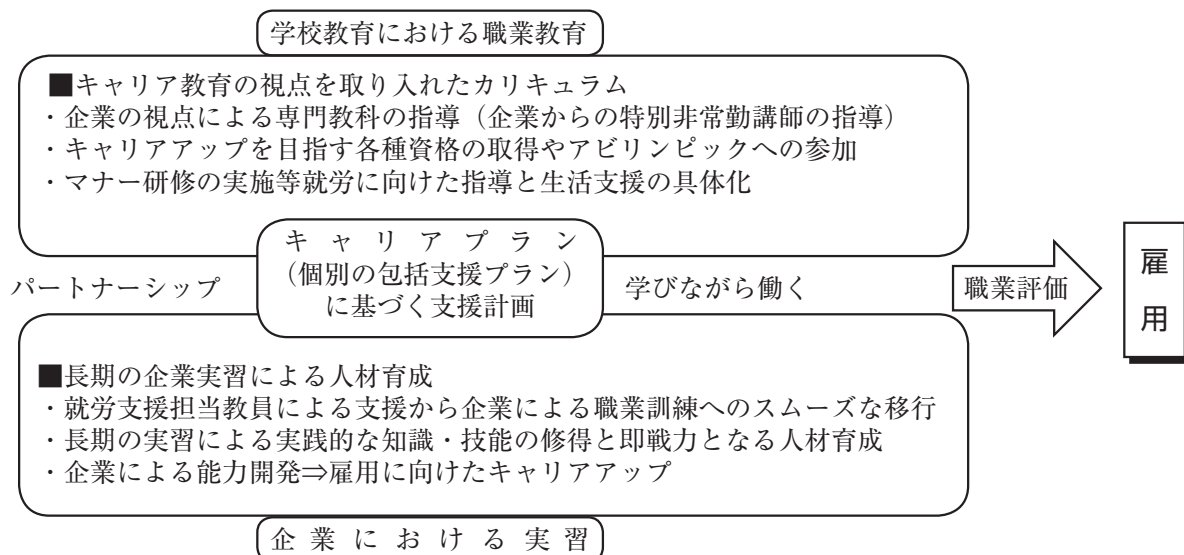
就労支援担当教員を「ジョブコーチ」として設け、実際に実習先で担当教員が働く体験をしながら職場内での職域開拓、できる状況作りや支援のあり方について検討し、職場の方と相談し合いながら実習支援を実施します。実習に際しては、職場内での作業やコミュニケーションに関する支援、指導に当たっていただく職場の方へのアドバイス等を行います。

③総合養護学校版デュアルシステム

キャリアプランに基づきながら、学校教育における職業教育と企業における長期実習とを並行して実施するものであり、学校と企業とのパートナーシップのもとに取り組んでいます。

5 特別支援学校に向けての取組と課題

発達の遅れが認められない生徒は本校での教育の対象となりませんが、LD、ADHD、高機能自閉症、アスペルガー障害等の発達障害の症状を示す生徒が少なくありません。特に産業現場実習における就労支援担当教員によるジョブコーチにおいては、情報処理過程における様々なつまづきや、こだわり等に対応する支援を行うとともに、企業の方々へは、実習受け入



れや雇用に当たってのお願いやアドバイスをを行っています。

最近、発達障害のある方の就業・生活支援がクローズアップされるようになりました。ジョブコーチ制度の中で組み込まれているより専門的な支援のあり方を学ぶとともに、本校が培ってきたジョブコーチ・支援のあり方をまとめ、広く発信していくことが考えられます。

京都市においては、地域制・総合制の小学部・中学部・高等部が設置された総合養護学校が4校あり、京都市を東西南北に4分割した地域を担当する総合育成支援教育センターを開設しています。高等部職業学科単独設置校である本校においては職業教育や移行支援についての分野に特化したセンターとしての機能を拡充させていく必要があります。

一人一人の職業的自立や社会的自立に向けた力は、高等部段階での教育だけで育まれるわけではありません。キャリア教育の推進といった観点に立ち、小学校・中学校段階からトップダウンの発想で取り組む視点、指導内容、指導方法の提供や、啓発を進めていく必要があります。こうしたことから、本校においては、従来より担ってきた総合支援教育（特別支援教育）に関する研修に加え、小学校・中学校に対するキャリア教育研修会の実施を計画しています。

執筆者一覧

まえがき 千田耕基（教育支援研究部・上席総括研究員、教育支援研究部長）

第一部 特別支援教育と教育課程

- I 1 千田耕基（教育支援研究部・上席総括研究員、教育支援研究部長）
 - 2 萩元良二（企画部・総括研究員）
 - 3 萩元良二（企画部・総括研究員）
 - 4 中村 均（教育研修情報部・上席総括研究員、教育研修情報部長）
 - 5 渡邊 章（教育研修情報部・総括研究員）

- II 1 （1）當島茂登（教育支援研究部・総括研究員）
（2）齊藤由美子（教育支援研究部・研究員）
 - 2 木村宣孝（教育支援研究部・総括研究員）
 - 3 徳永 豊（企画部・総括研究員）
 - 4 （1）1）千田耕基（教育支援研究部・上席総括研究員、教育支援研究部長）
2）原田公人（教育支援研究部・総括研究員）
3）木村宣孝（教育支援研究部・総括研究員）
4）當島茂登（教育支援研究部・総括研究員）
5）滝川国芳（教育支援研究部・主任研究員）
6）大崎博史（教育相談部・主任研究員）
7）滝川国芳（教育支援研究部・主任研究員）
（2）笹森洋樹（教育支援研究部・総括研究員）

- III 萩元良二（企画部・総括研究員）

第二部 特別支援教育の教育課程編成Q & A

- Q 1 千田耕基（教育支援研究部・上席総括研究員、教育支援研究部長）
- Q 2 木村宣孝（教育支援研究部・総括研究員）
- Q 3 當島茂登（教育支援研究部・総括研究員）
- Q 4 齊藤由美子（教育支援研究部・研究員）
- Q 5 大崎博史（教育相談部・主任研究員）
- Q 6 當島茂登（教育支援研究部・総括研究員）
- Q 7 原田公人（教育支援研究部・総括研究員）
- Q 8 中村 均（教育研修情報部・上席総括研究員、教育研修情報部長）
- Q 9 笹森洋樹（教育支援研究部・総括研究員）
- Q 10 滝川国芳（教育支援研究部・主任研究員）

Q11 渡邊 章（教育研修情報部・総括研究員）

Q12 徳永 豊（企画部・総括研究員）

Q13 徳永 豊（企画部・総括研究員）

第三部 教育課程編成に関する学校事例

I 1 広島県立盲学校

2 東京都立中央ろう学校

II 1 岐阜県立大垣養護学校

2 大阪府立羽曳野養護学校

3 茨城県立北茨城養護学校

4 岩手県立盛岡養護学校

III 1 北海道網走養護学校

2 福井県立南越養護学校

3 岡山県立岡山東養護学校

4 鹿児島県立出水養護学校

IV 1 愛知県立半田養護学校桃花校舎

2 京都市立白河総合養護学校

プロジェクト研究（平成18年度）

特別支援教育における教育課程の編成・実施の推進に向けた実際的研究

特別支援教育の充実に向けた教育課程編成

平成19年3月 印刷・発行

発行 独立行政法人国立特殊教育総合研究所
〒239-8585 神奈川県横須賀市野比5-1-1
電話 046-848-4121（代表）
URL <http://www.nise.go.jp/>
